「ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方」第一次答申（案）に対する意見及びその考え方

意見募集期間：令和８年７月１日（水）～同年７月 30 日（木）
案件番号：145210735

意見提出者一覧

意見提出者　26 件（法人等：13 件、個人：13 件）

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
１	個人Ａ
２	個人Ｂ
３	個人Ｃ
４	個人Ｄ
５	個人Ｅ
６	個人Ｆ
７	個人Ｇ
８	個人Ｈ
９	個人Ｉ
10	個人Ｊ
11	個人Ｋ
12	中部テレコミュニケーション株式会社
13	株式会社ＮＴＴドコモ
14	ＮＴＴドコモビジネス株式会社
15	一般社団法人テレコムサービス協会
16	ＮＴＴ西日本株式会社
17	ＮＴＴ東日本株式会社
18	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
19	地域情報化電気通信事業者協議会
20	ＫＤＤＩ株式会社
21	ソフトバンク株式会社
22	株式会社オプテージ

23	株式会社インターネットイニシアティブ
24	楽天モバイル株式会社
25	個人Ｌ
26	個人Ｍ

■「ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方」第一次答申（案）※提出意見については、各意見の上段に意見の概要を記載している。

・第１章　ＩＰ化やメタル縮退を踏まえた音声伝送役務に係る接続ルールの在り方

意見	考え方	修正の有無
１．ＩＰ網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方		
（１）総論		
意見１ ●　ビル＆キープ方式の原則化を進めることを前提として、その実現に向けた各課題について検討を進めることに賛同。	考え方１	
○　ビル＆キープ方式の原則化に向けて、引き続き課題の抽出・整理を行った上で、制度設計を含む詳細な検討を進めることには賛成いたします。ただし、ビル＆キープ方式の適用時期については、影響が想定される中小事業者の意見を幅広く聴取するとともに、激変緩和措置の期間も含め、丁寧かつ慎重に検討がなされることが望ましいと考えます。 【中部テレコミュニケーション株式会社】 ○　「今後は、ビル＆キープ方式の原則化を進めることを前提として、その実現に向けた以下の課題について検討を進めることが適当」との第一次答申（案）に賛同します。その上で当社としては、維持・縮退フェーズにある音声通話市場における規制対応コスト・運用コストを削減し、業界全体としての効率化を公平に進めていく観点、また着信網の独占性（着信ボトルネック）に起因した着信接続料の高止まりを抑止する観点から、全事業者で一律（同時期に採用）・公平（事業者ごとの採用有無に差異なし）に、ビル＆キープ方式を採用することが最適と考えます。 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】 ○　当社は、構造的に片務的となる呼以外をビル＆キープ方式の原則化の対象とすることに賛同いたします。 【株式会社ＮＴＴドコモ】 ○　ビル＆キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方については、音声通話市場の縮退やIP網への移行といった環境変化を踏まえ、規制・運用コストの最小化及び持続可能な事業環境の構築を目指すための道筋を示すものとして賛同します。 ○　また、ビル＆キープ方式の原則化により、事業者間精算に伴う制度的・運用的負担の軽減が図られるとともに、着信接続料収入に依存しない自律的な事業環境へと移行することで、より良いサービスの創出やさらなる健全な競争市場の活性化に資するものと考えます。 【ＮＴＴドコモビジネス株式会社】 ○　ビル＆キープ方式の原則化を進めることに賛同いたします。当社は、ビル＆キープ方式の原則化が早期に実現するよう、課題の検討・整理に積極的に参加・協力する考えです。 ○　電気通信事業者には、健全な競争を通じて、社会課題の解決や利用者ニーズの変化に的確に対応することにより、新たな価値を創造し利用者利便を高めていく役割があると考えます。ビル＆キープ方式の原則化により、行政、事業者共に接続料の算定・精算や制度運用に係るコストを削減し、その資源を新たな政策や、サービスの開発、ネットワーク高度化など、社会の新たなニーズへの対応に振り向けることは、利用者利便の向上および公共の福祉の増進に資するものです。このような取組は、電気通信事業法が掲げる公正な競争の促進及び電気通信役務の	○　本案への賛同の御意見として承ります。 ○　原則化の適用時期に関する御意見については、考え方21のとおりです。	無

円滑な提供の確保という目的にも合致し、ひいては我が国の電気通信事業の継続的な成長と発展に寄与するものと考えます。 ○　音声市場は、利用者ニーズの変化等により需要は継続的に減少しており、市場全体が縮退している局面にあります。このような環境下では、トラフィックの減少に伴い音声接続料は上昇しやすくなり、従来以上に接続料水準の変動幅が大きくなる可能性があります。こうした市場環境の変化に応じた適切な接続料制度に見直さない場合、事業者による柔軟なサービス提供や利用者ニーズに応じた料金・サービス設計が困難となり、利用者利便の向上を阻害するおそれがあります。また、市場環境が変化しているにもかかわらず、現行の接続料制度の下で着信接続料を主体とした事業構造が維持されることは、競争環境の歪みを助長し、公平な競争条件の確保の観点からも課題があると考えられます。 ○　ビル＆キープ方式は、他社網のコスト影響を受ける事業環境から、自社網のコストのみでサービスを提供できる事業環境に移行し、自社網の効率化インセンティブを高める仕組みです。各事業者が自らのコスト削減や設備運営の効率化によって創出した経営資源を、他社網の接続料負担の増減に左右されることなく、自社の判断で柔軟に活用できるようになります。これにより、既存サービスの維持・向上に加え、新技術の導入や新たなサービス領域への投資を促進し、新たな価値創造を通じた利用者利便の向上及び電気通信市場の持続的な発展に資するものと考えます。 ○　このようにビル＆キープ方式の原則化は公正な競争環境の確保、利用者利便の向上および公共の福祉の増進に資するものであるため、2031年までいたずらに待つことなく、早期実現に向けて課題を整理し、速やかに導入すべきと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】 ○　本答申案は、固定電話のIP網への移行及び音声通話市場の縮小を踏まえ、接続料の算定、協議、請求及び精算に要する規制・運用上の負担を減らすとともに、事業者間協議だけでは解決しにくい課題を、全事業者に共通するルールによって処理しようとするものと理解します。この目的は妥当であると考えます。この目的を実現する手段として、一般的な国内通話のうち、事業者間で発信と着信の双方が生じる通話について、指定事業者及び非指定事業者を含む全事業者にビル＆キープ方式を一律に原則適用する方向に賛成します。 【個人Ｊ】 ○　本一次答申案参考資料Ｐ５のとおり音声のトラヒックは急速に減少しつつあり、売上も含めて通信全体における音声通話の位置付けは大幅に小さくなっています。このまま推移すれば、近い将来には音声サービスから撤退する事業者が現れてもおかしくはありません。しかし、多種多様な通信サービスの中でもいざというときに国民が最後に頼るのは音声通話だと考えます。その意味で、音声通話は必ず存続させなければならないサービスです。 ○　事業性や収益性が乏しくなりつつある音声のサービスを維持するためには、そのための費用や稼働を様々な観点からできる限り小さくする施策が重要です。本一次答申案に述べられているビル＆キープ原則化及びLRIC方式適用の廃止に関する方針はその趣旨に合致しますので、基本的に賛同致します。 【個人Ｋ】		
意見２ ●　ビル＆キープ方式の原則化を進めることを前提として、その実現に向けた各課題について検討を進めることに賛同。 ●　ビル＆キープ方式の原則化によって創出される政策リソースを接続制度全体として優先度の高い課題へ重点的に振り向けるべき。	考え方２	

○　電気通信事業法において、接続料は「適正な原価に適正な利潤を加えた水準」に基づき算定され、事業者間で適切に精算されることを基本原則としています。一方、「ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方」第一次答申（案）（以下、「本第一次答申（案）」といいます。）では、「事業者及び行政における音声通話に係る規制対応コスト・運用コスト、柔軟な事業環境、音声接続における課題等の観点から、現行制度、ビル＆キープ方式の原則化及び接続料単価の統一化を比較した結果は図１－１のとおりであり、今後は、ビル＆キープ方式の原則化を進めることを前提として、その実現に向けた以下の課題について検討を進めることが適当」と整理されています。 ○　当社としては、音声接続分野における規制対応コスト・運用コストを削減し、行政・事業者双方の限られた政策リソースをより重要な課題へ振り向けるという方向性については一定の合理性があると考え、創出される政策リソースを接続制度全体として優先度の高い課題へ重点的に振り向けるべく以下の対応を併せて行うことを前提として、ビル＆キープ方式の原則化を進めることに賛同します。 ① 重点分野への政策リソースの振り分け ○　光アクセスサービス等の需要は今後も堅調であり、またメタルサービス終了に向けてさらに重要なアクセスインフラになることから、加入光ファイバ接続料のような片務的な接続条件については、従来以上に重要な政策課題として位置付け、ビル＆キープ方式導入により削減される行政コストを、こうした分野における政策検討へ重点的に振り向けること。 ② 導入までの算定方法の取扱い ○　ビル＆キープ方式の導入が予定されている中、制度変更に伴う追加的な行政・事業者コストを発生させない観点から、今後ビル＆キープ方式が導入されるＬＲＩＣ方式及びモバイル音声接続料に関しては基本的な算定の考え方を変更する議論は行わないこと。 【ソフトバンク株式会社】	○　本案への賛同の御意見として承ります。 ○　ビル＆キープ方式の原則化によって創出される政策リソースの配分等についての御意見は、今後の検討の参考として承ります。	無
意見３ ●　ビル＆キープ方式の原則化を進めるにあたっては、関係事業者の意見を十分に聴取し、議論を尽くすべき。	考え方３	
○　ビル＆キープ方式の制度の見直しについて、今後、検証及び検討を進めるとの方向性に、賛同いたします。 他方、ビル＆キープ方式の原則化は、全ての接続事業者における収支や事業者間精算の在り方を大きく変更することで、電気通信市場に重大な影響を及ぼす可能性があります。 ○　このため、今後の進め方については、公開の場において、関係事業者の意見を十分に聴取し、その影響を多角的に検証した上で、十分な時間をかけて議論を尽くすことが肝要と考えます。 【楽天モバイル株式会社】	○　本答申案のとおり、ビル＆キープ方式の原則化については、委員会における検討に加え、ビル＆キープ方式の原則化に向けた運用面の具体化にあたっては、必要に応じて、総務省も関与する形で事業者間の協議の場を設けて検討を進めることが適当であり、関係事業者の意見を十分に聴取しながら丁寧に議論を進めていくことが適当と考えます。	無
意見４ ●　ビル＆キープ方式の原則化について、全ての音声伝送役務提供事業者の実態や意見を把握した上で、慎重に検討を進めることが適当。	考え方４	
○　現在、国内で音声伝送役務を提供している事業者は二十者強存在しており、MNOは４事業者である一方、全国規模でサービスを提供している事業者は主にNTT東日本・NTT西日本・ドコモビジネスの３事業者であり、それ以外の多くは地域事業者又は中小規模の事業者で構成されています。	○　本答申案に係る接続政策委員会における検討においては、希望する事業者からヒアリングを行うとともに、地域・中小事業者の存在も考慮し、複数	無

○　このような市場構造を踏まえると、ビル＆キープ方式の原則化のような接続制度の基本的な見直しを行うに当たっては、市場全体の実態を十分に把握し、その影響を客観的に検証した上で判断することが重要であると考えます。 ○　しかしながら、本報告書において引用されている事業者ヒアリング及びアンケートについては、一部の地域事業者・中小規模事業者（５者程度）を対象としたものにとどまっているように見受けられます。また、接続政策委員会（第77回）において、総務省担当官からは、「ヒアリングに参加されていない事業者も含めて、網羅的に状況を把握した方がいいという御趣旨かなと理解しましたが、例えば他の事業者も含めてアンケートのようなことを行うのかどうかも考えてみたいと思います。」との発言がありました。これらを踏まえると、現時点において「大半の事業者からビル＆キープ方式の原則化について一定の理解が得られている」と評価するためには、調査対象の代表性や評価に至る根拠について、更なる説明が必要ではないかと考えます。 ○　ビル＆キープ方式の原則化は、接続料の精算方式を変更するだけではなく、事業者間の費用負担や競争条件にも影響を及ぼし得る重要な制度変更です。そのため、制度改正の是非については、事業規模や事業形態を問わず、全ての音声伝送役務提供事業者の実態や意見を把握した上で、慎重に検討を進めることが適当であると考えます。 【個人Ｌ】	の事業者団体からもヒアリングを行っており、さらに本答申案に対する意見募集の実施を通じて広く関係事業者に意見提出の機会を付与していることから、適切なプロセスを経たものと考えますが、今後も関係事業者の意見を十分に聴取しながら検討を行うことが適当と考えます。	
（２）構造的に片務的となる呼の扱い		
意見５ ●　構造的に片務的となる呼をビル＆キープ方式の原則化の対象外とすることに賛同。	考え方５	
○　当社は、構造的に片務的となる呼をビル＆キープ方式の原則化の対象外とすることに賛同いたします。 【株式会社ＮＴＴドコモ】 ○　着信課金・国際通話等の片務的な呼種については、サービス提供事業者はサービス提供に利用する発信・着信事業者のネットワークコストを負担することなく利用者から収入を得る一方、発信・着信事業者は当該呼に係るネットワークコストを当該呼と関係のない自社サービスで回収することになり、ネットワークの利用とコスト負担の公平性が担保できないという問題が存在するものと考えており、「構造的に片務的となる呼については、ビル＆キープ方式の対象とするのではなく、精算方法の簡素化を行うことが適当」との第一次答申（案）に賛同します。 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見６ ●　将来的には構造的に片務的となる呼の精算も廃止し、全呼種のビル＆キープ化を行うべき。	考え方６	
○　ビル＆キープ原則化の本来の趣旨、及び音声サービスを今後も長く維持するためにコストと稼働を最小化すべきとの観点からは、将来的には片務的な呼の精算も廃止し、音声に関する接続料の精算を全廃することが望ましいと言えます。 ○　片務的な呼の精算廃止には様々な課題があることは承知していますが、ビル＆キープ原則化から数年後の時期を想定し、全呼種の完全ビル＆キープ化の検討も行うよう要望します。 【個人Ｋ】	○　ビル＆キープ方式の原則化から数年後の将来における構造的に片務的となる呼の扱いに関する御意見については今後の検討の参考として承りますが、現時点においては、本答申案のとおり、構造的に片務的となる呼について、ビル＆キープ方式の対象とした場合にはネットワークの利用とコスト負担の公平性が担保できないため、ビル＆キープ方式の対象とするのではな	無

	く、精算方法の簡素化を行うことが適当と考えます。	
意見７ ●　構造的に片務的となる呼については対象呼の認識合わせ含め丁寧な議論が必要。	考え方７	
○　片務的となる呼については、対象呼によって接続方式や接続料取引の構造等に差異があることから、対象呼の認識合わせ含め丁寧な議論が必要と考えます。 【ＮＴＴドコモビジネス株式会社】 ○　精算方法の簡素化に向けて、定額方式やレベニューシェア方式等の精算方式を導入するにあたっては、以下の課題があるため、今後丁寧な議論が必要と考えており、まずは片務的な呼となる対象について、事業者間で認識を合わせた上で、精算方法の簡素化について具体的な議論を進めていくべきと考えます。 ✓　定額方式：将来的なトラヒック推移の変動を加味する仕組みが必要 ✓　レベニューシェア方式：当該通話料収入を事業者間で共有する仕組みや事業者間での収入按分率の整理が必要 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】	○　本答申案のとおり、構造的に片務的となる呼の精算方法の詳細については、全事業者で統一的な方法の策定に向け、必要に応じて総務省も関与する形で事業者間の協議の場を設けて検討を進めることが適当であり、御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。	無
意見８ ●　緊急通報を構造的に片務的となる呼ではなく双務的な呼と見なし、ビル＆キープ方式の対象とすることについても検討を行うべき。	考え方８	
○　緊急通報は ●発事業者～着事業者（NTT東西殿）間の２者間接続である。 ●着信先はNTT東西殿のOAB～J番号を付与された回線である。 ●緊急通報の着信先である緊急機関の指令台から通報者へ発信するコールバック呼（緊急通報とは逆方向の呼）が存在する。 ことから、発／着事業者間の双務的な呼と見なしてビル＆キープの対象に含めることも可能と考えます。 ○　また、片務的となる呼の精算方法を検討した結果、ある程度呼種（OAB0、OOXY等）を区別したり呼量を把握する必要がある場合、緊急通報をビル＆キープの対象に含めることで各事業者の情報システムや精算実務の負荷を軽減できる可能性もあると考えます。今後検討を進めるにあたっては、これらの要素も含めて議論していただくことを要望します。 【個人Ｋ】	○　御意見については、構造的に片務的な呼の扱いに係る今後の検討の参考とさせていただきます。	無
意見９ ●　構造的に片務的な呼については、精算方法の簡素化に向けた検討を進めるのが妥当。	考え方９	
○　規制・運用コスト最小化と、ネットワークの利用とコスト負担の公平性担保を両立させるため、構造的に片務的となる呼はビル＆キープ方式の対象外とし、精算方法の簡素化に向け、トラヒックによらない定額方式やレベニューシェア方式等新たな精算方法の検討を進めることは妥当と考えます。 【ＮＴＴドコモビジネス株式会社】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見10 ●　構造的に片務的な呼の精算方法については、定額方式、レベニューシェア方式及び従来からの精算方法の見直し等の検討を進めるのが妥当。	考え方10	

○　トラヒックによらない定額方式かレベニューシェア方式が実現できれば精算方法の簡素化に大きく寄与すると考えますが、実現には課題も多くあります。 ○　定額方式はその定額をどのように決定するかが一番の課題です。また、毎年ないし数年ごとに改定すべきか、改定するならその方法なども課題です。さらに、OABO等で新規参入事業者が現れた場合の算出方法も課題になるかもしれません。 ○　レベニューシェア方式は、各サービス提供事業者のレベニュー（売上）に対する比率（発着事業者相互間の按分率も含む）をどのように決めるかが一番の課題です。比率はサービスの種類ごとに異なる可能性が高く、初期の検討量がかなり大きくなる恐れもあります。加えて、新サービスや新規参入事業者が登場したときにも対応可能である必要もあります。また、各サービス提供事業者が算定根拠となる自社のレベニュー（売上）を各接続事業者に開示できるか、という課題もあります。 ○　一方で、従来からの精算方式（秒単金と回数単金×トラヒック量）は、各社ともその精算システムは既に保有しており、ビル＆キープ対象呼種との区別も概ね可能と想定しますので、ビル＆キープ移行に際しての負担はかなり小さく、候補の１つに加えてもよいのではないかと考えます。但し、この従来方式を踏襲する案は、その後単金の見直しをどうするかが課題です。今後検討を進めるにあたっては、こうした要素も含めて議論していただくことを要望します。 【個人Ｋ】	○　御意見については、構造的に片務的な呼の精算方法に係る今後の検討の参考とさせていただきます。	無
意見11 ●　構造的に片務的となる呼の精算方法の簡素化に賛同。 ●　簡素化については適正なコスト回収を前提にしつつ種別ごとに全事業者統一するべき。	考え方11	
○　構造的に片務的となる呼の精算方法を従来どおりの方法ではなく簡素化することにも賛同いたしますが、構造的に片務的となる呼は、自社ユーザからコスト回収ができないため、簡素化する場合であっても、適正なコスト回収を前提とすべきだと考えます。 ○　加えて、構造的に片務的となる呼は、付加的役務電話番号（OABO）等の種別毎に音声接続料の支払先やユーザへの課金方法等が異なるため、精算方法の簡素化は種別毎に全事業者統一をすべきだと考えます 【株式会社ＮＴＴドコモ】	○　御意見については、構造的に片務的な呼の精算方法に係る今後の検討の参考とさせていただきます。	無
（３）円滑な移行の促進		
意見12 ●　双務的な一般呼において発着信トラヒックバランスに偏りが存在する場合であっても、ビル＆キープ方式の対象とする考え方に賛同。	考え方12	
○　当社は、双務的な一般呼において発着信トラヒックバランスに偏りが存在する場合であっても、ビル＆キープ方式の対象とする考え方に賛同します。 ○　ビル＆キープ方式の原則化は、音声市場の縮退を踏まえ、音声接続に係る規制対応コスト・運用コストを削減し、制度運営を簡素化することを目的として導入されるものであり、この趣旨を踏まえれば、トラヒックバランスに一定の偏りが存在することを理由として例外的な取扱いを設けることは、制度全体の整合性を損なうものと考えます。また、仮にトラヒックバランスに応じた例外的な取扱いを設けた場合には、対象事業者や偏りの閾値、その判定方法等について新たな事業者間協議や制度運営上の調整が必要となり、かえって規制対応コスト・運用コストを増加させることとなります。このような取扱いは、ビル＆キープ方式導入の目的である制度の簡素化やコスト削減にも反するものと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無

○　「②円滑な移行の促進」に記載の「双務的な一般呼にトラヒックバランスの偏りがあってもビル＆キープの対象に含めるべき」との考え方が意味するのは、ビル＆キープによって一部の事業者が接続料収支上マイナス影響を受けるとしても、それはあくまでも従来の接続料制度を利用したビジネスモデルのためであり、その利益を維持するために接続料制度を変更しない（＝ビル＆キープ原則化を行わない）という考え方はできないという意味と理解しました。ここは重要な点と考えますので、本一次報告書案の趣旨に賛同致します。 【個人K】		
意見13 ●　現時点では想定されていない新たなサービスの登場等によりトラヒックの偏在が長期間継続することが見込まれる場合には、構造的に片務的な呼と同様に取り扱うことを可能とする制度設計を希望。	考え方13	
○　ビル＆キープ方式の原則化に伴い、今後、現時点では想定されていない新たなサービスが登場し、そのサービス特性によって発着信トラヒックに著しい偏りが生じる可能性があります。その結果、着信側において設備増強等が必要となり、設備コスト等を適切に回収できなくなることも想定されます。このように、特定のサービス等によるトラヒックの偏在が長期間継続することが見込まれる場合には、片務的な呼と同様に取り扱うことを可能とする制度設計を要望いたします。 ○　このような、現時点では想定できないサービスの登場によるトラヒック偏在の取扱いを含め、ビル＆キープ方式の運用面については、総務省殿にも関与いただきながら、事業者間で協議を進めることに賛成いたします。 ○　今後整備される各種ガイドラインに、上述のトラヒック偏在の取扱いに関する規定を追加することを要望いたします。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	○　本答申案のとおり、双務的な一般呼における事業者間の発着信トラヒックバランスの偏りについては、競争の結果生じているものであるため、構造的に片務的となる呼のようにビル＆キープ方式の対象外とはしないことが適当と考えます。 ○　今後、現時点では想定されない新たなサービスが登場した場合の扱いについては、検討の必要性も含め、その時点において判断することが適当と考えます。	無
意見14 ●　ビル＆キープ方式を原則化する場合、著しいトラヒックバランスの偏りが発生した際のセーフガードについても、あわせて検討すべき。	考え方14	
○　近年、株式会社ハイスタンダードが破産した事例もありました。同社の破産原因と接続制度との関係は現時点で明らかではありませんが、近年の接続制度の見直しが地域事業者や中小規模事業者の経営環境に与えている影響については、個別事例も含めて実態を把握し、ビル＆キープ方式の原則化に当たっての検討材料とすることが望ましいと考えます。 ○　さらに、ビル＆キープ方式の原則化により、発信事業者側における長時間呼を抑制する経済的インセンティブが低下した場合、特定方向への通信量が恒常的に偏在し、大幅なトラヒックバランスの不均衡が生じる可能性も考えられます。その結果、通信品質の低下や、発信事業者・着信事業者双方において追加的な設備投資が必要となるおそれも否定できません。 ○　このため、ビル＆キープ方式を原則化する場合には、そのような著しいトラヒックバランスの偏りが発生した際のセーフガードについても、あわせて検討すべきであると考えます。例えば、「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」のように、行政又は関係事業者が是正を求めることのできるルールを整備することや、例外的に片務呼として精算を認める制度上の余地を残すことについても検討の対象とすべきではないでしょうか。	○　考え方13のとおり、双務的な一般呼における事業者間の発着信トラヒックバランスの偏りについては、ビル＆キープ方式の対象外とはしないことが適当と考えます。 ○　今後、現時点では想定されない事態が生じた場合の扱いについては、検討の必要性を含め、その時点において判断することが適当と考えますが、仮にその要因がトラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約のように不当・不適切な運営によるものである場合には業務改善命令の対象となり得ると考えます。	無

○　ビル＆キープ方式の原則化は、今後の音声接続制度の在り方を左右する重要な変更です。そのため、十分な実態把握及び影響分析を行った上で、事業者間の公平性、利用者利益及び持続可能な競争環境の確保という観点から、丁寧かつ慎重な制度設計が行われることを期待します。 【個人Ｌ】		
意見15 ●　円滑な移行の促進に向けて、一定の移行期間を設けることに賛同。	考え方15	
○　事業者や利用者に対して制度変更について十分な周知を行うために、ビル＆キープ方式の原則化までに一定の移行期間を設けることにも賛同いたします。 【株式会社ＮＴＴドコモ】 ○　ビル＆キープ方式の原則化までに一定の移行期間を設けることにより、制度変更に伴う各社の料金戦略見直しや精算システム改修、利用者周知等についても計画的な対応が可能となるなど、急激な環境変化を回避しつつ円滑な制度移行につながるものと考えます。 【ＮＴＴドコモビジネス株式会社】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見16 ●　円滑な移行の促進に向けて、必要に応じて激変緩和措置を導入することが適当。 ●　激変緩和措置については、業界全体で統一的なグライドパスを設定するべき。	考え方16	
○　当社としては後述するとおり、ビル＆キープ方式の導入効果を早期に実現する観点から、可能な限り早期の導入が望ましいと考えます。なお、ビル＆キープ方式は事業者間精算の枠組みを大きく変更する制度改正であることから、制度変更による影響を緩和するとともに、事業者の予見可能性を確保しながら円滑な制度移行を実現する観点から、ビル＆キープ方式導入までの移行期間において、必要に応じて激変緩和措置を講じることが適当と考えます。 ○　あわせて、本第一次答申（案）においても「円滑な移行の促進」の必要性が示されていることを踏まえれば、制度変更による影響を緩和するとともに、制度の公平性及び予見可能性を確保し、事業者が利用者料金や事業計画の見直しを計画的に実施できるよう、激変緩和措置については業界全体で統一的なグライドパスを設定すべきと考えます。具体的には、ＮＴＴ東日本株式会社殿及びＮＴＴ西日本株式会社殿（以下、「ＮＴＴ東西殿」といいます。）の2026年度適用接続料まで認可済みであることを踏まえれば、最新の認可済み接続料を起点とすることが最も予見可能性が高く、加えて期待される規制対応コスト・運用コスト削減の効果も高くなると考えられ、2026年度適用接続料を起点として、ビル＆キープ方式導入年度に接続料が0円となるよう、全事業者共通のグライドパスを設定することが適当と考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○　本答申案のとおり、事業者のビル＆キープ方式への円滑な移行を促進する観点から、激変緩和措置について、その必要性も含めて、今後具体的な検討を行うことが適当であり、御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。	無
意見17 ●　ビル＆キープ方式の原則化導入までの期間においては、全事業者間における接続料水準の段階的な引下げ（接続料水準差の段階的な縮小）を進めるための政策的措置を講じるべき。	考え方17	
○　ビル＆キープ方式の原則化導入までの期間においては、接続料水準差が発生しないビル＆キープ方式の制度趣旨に近付けていくことにより円滑な制度移行を実現する観点から、LRIC方式による接続料の段階的引下げに加え、二種指定事業者の接続料も含めた全事業者間における接続料水準の段階的な引下げ（接続料水準差の段階的な縮小）を進めるための政策的措置を講じるべきと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　本答申案のとおり、事業者のビル＆キープ方式への円滑な移行を促進する観点から、激変緩和措置について、その必要性も含めて、今後具体的な検討を行うことが適当であり、御意見につ	無

	いては今後の検討の参考とさせていただきます。	
意見18 ●　激変緩和措置の導入には慎重な検討が必要。	考え方18	
○　激変緩和措置は、却って行政・事業者双方の規制対応コストを増加させる可能性もあるため、その目的や必要性から十分に議論すべきと考えます。 【株式会社ＮＴＴドコモ】 ○　一定の移行期間が想定されている中、さらに激変緩和措置を設ける必要性については慎重な検討が必要と考えます。特に、激変緩和措置の内容によっては各社は自社の料金戦略見直しや精算システム改修等を段階的に行う必要が生じる可能性もあり、逆にコスト増加や利用者の混乱を招きかねず、円滑な制度移行が阻害されることが懸念されます。 【ＮＴＴドコモビジネス株式会社】	○　本答申案のとおり、事業者のビル＆キープ方式への円滑な移行を促進する観点から、激変緩和措置について、その必要性も含めて、今後具体的な検討を行うことが適当であり、御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。	無
意見19 ●　激変緩和措置の導入には反対。	考え方19	
○　ビル＆キープ方式の原則化にあたり、移行期間を設けて段階的に接続料を引き下げていく「激変緩和措置」を導入するとした場合には、以下の通り、規制・運用コスト、事業者の事業影響や利用者利便等、様々な観点において多くの問題が生じることとなります。そのため、ビル＆キープ方式を原則化する際には、「激変緩和措置」を導入するべきではなく、予め定めた時期において、対象となる全ての通話について、全事業者が一律・公平に導入することが不可欠であると考えます。 ■規制・運用コストの観点 ✓　「激変緩和措置」を導入するには、具体的な内容や実現方法の検討に相当の期間を要することに加え、激変緩和対象呼と激変緩和対象外呼が混在することになり、運用が非常に煩雑になることも想定される等、縮小する音声通話市場において、行政・事業者の規制・運用コストを増大させることにつながること。 ■事業者・利用者への影響の観点 ✓　「激変緩和措置」が、ビル＆キープ方式導入によるマイナスの収支影響（受取接続料と支払接続料の差分）が大きい事業者の事業継続性への配慮を目的としたものであるなら、激変緩和措置は当該事業者に対してマイナスの収支影響を早期から段階的に発生・拡大させるものとなり、当該事業者の事業継続性を阻害することになってしまうことも想定されること。（ビル＆キープ方式原則化に向けたビジネスモデルの転換には一定の時間を要するところ、その転換過程においてもマイナスの収支影響が早期から段階的に発生・拡大していくことにより、特に中小規模の事業者における事業撤退の可能性がより高まると想定される。） ✓「激変緩和措置」により早期から段階的に発生・拡大していくマイナスの収支影響を解消するために、各社は自社の利用者料金の水準・体系を段階的に変更することも想定され、事業者のみならず、利用者の混乱を招くおそれがあること。 ■制度の在り方の観点 ✓　ビル＆キープ方式は、発側事業者（料金設定事業者）が、トラヒックに応じて着信網のコストを接続料で負担し、そのコストをユーザからの通話料で回収する現行の費用負担・回収モデル（現行制度）の延長線上にあるものではなく、トラヒックの多寡に関わらず各事業者が自社網コストを全て負担し、そ	○　本答申案のとおり、事業者のビル＆キープ方式への円滑な移行を促進する観点から、激変緩和措置について、その必要性も含めて、今後具体的な検討を行うことが適当であり、御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。	無

のコストをユーザからの通話料により回収するモデルへとドラスティックに変革するものであることから、制度的趣旨の観点からも、現行制度とビル＆キープ方式との間で「激変緩和」を採用することは中間解としてなじまないこと。 ✓　仮に「激変緩和措置」を導入するのであれば、全社一律・公平公正にビル＆キープ方式を実現するという目的に照らし、非指定事業者の接続料も含めて一律に低減化させることを確実に担保するための規律を設けることが必須であるが、その実現へのハードルは高いこと。（指定事業者のみに規律を設けることは、事業者間のコスト負担の公平性を損ねる。） 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】 ○　ここで言う激変緩和措置とは、ビル＆キープの原則化により接続料収支が悪化して収益上で不利になる事業者への緩和措置と考えます。 ○　しかしながら、接続料収支の黒字による収益は従来の接続料制度によりたまたま得られたものにすぎないことから、基本的には激変緩和措置は不要と考えます。特に、激変緩和措置のためにビル＆キープ原則化の時期を後ろ倒ししてはならないと考えます。 ○　なお、一歩譲って仮に激変緩和措置を導入するのであれば、まず激変緩和を考慮せずに実施時期を決め、それに向けてグライドパスを設けるなど、単純でわかりやすい方法が良いと考えます。 【個人Ｋ】		
（４）原則化の適用時期		
意見20 ●　全事業者一律・公平に移行する前提で、適用時期を定めてビル＆キープ方式を原則化することに賛同。	考え方20	
○　当社は、全事業者一律（同時期）・公平（事業者ごとに採用/不採用の差異なし）に移行する前提において、ビル＆キープ方式の原則化までの移行期間として十分な期間を設けることが事業者間の公平性確保、事業者の精算システム維持等の負担軽減及び収益構造への影響緩和の観点から有効と考えます。 ○　当社は、行政・事業者双方の規制対応コスト最小化等の観点を踏まえれば、指定・非指定事業者に関わらず、全事業者一律（同時期）・公平（事業者ごとに採用/不採用の差異なし）にビル＆キープ方式を原則化することに賛同いたします。 【株式会社ＮＴＴドコモ】 ○　音声通話市場の将来像を踏まえ、ビル＆キープ方式の原則化について全事業者一律導入時期の目処を明確に示すことで、各社は将来の制度変更を織り込んだ上で、料金戦略やコスト構造等の見直しに関する検討に計画的に着手することが可能となり、場当たり的ではない将来に備えた検討と準備を着実に進められることは、安定的かつ継続的な事業運営につながるものとして適切と考えます。 ○　ただし、前述の通り、全事業者一律導入までに構造的に片務的となる呼の扱い等の各種課題について丁寧な議論が必要と考えます。 【ＮＴＴドコモビジネス株式会社】 ○　具体的な適用時期については、全事業者一律・公平にビル＆キープ方式が「円滑に」導入されるよう、これまで接続政策委員会等で示されてきた懸念事項も踏まえつつ、十分に議論を深め、事業者間でのコンセンサスを丁寧に形成したうえで決定されることが重要と考えます。 ○　また、激変緩和措置については、前述の通り導入すべきではないと考えます。	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無

【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】		
意見21 ●　適用時期について、2031年度を待たず早期に原則化を行うべき。	考え方21	
○　上述のとおり、ビル＆キープ方式の原則化は公正な競争環境の確保、利用者利便の向上および公共の福祉の増進に資するものであるため、原則化に向けた課題の整理・対応を迅速に進め、速やかに導入すべきと考えます。一つのターゲットとして、固定電話のIP網への移行が本格化する2028年度を目途として実施することが考えられます。 ○　ビル＆キープ方式の原則化の導入にあたっては、特定の事業者の事情に過度に配慮した経過措置や例外的な取扱いを設けることは不要であり、あらかじめ明確に定められた時期において、対象となる全ての通話に対し、全事業者が一律かつ公平に導入することを基本とするべきと考えます。この考え方に基づくと、「PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期等も考慮し」については、仮に2024年度にPSTNマイグレーション対応の精算システムを構築した場合であっても、一般的なソフトウェア資産の耐用年数が5年程度であることを踏まえれば、2028年度時点においては当該システムの簿価は相当程度低減しているものと考えられます。また、精算システムの廃止に伴い一定の除却費が発生する可能性はあるものの、その一方で、精算業務の縮減による運用コストの削減や、将来的なシステム維持・更改費用の負担回避といった効果を享受することが可能となります。したがって、特定の事業者における精算システムの更改時期を主たる理由として、ビル＆キープ方式の原則化を2031年度まで先送りすることは合理性に乏しく、適当ではないと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】 ○　本第一次答申（案）では、「図１－１ 接続制度の比較」に示されているとおり、事業者及び行政における音声通話に係る規制対応コスト・運用コスト、柔軟な事業環境、音声接続における課題等の観点から、ビル＆キープ方式が現行制度より優位であると整理されています。このように、制度変更の必要性及び合理性が整理されている以上、その効果を早期に実現する観点から、導入時期を必要以上に後ろ倒しとする合理的な理由は乏しく、ビル＆キープ方式は可及的速やかに導入すべきと考えます。 ○　また、「ＰＳＴＮマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期等も考慮」とされていますが、仮に2024年度に精算システムを構築した場合でも、一般的なソフトウェアの耐用年数が5年であることを踏まえれば、2029年度には当該システムの除却損の影響は大きく低減していると考えられます。加えて、これまでの接続制度における激変緩和措置についても、その適用期間は長くても3年程度であったことを踏まえれば、遅くとも2029年度にはビル＆キープ方式を導入することが適当と考えます。 【ソフトバンク株式会社】 ○　ビル＆キープ原則化に向けた準備としては、法制面の措置と構造的に片務的な呼の検討があります。これらに要する期間はいずれも概ね２年程度と想定します。また、これら２項目は平行しての検討も可能と考えます。 ○　一方、 ●「ＩＰ網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方最終答申」（令和３（2021）年９月）によると、メタルIP電話固有設備の接続料原価をLRIC方式で算定するのは2028年3月までとされている。 ●本一次答申案では、LRIC方式はビル＆キープの原則化と同時に廃止することが適当とされている。 ●第75回接続政策委員会の資料2（NTT東西殿作成）では、LRIC方式から実績原価方式に変更した場合の接続料の試算が示されている（同資料P15）が、同ページではNTT東西殿のメタル巻取りが本格化する2028年度以降の水準は予見困難との説明があり、大幅な変動の可能性も否定できない。	○　本答申案のとおり、ビル＆キープ方式の原則化の適用時期については、全事業者一律に、遅くとも令和13（2031）年度に係る接続料からビル＆キープ方式を適用することを原則化することを目処として、移行期間や精算システムの更改時期等も考慮し、今後さらに検討を行うことが適当であり、御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。	無

○　これらを総合すると、ビル＆キープ原則化の実施時期は2028年4月からとするのが最適と考えます。2028年度はNTT東西殿がメタル電話の巻取りを本格化させる年であるため、我が国の音声通話においても1つの転換点と見ることができ、タイミングとしても良い時期です。 ○　但し、法的措置などの準備が間に合わない場合は、2029年度からとする選択肢もあり得ると考えます。 【個人K】		
意見22 ●　仮に解決できない課題が残った場合は、特定の導入時期に拘らず関係事業者のコンセンサスを得ながら検討を進めることが適当。	考え方22	
○　2031年度末までのビル＆キープ方式の原則化をめざす場合、構造的に片務的となる呼の取扱いや激変緩和措置の必要性等の諸課題について丁寧に議論・整理した上で、電気通信事業法の改正及び事業者間の接続協定の変更手続き等を完遂する必要があると考えます。 ○　なお、ビル＆キープ方式の原則化は事業者全体に関わる問題であり、ビジネスモデルの変革が必要になる等影響の大きい事業者も存在するため、仮に解決できない課題が残った場合は、特定の導入時期に拘らず関係事業者のコンセンサスを得ながら検討を進めることが適当だと考えます。 【株式会社ＮＴＴドコモ】	○　本答申案のとおり、ビル＆キープ方式の原則化の適用時期については、全事業者一律に、移行期間や精算システムの更改時期等も考え、遅くとも令和13(2031)年度に係る接続料から適用することを目処として、今後さらに検討を行うことが適当と考えます。 ○　検討を尽くしてもなお仮に解決できない課題が残った場合は、必要に応じ、原則化の適用時期についても柔軟に検討することが適当と考えます。	無
（５）検討の進め方		
意見23 ●　ビル＆キープ方式の原則化に向けた検討のために、事業者間協議の場を設けることが妥当。	考え方23	
○　ビル＆キープ方式の原則化に向け、接続政策委員会での検討に加え、構造的に片務的となる呼の精算方法等の詳細については、事業者の実態や技術的・運用的な課題を踏まえた検討が有用であり、必要に応じて事業者間協議の場を通じて具体化を図ることは、合意形成の促進や制度の円滑な導入につながるものとして妥当と考えます。 【ＮＴＴドコモビジネス株式会社】 ○　当社は、総務省が関与する形で事業者間の協議の場を設けて検討を進めることに賛同いたします。 【株式会社ＮＴＴドコモ】 ○　ビル＆キープ方式原則化に向けた、具体的な導入時期や適用対象・範囲については、全事業者一律・公平にビル＆キープ方式が「円滑に」導入されるよう、これまで接続政策委員会等で示されてきた懸念事項も踏まえつつ、十分に議論を深め、各事業者のコンセンサスを丁寧に形成することが重要であると考えます。 ○　その際、事業者間で接続料を「支払う側」と「受け取る側」という利害関係が構造的に存在することにより、事業者主導でコンセンサスを形成することが困難であることを踏まえれば、総務省も関与する形で、関係事業者の意見を丁寧にとりまとめながら、議論を進めるべきと考えます。 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見24	考え方24	

●　事業者間の協議の場において事業者主導での合意形成が困難となった場合、総務省が主導して事業者の意見等をとりまとめることが妥当。		
○　例えば、構造的に片務的となる呼においては事業者間で音声接続料を支払う立場・受け取る立場に分かれ利害関係が生じ、事業者主導では各種課題に対するコンセンサスを得ることは極めて困難であると考えるため、総務省主導で事業者間の取りまとめを行うことが必要だと考えます。 【株式会社ＮＴＴドコモ】 ○　これまでの経緯を考慮すると事業者主導では各種課題について合意形成を図ることは困難と想定されるため、総務省において主導・とりまとめいただくことが望ましいと考えます。 【ＮＴＴドコモビジネス株式会社】 ○　構造的に片務的となる呼の精算方法については、音声事業者間の接続料収支や費用負担に直接影響を及ぼすものであり、事業者間で利害関係が存在することから、事業者間協議のみで合意形成を図ることは容易ではなく、制度設計が長期化するおそれがあります。 ○　また、構造的に片務的となる呼の対象範囲や精算方式は、制度全体の公平性や実効性を左右する重要な論点です。 ○　このため、ビル＆キープ方式の円滑な導入及び公正性が担保された制度設計を実現する観点から、総務省殿が単に事業者間協議に関与するのみでは不十分で、主体的に議論を進める役割を担うことが必要と考えます。具体的には、事業者間協議が膠着した場合や合意形成が困難となった場合には、総務省殿が積極的に調整を行い、必要な制度的方向性を示しながら議論を取りまとめることが適当と考えます。 ○　上記の点を踏まえ、本第一次答申（案）の記載について下記のとおり修正を要望します。 ＜現行＞ 　委員会における検討に加え、構造的に片務的となる呼の精算方法の詳細等、ビル＆キープ方式の原則化に向けた運用面の具体化にあたっては、必要に応じて、総務省も関与する形で事業者間の協議の場を設けて検討を進めることが適当である。 ＜修正後＞ 　委員会における検討に加え、構造的に片務的となる呼の精算方法の詳細等、ビル＆キープ方式の原則化に向けた運用面の具体化にあたっては、事業者間の協議の場を設けて検討を進めることが適当である。構造的に片務的となる呼の対象範囲及び精算方式は、事業者間の接続料収支や費用負担に直接影響を及ぼすことから、事業者間で利害関係が存在する論点であり、議論が長期化することが懸念される。このため、ビル＆キープ方式の円滑な導入及び公正性が担保された制度設計の観点から、事業者間協議が膠着する等の場合には、総務省が積極的に調整を行い、必要な制度的方向性を示しながら議論を取りまとめることが適当である。 【ソフトバンク株式会社】	○　本答申案のとおり、ビル＆キープ方式の原則化に向けた運用面の具体化にあたっては、必要に応じて、総務省も関与する形で事業者間の協議の場を設けて検討を進めることが適当であり、各事業者においては検討に積極的に貢献することが期待されます。仮に事業者間の協議の場において事業者主導での合意形成が困難となった場合には、総務省において必要な調整等の関与を図ることが適当と考えます。	無
（６）法制面の措置に向けた検討		
意見25 ●　法令等やガイドラインに基づく法制面の措置が必要。	考え方25	
○　指定電気通信設備を設置する事業者には接続料算定に関する規律が課されている一方で、非指定事業者については事業者間協議により接続料を決定する現状の枠組みにおいては、事業者間協議のみでビル＆キープ方式の導入について合意形成を図ることは困難と想定されることから、全事業者一律にビル＆キープ方式を導入するためには制度的な裏付けが不可欠であり、法令・ガイドライン等による明確な法制面の措置を講ずることが適当と考えます。	○　本答申案のとおり、ビル＆キープ方式の原則化にあたっては、指定事業者のみならず非指定事業者を含め、全ての事業者に一律に同方式が適用される	無

【ＮＴＴドコモビジネス株式会社】 ○　当社は、電気通信事業法をはじめとする関係法令の改正、各種ガイドラインの改定等、ビル＆キープ方式の原則化に必要な法制面の措置に向けた検討を行うことに賛同いたします。 ○　なお、指定電気通信設備制度を基礎とした現行の電気通信事業法においては、非指定事業者が設定する接続料を規制する法的根拠が存在しないため、全事業者一律（同時期）・公平（事業者ごとに採用/不採用の差異なし）にビル＆キープ方式の原則化の実現を行うために、電気通信事業法等の改正により法的拘束力のある形で実現することが有効だと考えます。 【株式会社ＮＴＴドコモ】 ○　法制面の措置に向けては、生じ得る課題や懸念事項に対して、丁寧な議論・検討がなされることが重要であると考えます。また、指定事業者のみがビル＆キープ方式への移行を強制され、非指定事業者は従来通りの接続料精算を継続することが容認されることがないよう、総務省において指定事業者・非指定事業者にかかわらず一律・公平に制度を整備いただくことが、ビル＆キープ方式導入の前提になると考えます。 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】	ことが必要になることから、ビル＆キープ方式の原則化に必要な法制面の措置に向けた検討を行うことが適当であり、御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。	
意見26 ●　法改正を要する事項と省令・ガイドライン等により対応可能な事項を切り分けた上で対応するとともに、事業者による自主的な対応も促進するなど早期導入に向け制度整備を行うべき。	考え方26	
○　当社は、ビル＆キープ方式について、全事業者に一律・公平に適用されることを法制度上担保するため、関係法令やガイドライン等の制度整備を行う必要があるとの考え方に賛同します。 ○　一方、本第一次答申（案）では、「現行制度、ビル＆キープ方式の原則化及び接続料単価の統一化を比較した結果は図１－１のとおりであり、今後は、ビル＆キープ方式の原則化を進めることを前提として、その実現に向けた以下の課題について検討を進めることが適当」と整理されており、ビル＆キープ方式は、現行制度と比較して、事業者及び行政における規制対応コスト・運用コストの削減等の観点から優位であるとされています。このように制度変更の必要性及び合理性が整理されている以上、その効果を早期に実現することが重要であり、法令改正やガイドライン改正に係る検討・手続の長期化により、ビル＆キープ方式の導入自体が遅延することは、本来の制度趣旨に反するものと考えます。 ○　このため、制度整備に当たっては、法制度による全事業者一律・公平な適用を目指しつつも、法改正を要する事項と省令・ガイドライン等により対応可能な事項を切り分けた上で対応するとともに、事業者による自主的な対応も促進するなど、早期導入に向け制度整備を行うべきと考えます。 ○　上記の点を踏まえ、本第一次答申（案）の記載について以下のとおり修正することを要望します。 ＜現行＞ 　電気通信事業法をはじめとする関係法令の改正、各種ガイドラインの改定等、ビル＆キープ方式の原則化に必要な法制面の措置に向けた検討を行うことが適当である。 ＜修正後＞ 　電気通信事業法をはじめとする関係法令の改正、各種ガイドラインの改定等、ビル＆キープ方式の原則化に必要な法制面の措置に向けた検討を行うことが適当である。検討にあたっては、ビル＆キープ方式の導入自体が遅延することのないよう、法改正を要する事項と省令・ガイドライン等により対応可能な事項を切り分けた上で対応するなど、柔軟な制度整備の在り方について検討することが適当である。 【ソフトバンク株式会社】	○　本答申案のとおり、ビル＆キープ方式の原則化に必要な法制面の措置に向けた検討を行うことが適当であり、御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。	無

（７）その他		
意見27 ●　音声のみならず、データ通信においても、費用配賦の適正性の維持が必要。 ●　モバイル接続料に係る費用配賦の簡素化については、慎重な議論が求められる。	考え方27	
○　当社は、ビル＆キープ方式の原則化により支払いがなくなるのは一部の接続料に過ぎないことを踏まえると音声・データともに費用配賦の適正性を維持すべきであると考えます。 ○　また、当社は仮にモバイル接続料における費用配賦の簡素化を行う場合であっても、かかった費用を応分負担にて過不足なく回収することを前提に、ＭＶＮＯ等の事業者への影響を確認しながら、慎重に検討を行うことが適当であると考えます。 【株式会社ＮＴＴドコモ】 ○　モバイル接続料における費用配賦の簡素化等については、競争環境への影響等も踏まえた慎重な議論が必要と考えます。 ○　なお、ビル＆キープ方式の原則化は「事業者間精算の仕組み」を変えるものであるため、音声／データの費用配賦基準そのものを変える理由にはならないものと考えております。 ○　この点、モバイル接続料の費用配賦については、これまで累次の議論により費用配賦基準の適正化・精緻化が進められてきたものであり、ビル＆キープ方式の原則化後も配賦基準は維持されるべきです。 ○　仮に費用配賦の簡素化を検討する場合でも、音声／データの費用配賦の考え方が維持されるよう算定方法等の検討をお願いいたします。 ○　また、ビル＆キープ方式の導入によるMVNOの影響等についても、接続政策委員会（第76回）で当委員会から意見させて頂いたとおり、競争環境への影響等が想定されることから、MNOとMVNO間のイコールフッティングの確保や接続と卸の代替性確保の観点等の留意点を踏まえつつ、検討をお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○　本答申案のとおり、ビル＆キープ方式の原則化後に、モバイル接続料における音声/データの費用配賦の簡素化を行うかどうか及びビル＆キープ方式の導入によるＭＶＮＯの影響等については、引き続き検討・確認していくことが適当であり、御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。	無
意見28 ●　トラヒック・ポンピング対策としてビル＆キープ方式の原則化を検討する場合でも、利用者料金への転嫁を行わない方法を取るべき。	考え方28	
○　トラフィック・ポンピング対策として「ビル&キープ方式」原則化が提唱されているが、電話網が完全IP化したのなら、IPプロトコル等で中継経路(ルーター数)の検出・制限を行えば良いのではないのか? ○　いずれにせよ、利用者料金に転嫁(値上げ)しない方法を取って頂きたい。 【個人Ｂ】	○　ビル＆キープ方式の原則化に向けた検討の参考として承ります。	無
意見29 ●　通信は国家安全保障や国民生活を支える重要インフラであり、接続政策の見直しでは競争促進だけでなく、安全保障やデータ主権の観点を重視すべき。 ●　ビル＆キープ方式の原則化の検討を含めた接続政策の見直しに当たっては、技術的合理性だけでなく、国家安全保障・データ主権・国土強靭化の観点からの検討が必要。	考え方29	
○　本答申案は、ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策の見直しを目的としており、音声トラフィックの減少やIP網への移行など、技術的な背景は理解できます。しかし、通信は単なる市場サービスではなく、国家安全保障の基盤であり、国民生活・行政・防災・治安維持・軍事通信を支える「重要インフラ」です。この観点が本答申案では十分に扱われていないと感じます。	○　ビル＆キープ方式の原則化に向けた検討の参考として承ります。	無

○　特に、国家機関（政府・自衛隊・警察・消防・各庁）の通信インフラは、海外資本依存や海外クラウド依存の事業者ではなく、国内資本であり、全国インフラを自前で構築してきた事業者を最優先に位置づけるべきです。この条件を満たすのは、長年にわたり国土強靭化を担ってきたNTTおよびKDDIの2社であり、両社は日本の通信インフラを支えてきた中核的ステークホルダーです。 ○　両社は、山間部・離島・過疎地域まで基地局を整備し、災害時には人海戦術で移動基地局を背負って現場に入り、他社より圧倒的に早い復旧を実現してきました。通信が途絶した地域で「電波が戻った」と涙を流す住民の声を何度も生み出してきたのは、この2社の現場力です。こうした実績は、単なる企業努力ではなく、国家安全保障の一部として評価されるべきものです。 ○　一方で、海外資本比率が高い事業者や、海外クラウド・海外データセンターに依存する事業者は、通信ログの国外流出や海外法令によるデータ開示リスクを抱えています。国家機関の通信が国外の法制度や企業判断の影響を受ける構造は、本来避けるべきです。通信インフラは国内に設置され、国内法のもとで運用されることが安全保障上不可欠です。 ○　また、スマートフォンのアプリストアや広告配信システムも、通信インフラの末端として国家の情報流通に影響を与えます。位置情報・通信ログ・個人情報を国外に送信するアプリや、海外法令によりデータ開示義務を負う企業のアプリは、国家安全保障上の懸念があります。キャリアやプラットフォーム事業者は、アプリストア安全保障の観点から、リスクの高いアプリを排除する仕組みを整備する必要があります。広告配信についても、国外企業による配信はユーザー行動データの国外流出につながる可能性があり、国内事業者による安全な広告基盤の整備が求められます。 ○　今回の答申案で議論されているビル＆キープ方式についても、慎重な検討が必要です。ビル＆キープ方式は事務負担の軽減や制度簡素化というメリットがある一方で、自前で全国インフラを整備してきた事業者の負担を増やし、海外依存企業やインフラ投資の少ない事業者を相対的に有利にする可能性があります。これは、国家が非常時に「キープすべき企業」を弱体化させる結果につながりかねません。 ○　国はいざという時、すべての事業者を守ることはできません。だからこそ、国家安全保障の観点から、「本当に守るべき通信事業者」を厳選し、その企業が持続的にインフラを維持できる制度設計が必要です。長年にわたり日本の通信インフラを築き、災害時の復旧を担ってきたNTTとKDDIは、まさにその「守るべき企業」です。 ○　通信は市場競争で品質が上がる領域ではなく、国家の安全を守るために、一定の規制と優先順位付けが必要な領域です。接続政策の見直しにあたっては、技術的合理性だけでなく、国家安全保障・データ主権・国土強靭化の観点を強く反映させていただきたいと考えます。 【個人H】		
意見30 ●ビル＆キープ方式の原則化に向けた検討にあたっては、利用者の目線に立った検証を行うべき	考え方30	
○　0570・相談窓口の利用者負担を、接続政策の検証対象に入れるべき。音声接続料の簡素化・ビル＆キープ方式の原則化を進めるなら、その効果が利用者料金に反映されるかを検証すべき。特に0570、行政相談、人権相談、消費者相談、公共交通・福祉割引関係の窓口は、通話料定額の対象外で、待ち時間やたらい回しの分まで利用者負担になる。 ○　公的・準公的窓口には、0570だけでなく、03等の通常番号、0120、Webフォーム、折返し電話、FAX、メール、チャット等の代替手段を義務的に用意すべき。「相談は無料」と言いながら通信料が高いのは、特に障害者・高齢者・生活困窮者・被害者にとって実質的なアクセス制限になる。	○　ビル＆キープ方式の原則化に向けた検討の参考として承ります。	無

○　構造的に片務的な呼の扱いでは、事業者間精算だけでなく、最終利用者の料金・アクセシビリティ・苦情相談への到達可能性を評価すべき。答申案は片務的な呼について簡素な精算方法を検討するとしていますが、そこに「利用者保護」の観点を明記してほしい、という意見にできます。 ○　端末の対応バンド・eSIM・MVNO機能開放も、通信サービスの選択可能性として重要。海外に行く人、複数キャリアを使い分ける人、MVNOを使う人、障害者割引や低廉なサービスを選びたい人にとって、SIMロックだけでなく対応バンドやeSIM機能の差も実質的な乗換障壁になる。 ○　「国際通話や0570など、事業者間精算・着信課金・番号制度の都合が利用者料金に転嫁されやすい呼種について、透明性と低廉化を検討すべき」。 ○　電話サービスが縮退しているからこそ、電話が最後に残る領域は、行政相談、人権相談、消費者相談、障害者・高齢者対応、公共交通の福祉割引手続など、生活上不可欠で代替しにくい窓口になっている。接続料・番号制度・着信課金の見直しに当たっては、事業者間精算の効率化だけでなく、0570等によって相談者・障害者・被害者側に高額な通話料が転嫁されていないかを検証し、公的・準公的窓口については低廉または無料の代替番号・折返し対応を確保すべきである。国際通話、国際ローミング、0570等の通話料定額対象外サービスについては、利用者が通常の国内通話・国内データ通信と同じ感覚で利用した場合に、予期せぬ高額請求が発生しやすい。特に海外では、着信通話にも料金が発生する場合があり、データローミングも定額サービスの申込有無、対象国・地域、対象外通信、船舶・航空機・衛星通信等によって高額化するおそれがある。接続料・番号制度・国際電話・モバイル接続料等の見直しに当たっては、事業者間精算の効率化だけでなく、最終利用者に高額な料金リスクが転嫁されていないかを検証すべきである。 【個人E】		
意見31 ●　ビル＆キープ方式の原則化は、トラヒック・ポンピングなど個別協議では解決しにくい制度上の問題への対応として位置付けるべき。 ●　ビル＆キープ方式導入後の影響の確認方法について、確認事項や使用する情報等を具体的に整理すべき。 ●　今後検討が必要な未決事項について一覧化すべき。	考え方31	
○　その実現に必要な複数の事項が今後の検討に移されているため、制度目的を実際の運用へ接続する観点から、未決事項の処理主体、次回の判断時期又は判断を開始する条件、導入後の確認方法及び計画変更時の取扱いを明確にする必要があります。 ○　現行の選択式ビル＆キープ方式は、接続する二社の合意を必要とするため、接続料収入が減少する側では同意する経済的な動機が乏しく、全体的な移行が進みにくい構造です。また、一部の事業者間だけが同方式へ移行しても、接続料の算定、請求及び精算のための仕組みを業界全体として廃止することは困難です。したがって、事業者間の個別合意だけでは解決できない問題を、全事業者に共通するルールによって処理する必要性は認められます。その上で、確定答申では次の事項を明確にしてください。 1. 過去のトラヒック・ポンピング対策と、現在残る制度上の問題を区別すること トラヒック・ポンピングが現在も過去と同じ規模で継続していると主張するものではありません。着信インセンティブに関するガイドラインや事業者間協議等の後、トラヒック・ポンピングが概ね収束したとの事業者説明が示されていることと、次の制度上の問題が残っていることを区別して記載してください。 非指定事業者の接続料について、算定根拠や妥当性を確認しにくいこと 特定の番号への着信には、その番号を収容する事業者の通信網を利用せざるを得ないこと	○　本答申案のとおり、トラヒック・ポンピングの発生といった事業者間協議では解決し得ない課題への対応としても、ビル＆キープ方式の原則化は有効と考えます。 ○　ビル＆キープ方式導入後の影響に係る確認方法の詳細等に関する御意見については、今後の検討の参考として承ります。	無

接続する二社の合意を前提とする方式では、接続料収入が減少する側では、同意する経済的な動機が乏しいこと 一部の事業者だけがビル＆キープ方式を採用しても、業界全体の算定・精算事務を廃止できないこと 参考資料では、トラヒック・ポンピングは2022年4月をピークに概ね収束したとの事業者説明がある一方、対策後も通常より発着信比率が高く、意図的なトラヒック増幅が疑われる事業者が存在するとの説明もあります。ビル＆キープ方式の原則化は、過去の個別事案だけを理由とするのではなく、個別協議では解決しにくい制度上の問題への対応として位置付けることが適当です。 2. 導入後の確認方法を、法制面及び運用面の具体化と接続すること 法令改正等を具体化する過程で、少なくとも次の事項を整理してください。 導入後に確認する事項 確認を行う主体 確認予定時期又は確認を開始する条件 制度変更の前後を比較するために使用する情報 制度を再検討する条件 現段階で数値基準を決められない場合に、その基準を設定する主体、時期又は手続 確認事項には、既存資料によって確認可能な範囲で、少なくとも次を含めることが適当です。 接続料の算定、交渉、請求及び精算に要する行政・事業者の作業量と費用の変化 異常な発着信トラヒックの発生状況 利用者料金及び料金体系への影響 小規模事業者及び地域事業者のサービス継続への影響 音声サービスの品質及び設備投資への影響 MVNOの費用負担及び競争条件への影響 確認できない事項について、新しい調査を一律に要求するのではなく、利用可能な情報が不足している場合には、その旨を記録してください。確認には、事業者が既に作成又は保有している接続料の届出資料、会計資料、発着信トラヒック資料、既存の事業者報告その他の利用可能な情報を、可能な限り使用してください。すべての事業者が同一の資料を保有していることを前提とするものではなく、新たな恒久的報告制度を一律に設けることを求めるものでもありません。 また、制度移行に伴って新たに臨時的な事業者報告又は追加検証を設ける場合には、次の事項も併せて整理してください。 重点的な報告又は検証を行う期間 問題が確認されない状態が続いた場合に、確認頻度を見直す条件 追加的な確認を終了し、既存の通常検証へ移行する条件 異常なトラヒック、サービス継続への影響その他の問題が発生した場合に、確認を再び強化する条件 これにより、制度導入直後の安全確認を行いつつ、問題が確認されない場合に行政及び事業者の追加負担だけが恒久的に残ることを防ぐことができます。 3. 未決事項の担当主体及び次回判断条件を記録すること 確定答申の別紙又は後続の委員会資料において、少なくとも次の未決事項を一覧化してください。 着信課金電話、国際電話、緊急通報など、通話の性質上、一方向の料金精算だけが発生する通話の精算方法 ビル＆キープ方式へ移行するまでの準備期間 制度変更によって一部事業者の収入又は費用が急変する場合の経過措置		

移行期間中に使用する接続料の算定方法 法律、省令及びガイドラインで定める事項の分担 MVNOへの影響の確認方法 各事項について、次の情報を記載してください。 処理又は検討を担当する主体 次回の検討予定時期又は検討を開始する条件 検討結果を記載する予定の文書 現段階で確定答申の別紙として整理することが困難な場合には、後続資料で一覧を作成すること及び当該資料を作成する主体を、確定答申に明記してください。 また、原則適用の目標時期又は移行計画を変更する場合には、次の事項を記録してください。 変更の理由 事業者及び利用者への影響 制度移行までの暫定的な取扱い 見直し後の予定時期又は次回判断条件 変更を判断した主体 変更内容を記載する文書 予定どおりに制度を実施できない場合であっても、暫定的な取扱いと次の判断条件を記録することで、未決事項が処理主体の不明なまま残ることを防ぐことができます。 ○　結論 ビル＆キープ方式の原則化には、全事業者を同時に共通ルールへ移行させなければ導入が進まないという制度上の理由があります。一方で、全事業者の費用回収、収益構造及び競争条件を変更する制度であるため、原則化の方針だけでなく、導入根拠の整理、導入後の確認方法及び未決事項の処理経路まで、確定答申又は後続資料に接続しておくことを求めます。 【個人Ｊ】		
２．ＩＰ網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルＩＰ電話に係る接続ルールの在り方		
（１）総論		
意見32 ●　賛同意見。	考え方32	
○　ビル＆キープ方式の原則化にあわせてLRIC方式の適用を廃止することには賛成いたします。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見33 ●　賛同意見。 ●　ＬＲＩＣ方式の適用の廃止の実施時期はビル＆キープ方式の原則化とあわせて、固定電話のＩＰ網への移行が本格化する2028年度を目途として遅滞なく実施することが望ましい。	考え方33	
○　ビル＆キープ方式の原則化が実現された場合、事業者間における音声接続料の精算は原則不要となり、LRIC方式から実際費用方式に見直しても接続事業者に与える影響は限定的になると考えます。事業者・行政コストの最小化のためにはLRIC方式による接続料算定の廃止が望ましいと考えるため、ビル＆キープ方式の原則化にあわせてLRIC方式の適用を廃止することに賛同いたします。	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。 ○　本答申案のとおり、ビル＆キープ方式の原則化の適用時期については、移行期間や精算システムの更改時期等も考慮	無

○　実施時期はビル＆キープ方式の原則化とあわせて、固定電話のIP網への移行が本格化する2028年度を目途として遅滞なく実施することが望ましいと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	し、今後さらに検討を行うことが適当であり、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	
意見34 ●　ＬＲＩＣ方式の適用の見直しについて、今後、検証及び検討を進めるとの方針に賛同。 ●　ＬＲＩＣ方式は、ボトルネック設備を保有・運用するＮＴＴ東西の当該保有・運用に係る非効率性を排除すること等を目的に導入されたため、ＬＲＩＣ方式の適用を維持するかどうかにかかわらず、引き続き、公開の場で検証を行うべき。	考え方34	
○　接続料算定における長期増分費用方式（以下「LRIC方式」という。）の適用の見直しについて、今後、検証及び検討を進めるとの方針に賛同いたします。 ○　LRIC方式は、ボトルネック設備を保有・運用するNTT東日本株式会社殿及びNTT西日本株式会社殿（以下「NTT東西殿」という。）の当該保有・運用に係る非効率性を排除すること等を目的として導入されたものです。このため、今後の検討の結果、LRIC方式の適用を維持することになるか否かにかかわらず、NTT東西殿が抱える当該非効率性が適切に排除されているかどうかについて、引き続き、公開の場において検証を行うべきと考えます。 【楽天モバイル株式会社】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。 ○　音声接続料についてビル＆キープ方式を原則化した場合、現在、ＬＲＩＣ方式で算定しているメタル収容装置等の接続料を含め、事業者間において接続料を相互に支払い合うことは原則として無くなることから、接続料の原価算定においてメタル収容装置等の提供における非効率性が排除されているかどうかという懸念は解消されると考えます。	無
意見35 ●　ビル＆キープ方式の原則化の実施有無によらず、ＬＲＩＣ方式は直ちに廃止し、直近の適用料金から実際費用方式（実績原価）へ移行すべき。 ●　ＬＲＩＣ方式は、導入当初に整理された役目・役割を果たしたと考えられるため、電気通信事業法を改正し、即時廃止すべき。	考え方35	
○　ビル＆キープ方式原則化の実施有無によらず、以下の理由により、LRIC方式は直ちに廃止し、直近の適用料金から実際費用方式（実績原価）へ移行すべきと考えます。 ✓　音声通話は、固定電話からモバイル、さらにはLINE、Teamsといった通信アプリ等、新たなコミュニケーションツールにシフトしており、利用者はこうした多様なサービス・ツールから通信手段を選択している状況であることから、LRIC方式を導入する上での前提とされた音声通話市場における加入電話の独占性はもはや存在しないこと。 ✓　加入電話の利用はLRIC方式導入時と比較して▲96%（通話時間）まで減少し、今後も減少傾向が継続すると見込まれている状況であり、加入電話の市場は顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行していることや、IP網への移行完了（2025年1月）により中継電話におけるマイライン競争は終了していることから、中継電話市場の競争促進を図るという目的で導入されたLRIC方式は、その役割を終えていること。 ✓　また、IP網への移行完了により、事業者間の接続形態はシンプルな発着2社間の直接接続になり、当社を含む各社は、お互いに着信網の接続料を負担した上で発信呼の料金設定を行う対称・対等な関係となったため、当社のみにLRIC方式を適用するといった非対称規制を課す必要性はなくなっていること。 ✓　当社から『今後の固定電話サービスについて(2025年9月29日)』で公表したとおり、加入電話は利用の減少や老朽化した設備の維持限界により、2035年頃までにはサービスレベルの維持が困難となる状況を迎えており、2035	○　ビル＆キープ方式の原則化の実施有無によらず、ＬＲＩＣ方式を直ちに廃止した場合、①接続料の原価算定において、メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通しが明らかでない、②音声接続料の事業者間協議における固定系非指定電気通信事業者にとってのベンチマークとしての役割が失われるといった懸念が解消されないことから、本答申案のとおり、ビル＆キープ方式の原則化にあわせて、接続料算定におけるＬＲＩＣ方式の適用を廃止することが適当と考えます。 ○　その上で、ビル＆キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音	無

年頃までの間、いかにコストミニマムかつ安定的にサービスを提供していくかという「維持・縮退フェーズ」においては、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用する」というLRIC方式の適用による非効率性の排除は現実的ではなく、実態と乖離していること（ベンチマークとして機能しない）。 ✓　当社は、LRIC方式導入からの25年間（2000年～2024年度）において、実際費用と比較して累計▲8,075億円の未回収額を負担してきたところ、今後も加入電話の赤字拡大が見込まれる中で、2035年頃までの代替サービスへの移行期間においても、老朽化した設備の保全・更改対応や災害対策等に必要な体制維持・構築等により、加入電話の安定的な提供を維持し、利用者が安心・安全にサービス利用できる環境を確保し続けるためには、実際に生じたコストが回収可能となることが必要不可欠であること。 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】 ○　音声サービス市場の縮小傾向は今後も継続すると考えられることから、当社は行政・事業者双方の規制対応コストの最小化を図ることが望ましいと考えます。 ○　そのため、規律整備時に整理された役目・役割を果たしたと考えられる規律については随時廃止すべきであると考えます。 ○　この点、LRIC方式は、導入当初に整理された「接続料引下げを促進して、競争を通じた利用者の利便向上を実現する」という役目・役割を果たしたと考えられるため、電気通信事業法を改正し、即時廃止すべきだと考えます。 【株式会社ＮＴＴドコモ】	声接続料の算定方法については、考え方37のとおりです。	
意見36 ●　構造的に片務的となる呼については、ビル＆キープ方式導入後においても事業者間の精算が継続することになると想定されるため、片務的となる呼の扱いの検討結果を踏まえ、ＬＲＩＣ方式の要否を判断すべき。	考え方36	
○　一般呼については本第一次答申（案）の記載のとおり、ビル＆キープ方式の導入に伴い事業者間において接続料の相互の支払いは原則としてなくなり、①原価算定において非効率性排除の見通しが明らかでない、②ベンチマークとしての役割が失われるといった懸念について解消されると考えますが、構造的に片務的となる呼については、ビル＆キープ方式導入後においても事業者間の精算が継続することになると想定されるため、これら①、②の懸念を解消する役割としてＬＲＩＣ方式が引き続き必要になることも考えられます。 ○　したがって、片務的となる呼の扱いの検討の結果を踏まえて、ＬＲＩＣ方式の要否を判断すべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○　本答申案のとおり、構造的に片務的となる呼については、ビル＆キープ方式の対象外としつつ、（ＬＲＩＣ方式を含め）従来のようなトラヒックに基づくコストベースでの精算方法によらない、定額方式やレベニューシェア方式等の精算方法の簡素化を行うことが適当と考えます。	無
（２）ビル＆キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法		
意見37 ●　ビル＆キープ方式の原則化への移行期間中は、新たなモデル採用による負担増を回避するため、現行のＬＲＩＣ方式の継続を要望。	考え方37	
○　ビル＆キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間については、LRIC方式以外の新たなモデルを採用した場合、総務省殿及び関係事業者に相応の負担が生じることが想定されます。このため、移行期間中は、現行のLRIC方式の継続を要望いたします。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	○ 本答申案のとおり、ビル＆キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、移行期間や激変緩和措置の在り方の検討とあわせて、関係事業者の意見を聴きつつ、今後検討を進めることが適当で	無

	あり、御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。	
意見38 ●　ＬＲＩＣ方式は直ちに廃止し、直近の適用料金から実際費用方式（実績原価）へ移行すべき。 ●　移行期間を設けて段階的に接続料を引き下げていく「激変緩和措置」は規制・運用コスト、事業者の事業影響や利用者利便等の観点から導入するべきではなく、全事業者が一律・公平に導入することが不可欠。 ●　接続料は実際に当該事業者が構築した設備に対して発生したコストを過不足なく回収することが原理原則であるため、実績原価方式を採用すべき。	考え方38	
○　ビル＆キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、上述の通り、LRIC方式は直ちに廃止し、直近の適用料金から実際費用方式（実績原価）へ移行すべきと考えます。 ○　ビル＆キープ方式の原則化にあたり、移行期間を設けて段階的に接続料を引き下げていく「激変緩和措置」を導入するとした場合には、以下の通り、規制・運用コスト、事業者の事業影響や利用者利便等、様々な観点において多くの問題が生じることとなります。そのため、ビル＆キープ方式を原則化する際には、「激変緩和措置」を導入するべきではなく、予め定めた時期において、対象となる全ての通話について、全事業者が一律・公平に導入することが不可欠であると考えます。 ■規制・運用コストの観点 ✓　「激変緩和措置」を導入するには、具体的な内容や実現方法の検討に相当の期間を要することに加え、激変緩和対象呼と激変緩和対象外呼が混在することになり、運用が非常に煩雑になることも想定される等、縮小する音声通話市場において、行政・事業者の規制・運用コストを増大させることにつながること。 ■事業者・利用者への影響の観点 ✓　「激変緩和措置」が、ビル＆キープ方式導入によるマイナスの収支影響（受取接続料と支払接続料の差分）が大きい事業者の事業継続性への配慮を目的としたものであるなら、激変緩和措置は当該事業者に対してマイナスの収支影響を早期から段階的に発生・拡大させるものとなり、当該事業者の事業継続性を阻害することになってしまうことも想定されること。（ビル＆キープ方式原則化に向けたビジネスモデルの転換には一定の時間を要するところ、その転換過程においてもマイナスの収支影響が早期から段階的に発生・拡大していくことにより、特に中小規模の事業者における事業撤退の可能性がより高まると想定される。） ✓　「激変緩和措置」により早期から段階的に発生・拡大していくマイナスの収支影響を解消するために、各社は自社の利用者料金の水準・体系を段階的に変更することも想定され、事業者のみならず、利用者の混乱を招くおそれがあること。 ■制度の在り方の観点 ✓　ビル＆キープ方式は、発側事業者（料金設定事業者）が、トラヒックに応じて着信網のコストを接続料で負担し、そのコストをユーザからの通話料で回収する現行の費用負担・回収モデル（現行制度）の延長線上にあるものではなく、トラヒックの多寡に関わらず各事業者が自社網コストを全て負担し、そのコストをユーザからの通話料により回収するモデルへとドラスティックに変革するものであることから、制度的趣旨の観点からも、現行制度とビル＆キープ方式との間で「激変緩和」を採用することは中間解としてなじまないこと。 ✓　仮に「激変緩和措置」を導入するのであれば、全社一律・公平公正にビル＆キープ方式を実現するという目的に照らし、非指定事業者の接続料も含めて一律に低減化させることを確実に担保するための規律を設けることが必須であるが、その実現へのハードルは高いこと。（指定事業者のみに規律を設けることは、事業者間のコスト負担の公平性を損ねる。） 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】	○　考え方37のとおりです。	無

○　当社は、接続料は実際に当該事業者が構築した設備に対して発生したコストを過不足なく回収することが原理原則だと考えます。 ○　そのため、料金の妥当性・負担の公平性の観点から実際に発生した費用と通信量に基づき接続料を決定する②実績原価方式を採用し、特定の事業者のみに対して未回収額の負担を強いることのないようにすることが適当と考えます。 【株式会社ＮＴＴドコモ】		
意見39 ●　関係事業者の円滑な移行を考慮し、導入前後において急激な変動による関係事業者への影響を最小限にする対策が必要であるため、移行期間を通じて段階的に接続料を引き下げていく案が望ましい。 ●　ＬＲＩＣモデルの更なる見直しやＬＲＩＣ方式の運用プロセスの簡素化は行わないことに賛同。	考え方39	
○　ビル＆キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、関係事業者の円滑な移行を考慮し、導入前後において急激な変動による関係事業者への影響を最小限にする対策が必要であるため、移行期間を通じて段階的に接続料を引き下げていく③の案が望ましいと考えます。 ○　また、事業者・行政コストの最小化の観点から、LRICモデルの更なる見直しやLRIC方式の運用プロセスの簡素化は行わないことに賛同いたします。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　ビル＆キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、考え方37のとおりです。 ○　ＬＲＩＣ方式の運用プロセスの簡素化等に関する御意見については、賛同の御意見として承ります。	無
意見40 ●　メタルＩＰ電話固有設備の接続料原価をＬＲＩＣ方式で算定するのは2028年３月までとされていることから、2028年４月からビル＆キープを原則化すると同時にＬＲＩＣ方式も廃止する方法が最適。 ●　実績原価方式に切り替える案は、メタルＩＰ電話固有設備に対して新たな算定方式（＝実績原価方式）を適用するため、実際には詳細部分の検討や検証にかなりの稼働が発生する恐れもあることから、適切ではない。 ●　グライドパスを設ける等の激変緩和措置を行うのであれば、メタルＩＰ電話固有設備に関しても単純にＬＲＩＣを継続するのではなく、同様の措置を適用する必要がある。	考え方40	
（LRIC方式廃止までの接続料算定方法） ○　メタルIP電話固有設備の接続料原価をLRIC方式で算定するのは2028年3月までとされていますので、それまでは現行のLRIC方式を継続し、2028年4月からビル＆キープを原則化すると同時にLRIC方式も廃止する方法が最適と考えます。 ○　速やかに実績原価方式に切り替える案ですが、メタルIP電話固有設備に対して新たな算定方式（＝実績原価方式）を適用するため、実際には詳細部分の検討や検証にかなりの稼働が発生する恐れもあることから、適切ではないと考えます。 ○　なお、ビル＆キープ原則化までの間に各事業者の接続料にグライドパスを設ける等の激変緩和措置を行うのであれば、メタルIP電話固有設備に関しても単純にLRICを継続するのではなく、同様の措置を適用する必要があると考えます。 【個人Ｋ】	○　本答申案のとおり、接続料算定におけるＬＲＩＣ方式の適用は、ビル＆キープ方式の原則化にあわせて廃止することが適当と考えます。 ○　ビル＆キープ方式の原則化の適用時期については、考え方33のとおりです。 ○　ビル＆キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、考え方37のとおりです。	無
（３）裁定方針第３項におけるＬＲＩＣ方式に代わる手法の在り方		
意見41	考え方41	

●　ビル＆キープ方式の対象外となることが想定される構造的に片務的となる呼において、裁定の対象となるのは具体的にどのようなケースが想定されるか整理することに賛同。 ●　一方、現時点において、ＬＲＩＣ方式に代わるベンチマークの設定が必要と考えられる状況は特段想定されないため、今後、必要となる状況が生じた場合に改めて検討することで良い。		
○　音声接続料について、ビル＆キープ方式を原則化した場合、ビル＆キープ方式の対象外となることが想定される構造的に片務的となる呼において、裁定の対象となるのは具体的にどのようなケースが想定されるか整理することに賛同いたします。 ○　一方、現時点において、例示されているような音声接続料以外の接続料におけるLRIC方式に代わるベンチマークの設定が必要と考えられる状況は特段想定されないため、今後、音声接続料以外の接続料においてLRIC方式に代わるベンチマークの設定が必要となる状況が生じた場合に改めて検討することで良いと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。 ○　ＬＲＩＣ方式に代わるベンチマークの設定に関する御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
意見42 ●　固定系非指定電気通信事業者が提供する加入光ファイバを他事業者が接続等により利用する場合、現時点では特段の課題や問題は生じていないと認識しており、ＬＲＩＣ方式に代わるベンチマークを議論する必要性は低い。	考え方42	
○　ビル＆キープ方式の原則化後における裁定方針第3項の見直しについては、固定系非指定電気通信事業者が提供する加入光ファイバを他事業者が接続等により利用する場合、現時点では特段の課題や問題は生じていないと認識しています。したがって、LRIC方式に代わるベンチマークとして取り上げ、議論する必要性は低いと考えます。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	○　本答申案のとおり、音声接続料についてビル＆キープ方式を原則化した場合、非指定電気通信事業者が取得し、又は負担すべき金額に関して裁定の対象となるのは基本的にデータ接続料と考えられますが、具体的にどのようなケースが想定されるか、まず整理することが適当であり、御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。	無
意見43 ●　ビル＆キープ方式の原則化までにＬＲＩＣが廃止された場合、裁定方針第３項が参照するベンチマークについては今後検討が必要。 ●　第二種指定電気通信設備を設置する事業者のデータ接続料は片務的な接続料であるため、裁定に至る場合は、非指定事業者からの裁定申請となるが、当該接続料は第二種指定電気通信設備接続料規則に基づき算定し、総務省による検証も受けているため、裁定に至る可能性は低い。 ●　ビル＆キープ方式の原則化の対象外である構造的に片務的となる呼において、今後、検討する精算方法の簡素化について事業者間の合意形成が不十分である場合は、裁定に至る蓋然性が高くなるため、総務省主導で事業者間の取りまとめを行うことが必要。	考え方43	
○　ビル＆キープ方式の原則化までの間においては、現行の裁定方針を維持し、音声接続料に係る裁定申請があった場合は、裁定方針に則り裁定を行う必要があると考えます。 ○　また、ビル＆キープ方式の原則化までにLRIC方式が廃止された場合、裁定方針第3項が参照するベンチマークについては今後検討が必要だと考えます。 ○　第二種指定電気通信設備を設置する事業者のデータ接続料は片務的な接続料であるため、裁定に至る場合は、非指定事業者からの裁定申請となりますが、当該接続料は第二種指定電気通信設備接続料規則に基づき算定し、総務省による検証も受けているため、裁定に至る可能性は低いと考えられます。	○　考え方42のとおりです。	無

○　当社が設定している接続料のうち、ビル＆キープ方式の原則化の対象となる音声接続でもなく、法定機能でもない（あるいは同額でない）機能としては、「課金情報提供機能」、「IMS接続機能」、「特定接続契約者（IMS接続）回線管理機能」が存在しますが、当該機能に関してはコストベースで算定し、接続約款に規定しているため、裁定に至る可能性は低いと考えられます。 ○　なお、ビル＆キープ方式の原則化の対象外である構造的に片務的となる呼において、今後、検討する精算方法の簡素化について事業者間の合意形成が不十分である場合は、裁定に至る蓋然性が高くなるため、総務省主導で事業者間の取りまとめを行うことが必要だと考えます。 【株式会社ＮＴＴドコモ】		
（４）ＬＲＩＣ方式廃止後のメタルＩＰ電話固有設備の東西均一の接続料の扱い		
意見44 ●　接続料は、事業者ごとの実績費用に基づき算定されることが原則であるため、ＮＴＴ東西の実績費用に基づき、各々で料金を設定することが望ましい。	考え方44	
○　接続料は、事業者ごとの実績費用に基づき算定されることが原則であることからすれば、NTT東西の実績費用に基づき、各々において料金を設定することが望ましいと考えます。 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】	○　本答申案のとおり、ビル＆キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間において、仮に実績原価方式に移行し東西別接続料としたときに、接続事業者を含めて大きな影響が生じる恐れがない場合には、東西別に定めるのが適当と考えます。	無
（５）ＬＲＩＣ方式廃止後のワイヤレス固定電話の接続料の扱い		
意見45 ●　第一次答申（案）の「音声接続料についてビル＆キープ方式の原則化を進めることとした場合、事業者間において接続料を相互に支払い合うことは原則として無くなるため、ワイヤレス固定電話について、接続料原価を算定する必要が無くなると考えられる。」に賛同。	考え方45	
○　上述の通りビル＆キープ方式原則化の実施有無によらず、LRIC方式は直ちに廃止し、実際費用方式（実績原価）へ移行すべきと考えます。 ○　そのうえで、ビル＆キープ方式の原則化を進めることとした場合には、「事業者間において接続料を相互に支払い合うことは原則として無くなるため、ワイヤレス固定電話について、接続料原価を算定する必要が無くなると考えられる」との第一次答申（案）に賛同します。 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】	○　ＬＲＩＣ方式の適用の廃止に関する御意見については、考え方35のとおりです。 ○　ＬＲＩＣ方式廃止後のワイヤレス固定電話の接続料の扱いに関する御意見については、賛同の御意見として承ります。	無
３．メタル縮退を踏まえた電柱等・土木設備に係る費用配賦の在り方		
（１）電柱等・土木設備の利用実態に着目した費用配賦の見直しについて		
意見46 ●　NTT東西による情報開示を前提に、費用配賦の見直しについて検討を行うことについて賛同。	考え方46	
○　NTT東日本殿・NTT西日本殿による電柱・管路の利用実態調査に基づく情報開示・説明を受け、現在の設備利用実態を把握した上で、実態に即した費用配賦の見直しについて、早期に検討に着手されることを要望いたします。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無

○　当社は、「ＮＴＴ東日本・西日本から実態調査に基づく情報開示及び説明を受け、その内容を踏まえて、フォローアップ項目⑤における接続事業者からの費用配賦方法の見直しに係る提案のうち検討可能な提案について、電柱等・土木設備の利用実態に着目した費用配賦の見直しの必要性を含め、検討を行うことが適当」と整理されたことについて賛同します。 【ソフトバンク株式会社】		
意見47 ●　加入光ファイバ接続料の低廉化を目的として電柱・土木設備に係る費用を光回線からメタル回線にシフトするような配賦見直しは受け入れられない。	考え方47	
＜電柱等・土木設備の利用実態に着目した費用配賦の見直しの必要性＞ ○　メタル回線と光回線の間における電柱・土木設備に係る費用配賦については、既に「メタル回線のコストの在り方に関する検討会（～2013年5月）」において将来のメタル回線の減少を見据えた配賦基準の見直しが実施されており、改めて見直す必要はないものと考えます。 ○　この見直しは、『メタル回線から光回線への需要の移行が進む中、需要の減少に応じてメタルケーブルを撤去できない状況』において、メタル回線と光回線の利用者の間の費用負担にアンバランスが生じ、今後もその差が拡大し続けることが見込まれることを踏まえ、利用者の設備利用の実態に応じたコスト負担を実現するという考え方によるものであり、設備量比により費用配賦を行うというそれまでの原則を見直し、ユーザの費用負担力を重視し、メタル回線契約者と光回線契約者の1ユーザあたりの費用負担を同等とするものと認識しています。 ○　また、『メタル回線から光回線への需要の移行が進む中で、需要の減少に応じてメタルケーブルを撤去できないという状況』は現時点および今後のサービス移行においても同様であり、メタル回線の減少を見据えて配賦基準を見直した当時の状況から大きな環境変化はなく、見直しを行った前提が変わったものではないと認識しております。 ○　仮に、加入光ファイバ接続料の低廉化を目的として、電柱・土木設備に係る費用を光回線からメタル回線にシフトするような配賦見直しを行えば、 縮退に向かうメタル回線にコストを負担させることになり、既に赤字を抱えながら維持している加入電話の安定的な提供に支障をきたすことから、到底受け入れることはできません。 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】	○　本答申案のとおり、令和８（2026）年中を目途にＮＴＴ東日本・西日本から実態調査に基づく情報開示及び説明を受け、その内容を踏まえて、電柱等・土木設備の利用実態に着目した費用配賦の見直しの必要性を含め、検討を行うことが適当であり、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。	無
（２）その他メタルサービス移行期における費用配賦の見直しについて		
意見48 ●　NTT東西においては、メタル縮退に関するロードマップ、設備縮退の進捗状況及び関連費用の見通し等について、十分な情報開示を行うべき。	考え方48	
○　フォローアップ項目⑤及び⑥の検討を行うためには、接続事業者が影響を適切に評価・判断できるよう、ＮＴＴ東西殿から必要十分な情報が開示されることが不可欠です。 ○　このため、ＮＴＴ東西殿に対しては、本第一次答申（案）に記載されているサービス移行計画やメタル・光の契約者数比の見通し、メタル設備の撤去計画だけでなく、接続事業者が検討に際して必要となる追加情報が生じた場合には十分な情報開示及び説明を行っていただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】 ○　メタル縮退に伴い、メタル回線の契約者数が大幅に減少することが見込まれる中、NTT東西殿の移行計画、すなわち利用者移行計画、設備縮退計画及びこれらに関連する費用の見直しは、今後の接続料の水準に重大な影響を及ぼす可能性があります。	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無

○　このため、接続料の透明性及び予見可能性を確保する観点から、NTT東西殿においては、メタル縮退に関するロードマップ、設備縮退の進捗状況及び関連費用の見通しについて、継続的に情報開示を行うべきと考えます。 【楽天モバイル株式会社】		
意見49 ●　NTT東西においては、メタル縮退に伴う加入光ファイバ接続料への影響等について、可能な限り早期に情報開示すべき。	考え方49	
○　今後の移行計画及びメタル設備の撤去計画等について、NTT東日本殿・NTT西日本殿から適時・適切に情報開示され、検討可能な項目から順次、検討に着手されることを要望いたします。特に、メタル縮退に伴う加入光ファイバ接続料への影響を把握するため、2026年度から2035年度までの年度ごとのメタル・光の費用配賦比率の予測値及びそれに伴う加入光ファイバ接続料への影響の予測値についても、可能な限り早期に情報開示されることを要望いたします。 【中部テレコミュニケーション株式会社】 ○　報告書のとおり、NTT東・西殿においては、各フォローアップ項目の検討に資する情報が得られた段階にて、遅滞なく情報開示や説明を行い、当該内容を基に議論を深めるという取組の方向性について賛同いたします。 ○　電柱等・土木設備に係る費用における配賦基準については、現行、メタル・光の契約者数比であるため、2028年度以降の本格的なメタルから光への移行に伴い、光の配賦比率が上昇し、加入光ファイバ接続料へ多大な影響が生じることが見込まれます。そのため、接続事業者の予見可能性確保の観点から、NTT東・西殿においては、 ・　報告書で取組の方向性として示された情報開示の時期よりも可能な限り早期の情報開示 ・　加入光ファイバ接続料への影響想定を、メタル縮退が完了する2035年度まで情報開示 いただくことを要望いたします。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　本答申案のとおり、サービス移行期・移行後における加入光ファイバ接続料への影響（メタル・光の配賦比率の影響も含む）については、ＮＴＴ東日本・西日本が令和10（2028）年度頃に公表・実施予定であるエリア単位での段階的なサービス移行計画に基づくメタル・光の契約者数の見通し等の情報や、今後策定予定であるメタル設備の撤去計画等について、ＮＴＴ東日本・西日本から順次情報開示・説明を受け、それらの内容を踏まえて検討を行うことが適当であり、ＮＴＴ東日本・西日本においては、検討に資する情報が得られた段階で、遅滞なく委員会において情報開示及び説明を行うことが適当と考えます。	無
意見50 ●　「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に規定された設備使用料相当の費用を配賦する方法等、実態を踏まえた費用配賦方法を要望。 ●　費用配賦の見直しについて、接続政策委員会等の公開の場で検討を進めるべき。	考え方50	
○　加入光ファイバ接続料の大幅な変動を抑制する観点から、メタル回線が利用する電柱等・土木設備について、最低限の費用負担として、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に規定された設備使用料相当の費用を配賦する方法等、実態を踏まえた費用配賦方法について検討されることを要望いたします。 ○　これらの情報開示及び費用配賦方法の見直しについては、接続事業者の予見性を確保するとともに、加入光ファイバ接続料の大幅な変動を抑制する観点から、接続政策委員会等の公開の場で十分に検証・議論を行い、順次検討を進めることを要望いたします。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	○　本答申案のとおり、費用配賦の見直しについては、令和８（2026）年中を目途にＮＴＴ東日本・西日本から実態調査に基づく情報開示及び説明を受け、その内容を踏まえて、電柱等・土木設備の利用実態に着目した費用配賦の見直しの必要性を含め検討を行うとともに、ＮＴＴ東日本・西日本が令和10（2028）年度頃に公表・実施予定であるエリア単位での段階的なサービス移行計画に基づくメタル・光の契約者数の見通し等の情報や、今後策定予定であるメタル設備の撤去計画等につい	無

	て、ＮＴＴ東日本・西日本から順次情報開示・説明を受け、それらの内容を踏まえて検討を行うことが適当であり、御意見については今後の検討の参考とさせていただきます。	
意見51 ●　メタル回線設備の縮退に伴う費用配賦については、設備名や費用項目を個別に整理するだけでなく、各機能を「市場性」と「公共性・ボトルネック性」によって分類し、その分類ごとに対処方法を分けることが有用。	考え方51	
○　メタル回線設備の縮退に伴う費用配賦については、設備名や費用項目を個別に整理するだけでなく、各機能を「市場性」と「公共性・ボトルネック性」によって分類し、その分類ごとに対処方法を分けることが有用であると考えます。 ○　まず、メタル系設備が担っていた機能を分解し、各機能について、事業者がどの条件で担えるのか、どの程度の費用負担・補助・開放条件が必要なのかを確認する手順を置くことが望ましいと考えます。 ○　具体的には、次のような分類と対処が考えられます。 分類 1 市場性が高く、公共性・独占リスクも比較的扱いやすいもの ・法人向け音声サービス、クラウド電話、音声サービスの付加価値化、代替サービスへの移行支援のうち商品化できる部分 ・民間に委ねる。事業者間協議や市場競争で担えるものとして扱い、行政は過度に抱え込まない 2 市場性は高いが、ボトルネック化しやすいもの ・電柱、管路、とう道、局舎、引込経路、加入光ファイバへの接続、将来のクラウド化・スライシングに関わるネットワーク開放機能 ・開放条件つきで民間活用する。情報開示、接続条件、公正利用ルールを置き、一部事業者による囲い込みを防ぐ 3 採算性は低いが、公共性・移行必要性が高いもの ・残存メタル利用者の移行、撤去・維持管理に係る移行費用、採算性の低い地域の設備維持、片務的呼種など通常の市場処理に乗りにくいもの ・事業者に必要条件や必要補助額を確認する。大きな市場への薄い負担分散、共同負担、激変緩和、必要に応じた公的支援で扱う 4 市場性も公共性も低いもの ・旧式の細かい精算処理、需要が縮小した旧設備前提の算定モデル、維持目的だけの手続、役割を終えた長期増分費用方式の運用部分 ・終了・簡素化する。制度・運用コストを残さない ○　このように分類した上で、行政・審議会における検討を、設備名や費用項目ごとの整理にとどめず、各機能について、 1. 市場で担えるものか 2. 市場で活用できるが開放条件が必要なものか 3. 採算性は低いが移行上必要であり、共同負担・激変緩和等が必要なものか 4. 市場性も公共性も低く、終了・簡素化できるものか へ移すことが望ましいと考えます。	○　御意見については、今後の検討の参考として承ります。	無

○　このように分類することで、現在行われている情報開示、費用配賦、加入光ファイバ接続料への影響確認、激変緩和措置の検討等を、機能別の対処手順として整理しやすくなると考えます。 【個人Ｆ】		
（３）メタルサービス終了後も発生し得るメタルサービス関連費用の扱いについて		
意見52 ●　メタルサービス終了後も発生し得るメタル関連費用全体について内訳や規模を早期に明らかにするとともに、メタル回線設備の売却益の活用方法も含め、2035年以降の加入光ファイバ接続料への影響を明らかにした上で、費用負担等の考え方について議論・検討するべき。	考え方52	
○　メタルサービス終了後におけるメタル関連費用の扱いについて、メタル撤去に伴う固定資産除却費、設備売却に伴う損益及び撤去費用に加え、契約者数がゼロとなった場合にも発生し得るケーブル保守費用等、契約者数比以外の基準で配賦される費用を含むメタル関連費用全体について、その内訳、規模及び費用負担の考え方を早期に明らかにしていただくことを要望いたします。 【中部テレコミュニケーション株式会社】 ○　メタルサービス終了後に発生し得るメタル関連費用（例えば、ケーブルの撤去工事費用等）について、仮に加入光ファイバ接続料の原価に含めて算定される場合、2035年以降の加入光ファイバ接続料に対しても大きな影響の発生が見込まれます。そのため、メタルサービス終了後に発生し得るメタル関連費用の具体的な項目や金額の規模感、固定資産除却費の扱い等が明らかになった場合には、NTT東・西殿において、メタルサービスが終了する2035年以降の加入光ファイバ接続料への影響についても、情報開示および説明を行い、当該情報を基に議論・検討する必要があると考えます。 ○　メタル回線設備は電電公社時代に国民負担で作られた「特別な資産」であることから、今後、撤去されたメタル回線設備における売却益や除却費等については、接続料への影響等を明らかにし、その上で売却益の活用方法等について議論・検討することが必要と考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】 ○　NTT東西殿のメタル回線設備売却に伴う損益等の関連費用に関する検討においては、メタル回線の撤去・処分に要する費用、撤去に伴い発生する売却益等の収入及びこれらを接続料の算定等へどのように反映するかという論点について、それぞれ明確に区分して整理することが重要と考えます。 ○　特に、メタル回線設備の撤去に伴う売却益については、当該設備が旧電電公社時代から継承された資産を含むものであること、また、光ファイバと同一の敷設基盤（電柱・管路等）を共用していることから、多くの接続事業者が接続料等を通じて間接的にその維持費用を負担してきた経緯を踏まえる必要があります。 ○　当該設備に由来する売却益の取扱いは、単なる個別企業の収益処理にとどまらず、接続事業者ひいては利用者の負担、公正な競争環境、さらには今後の接続料算定の在り方に影響を及ぼす重要な論点です。仮に、売却益の取扱いが不透明なままとなれば、これまで維持費用を間接的に負担してきた接続事業者との関係において、費用負担と収益帰属の公平性に疑義が生じるおそれがあります。 ○　これらの観点を踏まえ、メタル回線設備の売却益については、光回線等を用いた電話への移行に伴う費用の抑制や、接続料の適正化のために活用いただくことを改めて要望いたします。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	○　本答申案のとおり、メタルサービス終了後も発生し得るメタル関連費用については、ＮＴＴ東日本・西日本のサービス移行計画に基づく実際のサービス移行やメタル設備の撤去計画に基づくメタル設備の撤去が一定程度進捗し、具体的な費用や金額の規模感、固定資産除却費の扱い等が明らかになった時点で、改めて検討を行うことが適当であり、御意見については今後の検討の参考として承ります。	無

○　メタル回線設備(銅線)の売却益の在り方や、利用者の移行後も発生するメタル設備を利用した加入電話等に係る設備維持費用及び撤去費用等の負担の在り方を整理するとともに、これらの費用が加入光ファイバ接続料及びFTTH市場における競争環境に及ぼす影響について、公開の場で検討することを要望いたします。 【楽天モバイル株式会社】		
意見53 ●　NTTグループ内取引を含めたメタル回線設備の売却益については、現時点での接続会計上の取扱い等について詳細な開示が必要。 ●　グループ内取引を含めた売却価格や売却益の帰属、会計処理等についても、ＮＴＴ東西から情報開示を要望。	考え方53	
○　メタル設備の売却や固定資産除却費の規模等については、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定 電気通信設備に関する接続約款の変更案等に対する意見及びその考え方（案）－令和７年度の接続料の改定等－」において、ＮＴＴ東西殿が、「原価計算に用いる配賦比率は接続会計整理手順書に記載の方法に基づき、適正に算定する必要。メタル回線設備の売却益については接続会計上も適切にメタル回線接続料の原価に反映。」との意見を示していることから、現状も一定程度のメタル回線設備の売却益が生じており何らかの接続会計上の処理が行われているものと想定されます。 ○　メタルサービス終了後も発生し得るメタル関連費用については、具体的な費用規模等が明らかになった段階で検討することとされていますが、メタル回線設備の売却益は今後の検討を進める上で重要な情報であることから、現時点での接続会計上の取扱い等について詳細を開示していただく必要があると考えます。 ○　具体的には、メタル回線設備の売却益がＮＴＴ東西殿の接続会計報告書等のどの項目に計上されているのか、毎年度のメタル回線設備売却に係る損益の状況（売却したメタル設備量、売却価格、固定資産除却費等）等についての開示を要望します。 ○　また、2026年7月1日付で使用済みＩＴ機器や通信設備等を回収し、再資源化から再生材の製造・販売を担うＮＴＴサーキュラスト株式会社殿が設立されたことも踏まえ、今後のメタル設備の取扱いに関与する場合においては、グループ内取引を含めた売却価格や売却益の帰属、会計処理等についても、透明性を担保し接続事業者が検証可能な形でＮＴＴ東西殿から情報開示いただくことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】	○　メタル回線設備の売却益の在り方については、考え方52のとおり、具体的な費用や金額の規模感、固定資産除却費の扱い等が明らかになった時点で、改めて検討を行うことが適当と考えますが、今後の検討に資するべく、ＮＴＴ東日本・西日本においては、現時点におけるメタル回線設備の売却益の接続会計上の取扱いについて、可能な範囲で情報開示を行うことが適当と考えます。	無
意見54 ●　メタルサービス終了後のメタル関連費用について現時点で提示することは困難。今後の進捗によって接続事業者の予見性確保に資する情報については可能な限り開示する予定。	考え方54	
＜メタルサービス終了後も発生し得るメタル関連費用について＞ ○　メタルサービス終了後も発生し得るメタル関連費用については、サービス移行計画に基づく実際のサービス移行やメタル設備の撤去計画に基づくメタル設備の撤去が一定程度進捗した段階で初めて想定し得るものであり、現段階でお示しすることは困難です。 ○　なお、サービス移行のステップの進捗により、情報が具体化された場合には、接続事業者の予見性確保に資する情報について可能な範囲で開示する考えです。 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】	○　本答申案のとおり、メタルサービス終了後も発生し得るメタル関連費用については、ＮＴＴ東日本・西日本のサービス移行計画に基づく実際のサービス移行やメタル設備の撤去計画に基づくメタル設備の撤去が一定程度進捗し、具体的な費用や金額の規模感、固定資産除却費の扱い等が明らかになった時点で改めて検討を行うことが適当と考えますが、ＮＴＴ東日本・西日本においては、検討に資する情報が得られた段階で、遅滞なく委員会で情報開	無

	示及び説明を行うことが適当と考えます。	

・第２章　仮想化・クラウド化の進展を踏まえたネットワーク開放ルールの在り方

意見	考え方	修正の有無
１．コア機能の外部事業者によるＳａａＳ提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方		
意見55 ●　引き続き諸外国における規制の動向等についての把握に加えて、ＩＰネットワーク設備委員会等において仮想化・クラウド化の進展に関する検討との連携を深めることに賛同。	考え方55	
○　総務省において、引き続き諸外国における規制の動向等についての把握に加えて、ＩＰネットワーク設備委員会等における仮想化・クラウド化の進展に関する検討との連携を深めることに賛同いたします。 【株式会社ＮＴＴドコモ】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無
２．５Ｇ（ＳＡ方式）のスライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方		
（３）５Ｇ（ＳＡ方式）におけるネットワークの機能開放の推進		
意見56 ●　フルＭＶＮＯ接続（ローミング方式）とＭＶＮＯにおける負担軽減が期待できる別の方式について、アンバンドル要件は、ＭＶＮＯガイドラインの①②及び④の要件は満たしており③も将来的に満たす可能性があるため、「開放を促進すべき機能」に該当する可能性がある。 ●　これらの方式を「開放を促進すべき機能」に位置付けるにあたり、概要を示し、適当な名称を付した上で、それらを「開放を促進すべき機能」に位置付けるガイドライン改定案について、意見公募を行うことに賛同。	考え方56	
赤枠内は総務省・構成員限り ○　当社は、接続政策委員会（第81回）における当社のヒアリング資料で述べたとおり、フルMVNO接続（ローミング方式）とMVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式である[redacted]について、アンバンドル要件に照らすと以下の状況にあると認識しております。 ①：[redacted]機能提供に向けて引き続きＭＶＮＯと真摯に協議を進めており、要件を満たしていると考えます。 ②：両方式ともに、アンバンドルすること自体は技術的に可能であるため、 要件を満たしていると考えます。 ③：各方式の具体的な開発費・運用費等は[redacted]に判明するため、二種指定事業者に過度な経済的負担を与える可能性があることから、現時点で要件を満たしていないものの、将来的には満たす可能性があると考えます。 ④：当社は5G（SA方式）を必要性・重要性の高いサービスと位置付けており、 要件を満たしていると考えます。 ○　以上より、①、②及び④の要件を満たし、③についても将来的に満たす可能性があると考えるため、「開放を促進すべき機能」にあたる可能性があると考えます。 ○　また、これらの機能をＭＶＮＯガイドラインにおいて「開放を促進すべき機能」に位置付けるに当たって、総務省において、フルMVNO接続（ローミング方式）とMVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式である[redacted]の双方について、その概要を示し、適当な名称を付した上で、それらをまとめて「開放を促進すべき機能」に位置付けるガイドライン改定案について、意見公募を行うことに賛同いたします。 【株式会社ＮＴＴドコモ】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見57	考え方57	

● 現時点で、フルＭＶＮＯ方式のＬ２接続相当についてアンバンドル要件③の該当性を判断できない。ＭＶＮＯにおける負担軽減が期待できる別の方式については、アンバンドル要件への適合性を評価することは困難。いずれの方式についても、「開放を促進すべき機能」に位置付けることは時期尚早。		
○ MVNOガイドラインでは「開放を促進すべき機能」を設定する場合について、『アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。』と記載されています。 ○ 一方、同ガイドラインの前段において、「アンバンドル機能に関する基本的な考え方」では、『(略) 第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配意するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む』と記載されています。 ○ この点を踏まえれば、まずL2接続相当について、特に要件「③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと」に関して、同一のMVNOからの要望であっても、各二種指定事業者のネットワーク構成、設備実装、運用方式等は異なることから、要件③の該当性を一律に評価することは困難であり、個別の事業者間協議を通じて具体的なニーズや利用条件を踏まえながら検証されるべきものと考えます。そのため、現時点で特定の二種指定事業者における検討状況や見解を根拠として、要件充足の可能性があると評価し、「開放を促進すべき機能」に位置付けることは時期尚早であると考えます。 ○ また、特定の二種指定事業者において検討されている方式は、L2接続相当の実現手段の一形態として検討されているものと理解しており、それ自体がL2接続相当の機能として確立されたものではありません。そのため、当該方式をL2接続相当の方式と同列に取り扱うことは適切ではないと考えます。 ○ それでもなお同列に扱う場合であっても、当該方式は、以下のような課題があると考えます。 ・ある二種指定事業者において負担軽減効果が見込まれる方式であっても、他の二種指定事業者においては同様に負担軽減につながるとは限らず、むしろ各二種指定事業者が自らのネットワーク構成や技術戦略に応じて最適な提供形態を検討するインセンティブを低下させる可能性があります。 ・特定の方式を事実上前提とした制度運用が行われる場合、各二種指定事業者が当該方式への対応を優先して設備設計やシステム実装を行うこととなり、ネットワーク構成やシステムアーキテクチャの選択の自由度が制約される可能性があります。例えば、特定方式の実現に必要な機能を有する設備やソフトウェアの採用が促されることで、結果として特定ベンダーの製品や技術仕様への依存が高まる可能性があります。その結果、将来的な設備更改やマルチベンダー化、新たな技術仕様への対応等における柔軟性が低下し、移動通信分野における設備投資や技術革新を阻害するおそれも否定できません。 ○ このような状況は、MVNOへの機能提供の実現時期や提供方法の選択肢を狭めるだけでなく、移動通信市場における事業者の創意工夫や設備投資、イノベーションを阻害する要因となる可能性があります。 ○ したがって、MVNOガイドラインが求める「事業者間協議による合意形成の尊重」及び「二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブへの配意」の観点から、現時点で特定の方式を「開放を促進すべき機能」として位置付けることは適切ではないと考えます。各二種指定事業者のネットワーク構成や実装方式の違いを踏まえ、引き続き事業者間協議を通じた技術的・経済的実現可能性の検証を行い、その結果を踏まえて判断する必要があると考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○ 本答申案のとおり、少なくともＮＴＴドコモにおいては、いずれの方式についても、ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（以下「ＭＶＮＯガイドライン」という。）におけるアンバンドル要件のうち、①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること、②アンバンドルすることが技術的に可能であること及び④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であることの要件を満たし、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないことについても将来的に満たす可能性があるとの見解が示されています。 ○ ＭＶＮＯガイドラインにおけるアンバンドル等の判断基準及び「事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点」を踏まえれば、現時点においてはこれらの方式を「開放を促進すべき機能」に位置付けることにより、事業者間協議の更なる促進を図ることが適当と考えます。 ○ なお、「開放を促進すべき機能」に位置づけるに当たっては、総務省において、フルＭＶＮＯ方式のＬ２接続相当及びＭＶＮＯにおける負担軽減が期待できる別の方式の双方について、その概要を示し、適当な名称を付した上で、それらをまとめて「開放を促進すべき機能」に位置づけるＭＶＮＯガイドライン改定案について、意見公募を行うことが適当と考えます。	無

○　現時点では、フルＭＶＮＯ方式のＬ２接続相当について、当社としてはアンバンドル要件のうち②「アンバンドルすることが技術的に可能であること」及び③「アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと」を満たすとは判断できない状況です。また、一部の事業者間で行われているＭＶＮＯにおける負担軽減が期待できる別の方式についても、その具体的な機能内容や提供形態が明らかになっていないことから、アンバンドル要件への適合性や制度上の位置付けについて現時点で評価することは困難です。 ○　加えて、情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会（第81回）の一般社団法人テレコムサービス協会ＭＶＮＯ委員会殿ヒアリング資料で提示された会員企業へのアンケート結果においても、フルＭＶＮＯ方式のＬ２接続相当の制度上の位置付けについては、「現時点で判断困難」との回答が大半であり、現時点でＭＶＮＯ側に明確なニーズがある状況とは言えません。また、ＭＶＮＯにおける負担軽減が期待できる別の方式については、制度上の位置付け自体がヒアリング項目に入っておらず、ＭＶＮＯからも具体的な情報開示を求める意見が中心であったと認識しています。 ○　また、「開放を促進すべき機能」への位置付けは事業者間協議の更なる促進を目的とするものであるところ、現時点では二種指定事業者間で各アンバンドル要件に対する評価が定まっておらず、また、ＭＶＮＯ側のニーズも明確とは言えないことから、現段階で「開放を促進すべき機能」に位置付けることが、事業者間協議の更なる促進に資する状況には至っていないと考えられます。したがって、その判断に当たっては、一部事業者の状況のみに依拠するのではなく、各アンバンドル要件に対する他の二種指定事業者の評価や、ＭＶＮＯにおける需要・ニーズの状況も踏まえ、総合的に判断されるべきと考えます。 ○　以上を踏まえると、現時点では、フルＭＶＮＯ方式のＬ２接続相当及びＭＶＮＯにおける負担軽減が期待できる別の方式のいずれについても、「開放を促進すべき機能」に位置付けることは時期尚早であり、引き続き事業者間協議や機能内容の具体化の状況を踏まえた検討を行うことが適当と考えます。 ○　したがって、本第一次答申（案）の記載について下記のとおり修正を要望します。 ＜現行＞ 　しかし、少なくともＮＴＴドコモにおいては、いずれに方式についても、①、②及び④の要件を満たし、③についても将来的に満たす可能性があるとの見解が示されている。ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（以下「ＭＶＮＯガイドライン」という。）における判断基準を踏まえれば、事業者間協議の更なる促進を図る観点から、「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当である。 　ただし、これらの機能をＭＶＮＯガイドラインにおいて「開放を促進すべき機能」に位置付けるに当たっては、機能の内容を明らかにした上で、意見公募を行うことが適当と考えられるため、総務省においては、フルＭＶＮＯ方式のＬ２接続相当及びＭＶＮＯにおける負担軽減が期待できる別の方式の双方について、その概要を示し、適当な名称を付した上で、それらをまとめて「開放を促進すべき機能」に位置付けるガイドライン改定案について、意見公募を行うことが適当である。 ＜修正案＞ 　一方、他ＭＮＯにおいては①、②及び③を満たすとは判断できない状況であり、またＭＶＮＯ委員会からは制度上の位置付けについて「現時点で判断困難」との回答が半数を大きく上回っている状況に鑑みると、現時点で「開放を促進すべき機能」に位置付けるべきとの見解を提示することは時期尚早であるため、引き続き慎重に検討していくこととする。 【ソフトバンク株式会社】		
意見58 ●　５Ｇ（ＳＡ方式）におけるＭＶＮＯへの機能開放を進める観点から、Ｌ２接続相当及びＭＶＮＯにおける負担軽減が期待できる別方式を「開放を促進すべき機能」に位置付けることに賛同。	考え方58	

○　5G（SA方式）におけるMVNOへの機能開放を着実に進める観点から、L2接続相当及びMVNOにおける負荷軽減が期待できる別の方式を「開放を促進すべき機能」として位置付けることに賛同いたします。 ○　5G（SA方式）サービスの提供において、MNOとMVNOに差が生じた状態であることは、利用者の多様な選択肢の確保や利便性の向上を損なうおそれがあることから、総務省殿においてはこれらの機能の開放に向けて事業者間協議が進むよう引き続き協議の状況等について注視頂きますようお願いいたします。 ○　また、MNO・MVNO間の協議状況等を踏まえ、将来的なアンバンドル機能化についても継続的に検討をお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。 ○　総務省においては、引き続き事業者間の協議の状況を注視していくことが適当と考えます。	無
意見59 ●　５Ｇ（ＳＡ方式）において、従来の４Ｇ/５Ｇ（ＮＳＡ方式）と同等のサービスを提供するためにはＬ２接続相当が必須であることから、開放を促進すべき機能に位置付けることによって、ＭＮＯとＭＶＮＯの事業者間協議が推進される。 ●　公正競争を確保するという観点から、四半期毎の報告等、ＭＮＯとＭＶＮＯとの協議動向について引き続きの注視を要望。	考え方59	
○　5G（SA方式）で、従来の4G/5G（NSA方式）と同等のサービスを提供するためにはL2接続相当が必須であることから、開放を促進すべき機能に位置付けることによって、MNOとMVNOの事業者間協議が推進されるものと考えております。 ○　なお、公正競争を確保するという観点から、四半期毎に報告等、MNOとMVNOとの協議動向についても引き続き注視いただきますようお願いいたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無
（４）スライシング提供に対応したネットワーク開放ルールの在り方（データ接続料の在り方）		
意見60 ●　「５Ｇスライシング」は提供開始後間もないサービスであり、当面の間は動向を注視することが適当。	考え方 60	
赤枠内は総務省・構成員限り ○　当社が提供する「5Gスライシング」は提供開始後間もないサービスであり、[redacted]当面の間は動向を注視することが適当だと考えます。 【株式会社ＮＴＴドコモ】	○　本答申案のとおり、スライシング提供に対応したデータ接続料の在り方については、従来のコストベースの考え方だけではない、スライシング機能の特性・運用責任に応じ、条件差を適切に反映した機能料金、ネットワークの管理機能に関する料金設定等について、関係者の意見を聞きながら具体化に向けて引き続き検討することが適当と考えます。	無
意見61 ●　スライシング提供に対応した接続料制度については、従来のコストベースの考え方だけでなく、スライシング特有の機能価値や運用・管理責任の負担を適切に反映した制度設計となるよう検討することが適当。	考え方61	

○　スライシング機能は、サービスやアプリケーションごとに求められる品質要件に応じてネットワーク資源を柔軟に割り当てることを可能とする一方で、各スライスの品質を維持しながら、スライシング機能を利用しない利用者への影響を適切に管理するため、継続的な監視・運用を行う必要があります。また、スライスごとに異なる品質保証や運用管理が求められることから、従来のベストエフォート型のデータ通信とは異なる高度な運用負担が発生します。 ○　このため、スライシング機能に関する料金の在り方については、単純なコストベースの考え方にとどまらず、スライシング特有の機能価値や運用・管理責任の差異を適切に反映した制度設計となるよう、機能料金やネットワーク管理機能に係る料金設定についても検討することが必要であると考えます。 ○　また、5Gの本格的な普及に伴い、「高速・大容量」に加え、「低遅延」や「多数同時接続」といった特性を活用した多様なサービスやIoTの利用拡大が見込まれています。このようなサービスでは、従来の同質的なトラヒックを前提とした帯域利用とは異なる価値が提供されることから、データ接続料（帯域料金）についても、従来のコストベースの考え方のみでは十分ではなく、新たな機能や提供価値を踏まえた考え方について検討することが必要と考えます。 ○　一方で、現時点において当社では、実証実験や時間・場所・用途を限定した法人向けソリューションを通じて、スライシングに関する技術的・運用的課題の検証を進めている段階であり、一般利用者向け又は広範な事業者向けサービスとして確立している状況にはありません。また、MVNOへの提供を前提とした場合の管理方法や提供条件、責任分界点等についても、今後検討を深めていく必要があります。そのため、今後の技術検証やサービス実証の結果を踏まえながら、実運用上の課題やコスト負担、運用責任等を十分に考慮しつつ、慎重かつ丁寧に議論を進めていく必要があると考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】 ○　スライシング提供に対応したデータ接続料の在り方については、従来のデータ接続料とは異なり、超高速、多数接続、超低遅延といったスライシング特有の品質差異を考慮するとともに、今後設定されるスライシングの内容や提供形態を踏まえた制度設計が必要と考えます。 ○　また、スライシングの提供に当たっては、スライスごとの品質を維持しつつ、他の利用者や他のスライスへの影響が生じないよう、ＭＮＯにおいてネットワーク全体を継続的に管理・運営することが必要となります。このため、従来のデータ接続料におけるコストベースの考え方だけではなく、スライシング特有の管理・運営に要する機能についても適切に反映した料金体系となるよう、ネットワーク全体の管理・運営に係る料金設定の在り方についても併せて検討することが必要と考えます。 ○　したがって、スライシング提供に対応した接続料制度については、今後具体化されるサービス内容や提供形態を踏まえつつ、品質差異及びネットワーク管理・運営に係る負担を適切に反映した制度設計となるよう検討することが適当と考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○　考え方60のとおりです。	無
意見62 ●　スライシング提供におけるデータ接続料金について、今後の具体化に向けた検討において、「ＭＶＮＯが事業として成立し得る料金水準」・「過度な参入障壁にならない制度・料金」を踏まえた検討を要望。	考え方62	
○　スライシング提供におけるデータ接続料金の在り方については、「MVNOが事業として成立し得る料金水準」・「過度な参入障壁にならない制度・料金」であることが重要であると考えます。 ○　今後の具体化に向けた検討においては、上記を踏まえて検討頂きますようお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○　本答申案のとおり、今後、具体化に向けて引き続き検討することが適当と考えます。	無

意見63 ● スライシングの実現やその接続料は、サービス内容・接続方法に応じて適切な費用負担を実現する必要がある。ＭＮＯとの協議を通じ、ＭＶＮＯ固有のスライシング活用サービスの具体化に向けた適切な接続方法等についても議論を進めていく必要がある。	考え方63	
○ スライシングの実現や、その際の接続料のあり方について、サービス内容・接続方法に応じて適切な費用負担を実現する必要があり、L2接続相当の機能の開放状況と並行して議論を進めていく必要があると考えております。 ○ 同様に、MNOとの協議を通じて、MVNOならではのスライシング活用サービスの具体化に向けた適切な接続方法等についても議論を進めていく必要があると考えております。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 本答申案のとおり、今後、具体化に向けて引き続き検討することが適当と考えます。	無
（５）その他検討すべき事項		
意見64 ● ｅＳＩＭ転送及びエンタイトルメント機能については、ＭＶＮＯからの要望により協議に応じており、まずはＭＶＮＯが当該機能を利用して実現したいサービス等を明らかにしながら協議を進めていく考え。したがって、ＭＮＯとＭＶＮＯの協議経過を注視することが適当であり、当該機能を直ちに「開放を促進すべき機能」に位置付けるべきではない。	考え方64	
○ 当社は、eSIM転送及びエンタイトルメント機能についてMVNOからもご要望いただいているため、真摯に協議に応じているところです。 ○ 当該機能はEntitlement Server（以下、「ES」という。）により実現されますが、まずはeSIM転送を含めESを利用してMVNOが実現したいサービス等を明らかにしながら協議を進めていく考えです。 ○ 以上のとおりMVNOと議論を進める必要があるため、当面の間MNOとMVNOの協議経過を注視することが適当であり、直ちに「開放を促進すべき機能」に位置付けるべきではないと考えます。 ○ なお、 接続政策委員会（第81回）における当社のヒアリング資料で当社が述べたとおり、当該機能を「開放を促進すべき機能」に位置付けるかどうかに関わらず、当社はMVNOと前向きに協議を実施しています。 【株式会社ＮＴＴドコモ】	○ 本答申案のとおり、ｅＳＩＭ転送については、ＭＮＯとＭＶＮＯのイコールフッティングの観点から、ＭＮＯのグループＭＶＮＯのみならず、希望するＭＶＮＯが利用可能となることが望ましいため、ＭＮＯにおいては、ＭＶＮＯの要望を踏まえ、具体的に必要な対応等の検討を行うことが適当と考えます。	無
意見65 ● ｅＳＩＭ転送及びエンタイトルメント機能について、全ＭＮＯからの四半期ごとの一律な報告は不要であり、協議に進展があった場合に適宜報告を求める運用とすれば足りる。 ● 同機能の「開放を促進すべき機能」への位置付けは、特にアンバンドル要件②及び③の充足性について、一部事業者の状況だけで判断せず、他の二種指定事業者の状況やＭＶＮＯからの具体的な要望・需要も踏まえて総合的に判断すべき。	考え方65	
○ ｅＳＩＭ転送及びエンタイトルメント機能について、現時点では事業者間協議が行われていない事業者も存在する状況にあります。このような中で、全てのＭＮＯに対して一律に四半期ごとの報告を求めたとしても、事業者間協議の促進に直ちにつながるものとは言えず、制度的な必要性は限定的と考えます。 ○ 事業者間協議の促進という目的に照らすと、協議状況に進展があった場合に適宜報告を求める運用とすれば足り、進展の有無にかかわらず一律に四半期ごとの報告を求める必要はないと考えます。 ○ したがって、本第一次答申（案）の記載について下記のとおり修正を要望します。 ＜現行＞ また、事業者間協議が進むよう、総務省においては、ｅＳＩＭ転送及びエンタイトルメント機能に係るＭＶＮＯとの協議の状況についてＭＮＯから四半期ごとの報告を求めることが適当である。	○ 本答申案のとおり、ｅＳＩＭ転送及びエンタイトルメント機能に係るＭＶＮＯとの協議の進展を図るためには、協議状況についてＭＮＯから四半期ごとの報告を求めることが適当と考えます。 ○ ｅＳＩＭ転送を実現するための接続機能の「開放を促進すべき機能」への位置付けについては、ＭＶＮＯガイドライ	無

＜修正案＞ 　また、事業者間協議が進むよう、総務省においては、ｅＳＩＭ転送及びエンタイトルメント機能に係るＭＶＮＯとの協議の状況について進展があった場合には、必要に応じてＭＮＯから報告を求めることが適当である。 ○　また、ｅＳＩＭ転送については、ＫＤＤＩ株式会社殿からも「ＭＮＯだけで対応可否を判断・決定できる機能ではない」との意見が示されているとおり、その実現に向けた課題はＭＮＯのみで解決できるものではない認識です。 ○　「開放を促進すべき機能」への位置付けについて引き続き検討するに際しては、特にアンバンドル要件の②「アンバンドルすることが技術的に可能であること」及び③「アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと」を満たすかについて、一部事業者の状況のみをもって判断するのではなく、他の二種指定事業者の状況やＭＶＮＯからの具体的な要望・需要も踏まえ、総合的に判断されるべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	ンで規定する要件に照らし合わせて引き続き検討することが適当と考えます。	
意見66 ●　ｅＳＩＭ転送機能について、「ＭＮＯにおいては、ＭＶＮＯの要望を踏まえ、具体的に必要な対応等を検討することが適当である」とする本答申案の考え方に賛同。 ●　総務省においては、ＭＮＯとＭＶＮＯ間の協議が進むよう、引き続き協議状況を注視することを要望。	考え方66	
○　eSIMクイック転送機能については、MNO及びMNOのグループMVNOのみが利用できる状況となっており、MNO及びMNOのグループMVNOと独立系MVNOの利用者間で著しく利便性に差が出ている状況であることから、「MNOにおいては、MVNOの要望を踏まえ、具体的に必要な対応等を検討することが適当である。」との方向性に賛同いたします。 ○　また、MNO及びMNOのグループMVNOと独立系MVNOに差が生じた状態であることは公正競争の観点から望ましくないことから、総務省殿においてはこれらの機能の開放に向けて事業者間協議が進むよう協議の状況等について注視頂きますようお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】 ○　eSIM転送機能について、MNOとMVNOにおけるイコールフッティング確保の観点から、『ＭＮＯにおいては、ＭＶＮＯの要望を踏まえ、具体的に必要な対応等を検討することが適当である』とする本答申案の考え方に賛同いたします。 ○　MNO及びMNOグループに属するMVNOのみが本機能を提供しており、eSIMの移行手続き等における利用者の利便性に大きな差異が生じている状況となっていることは、 eSIMのみ利用可能な端末が広がる中、 MNOとMVNOにおける公正な競争環境の確保が阻害されるおそれがあると考えます。 ○　この点、総務省殿においては、本機能開放に係るMNOとMVNO間の協議状況を引き続き注視いただくとともに、要件を満たす場合には、速やかに「開放を促進すべき機能」と位置付けるようご検討いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】 ○　eSIMの利用者端末間での転送については、eSIM専用端末（新型iPhone等）への機種変更時において、MNO契約者は端末操作のみで完了する一方、MVNO契約者はeSIM再発行が必要になる等、契約者の利便性で顕著な差が生じており、昨今の情勢（eSIM専用端末・ウェアラブル端末の普及）等を鑑みると、MNOとMVNO間での不公平が存在していると考えております。 ○　そのため、契約者の利便性向上と競争環境の公平性確保の観点から、希望するMVNOがエンタイトルメント機能をMNOと連携して活用できる環境整備を要望させて頂きました。	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。 ○　総務省においては、今後、ＭＮＯから提出される四半期ごとの報告を通じて、ｅＳＩＭ転送及びエンタイトルメント機能に係るＭＶＮＯとの協議状況について注視していくことが適当と考えます。	無

○　今回示された取組の方向性によって、事業者間協議が進むものと考えますので、この方向性に賛同いたします。 また、四半期毎の報告等、MNOとMVNOとの協議動向についても注視頂きますようお願いいたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】		
意見67 ●　衛星ダイレクト通信サービスについて、「MNOにおいては、MVNOから要望があった場合には、協議に応じることが適当である」との方向性に賛同。	考え方67	
○　衛星ダイレクト通信サービスについて、「MNOにおいては、MVNOから要望があった場合には、協議に応じることが適当である」との方向性に賛同します。 ○　この点、機能開放向けた課題が確認された場合には、協議推進や課題解決に向けた取り組みを検討・実施いただくようお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見68 ●　衛星ダイレクト通信サービスについて、既存契約者に対して、利便性が高く、追加負担の少ないアプローチでオプションを提供できるよう検討を進めているため、必要に応じて協議状況の確認を要望。	考え方68	
○　衛星ダイレクト通信サービスについては、MVNOとして既存の契約者に対して、利便性高く・追加負担の少ないアプローチでオプション提供できるよう、検討を進めているため、総務省において必要により協議状況を確認頂きますようお願いいたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○　本答申案のとおり、ＭＮＯにおいては、ＭＶＮＯから要望があった場合には、協議に応じることが適当であり、総務省においては、協議状況を注視していくことが適当と考えます。	無

・第３章　現在の市場環境の変化を踏まえた競争ルールの在り方

意見	考え方	修正の有無
１．加入光ファイバ接続料の算定方法		
意見69 ●　接続事業者への影響低減や予見可能性の向上等の観点から、加入光ファイバ接続料の適正な算定方法等について、引き続き検討を進めることが必要。	考え方69	
○　光ファイバは、今後の社会経済や国民生活にとって重要なモバイル網やFTTH等のブロードバンドサービスを支える不可欠なインフラです。特に、ボトルネック設備であるNTT東日本殿・NTT西日本殿が保有・提供する加入光ファイバの重要性は、今後一層高まるものと考えます。 このため、接続事業者及び光コラボレーション事業者による加入光ファイバの利用を一層円滑化し、公正な競争環境を整備することで、利用者の利便性の向上につなげていくことが重要です。 一方、昨今の国債利回りや物価の上昇に加え、今後のメタル回線の縮退に伴う光回線の設備管理運営費の増加等により、乖離額調整を通じて加入光ファイバ接続料がさらに上昇する可能性があります。 そのため、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性を高めるとともに、継続的なコスト削減や接続料算定方法の適正化を通じて、接続料の低廉化を図る必要があると考えます。 【中部テレコミュニケーション株式会社】 ○　加入光ファイバ接続料の上昇は、特に地域において情報通信サービスを提供する事業者の事業運営や情報通信基盤の維持・高度化に大きな影響を及ぼすおそれがあります。その結果、地域における安定的な情報通信サービスの提供や利用者利益の確保にも影響が生じかねません。 ○　このため、接続料の見直しに当たっては、地域の事業者が中長期的な事業計画や設備投資計画を適切に策定できるよう十分な予見性を確保するとともに、接続料の急激な変動による影響を緩和する観点から、必要な経過措置や算定方法の見直しについて継続的に検討していただくことを要望します。 【地域情報化電気通信事業者協会】 ○　光ファイバは、国民生活にとって重要な電話やモバイル、FTTH等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なアクセスインフラであり、ボトルネック設備であるNTT東・西殿の加入光ファイバの重要性は一層高まっていることから、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで公正な競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。 ○　そのためには、加入光ファイバを利用する接続事業者の予見可能性の向上、接続料算定の更なる適正化、継続的なコスト削減等を進めていく必要があると考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】 ○　加入光ファイバ接続料については、「乖離額調整による接続事業者への影響を可能な限り低減すること等を目的とし、WGにおいて、接続事業者からの提案やＮＴＴ東日本・西日本の考え方を聴取の上、令和８（2026）年度以降の加入光ファイバ接続料の算定方法について、対処方針を検討・整理した」とあるとおり、昨年度の情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会　接続料の算定等に関するワーキンググループにおいて算定方法の見直し等の議論がなされたものの、既に現状において金利や物価等の市場環境が大きく変化しており実態との乖離が生じている懸念があることから、今後も継続して接続事業者への影響低減や予見性確保のため、毎年度の乖離額の状	○　加入光ファイバ接続料が適正かつ低廉な水準であることは、競争を通じた低廉な料金と多様なサービスの実現のために重要であり、総務省においては、加入光ファイバ接続料の適正な算定方法等について、今後も必要に応じて検討を行うことが適当と考えます。	無

況やβ値の合理性・妥当性を把握し、早期の情報開示を行っていただくことや、不断の取り組みとして算定方法の見直しを継続して行うことを要望します。 【ソフトバンク株式会社】 ○　2026年3月26日に認可された「NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和8年度の接続料の改定等）」に際してNTT東西殿より示された予測接続料によれば、2027年度の加入光ファイバ接続料は、2026年度比で約4%上昇する見込みとされています。また、現時点において、リスクフリーレートは引き続き上昇基調にあります。これらの状況を踏まえると、加入光ファイバ接続料は、今後、更に上昇する可能性があります。 ○　加入光ファイバ接続料が上昇した場合、上記のボトルネック設備を利用する電気通信事業者の費用負担が累積的に増大し、事業者の設備投資や利用者料金に影響を及ぼすことが懸念されます。 ○　特に、ボトルネック設備に係る接続料の上昇は、大規模事業者と比較して、規模の経済を享受しにくい地域事業者その他の中小事業者に相対的に大きく影響すると考えられます。その結果、中小事業者による新規参入や事業継続が制約を受け、ひいては、FTTH市場及び携帯電話市場における競争が阻害されるおそれがあります。最終的には利用者の利益まで毀損しかねません。 ○　こうしたことから、加入光ファイバ接続料の算定方法については、算定自体の適正性に加え、接続料の上昇が電気通信市場全般の競争、事業者の設備投資及び利用者料金に及ぼす影響も含め、総合的な視点から議論していただくことを要望いたします。 ○　また、利用者負担の急激な増大、事業者の投資余力の低下や市場競争の減退につながりかねない接続料の急激な上昇が見込まれる際には、その水準及び上昇幅の適正性を十分に検証するとともに、必要に応じ、時限的な激変緩和措置や新たな補填措置を講ずるなど、競争政策上の観点を踏まえた必要な方策を検討することを要望いたします。 【楽天モバイル株式会社】		
意見70 ●　CAPM的手法の採用の要否については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することを要望。	考え方70	
○　適正な報酬の算定方法について、報告書の参考資料3-1　加入光ファイバ接続料の算定方法に関する参考資料　加入光ファイバ接続料の算定方法に関する対処方針（以下、「対処方針」）のとおり、CAPM的手法の採用の是非については、今後、それを見直すべき理由やより合理的な手法の存在が認められた場合等に、改めて検討することを要望します。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　算定等WGにおいて整理された対処方針に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見71 ●　β値について、今後、現在使用している値を維持することの合理性・妥当性が失われた場合には、直近の値を基にβ値を見直すことを含め、改めて検討することが適当。	考え方71	
○　接続政策委員会（第80回）で公表された「接続料の算定等に関するワーキンググループにおける検討結果」において、弊社を含む複数事業者による接続料の算定方法の見直しに係る提案に関し、β値などについて改めて検討を行うことが適当とする方針が示されております。 ○　加えて、現状では、金利や株価の大幅な上昇など様々な社会・経済情勢が急激に変化していることから、接続料の算定方法におけるβ値などの論点について、さらなる適正性を確保するため引き続き検討を行うことが必要と考えます。	○　算定等WGにおいて整理された対処方針に対する賛同の御意見として承ります。	無

○　事業者の予見可能性を確保し、利用者へ良質なサービス提供を今後も継続するため、より安定的かつ合理的な接続料となるよう、算定方法の根本的な見直しを求めます。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】 ○　報酬算定に用いるβ値については、2023年度の見直しにより、NTT持株殿の2020年度、2021年度、2022年度末を終点とする3年間の日次データの中央値（0.566）が採用され、接続料の算定等に関するワーキンググループの議論を経て、2026年3月に認可された接続料においても、引き続き0.566が適用されることとなりました。（対処方針の主なポイント）で示されているとおり、今後、NTT持株殿のβ値が0.566から大きく乖離が生じる等、前回の再算定結果を維持する合理性・妥当性が失われたと考えられる場合はあらためて検討することを要望いたします。 【ＫＤＤＩ株式会社】 ○　接続料の算定に用いるβ値（令和5（2023）年度の再算定結果）について、当該値を維持する合理性や妥当性が失われたと認められる場合には、直近の値を基に見直すことを含め改めて検討するとの方針には賛同いたします。 【楽天モバイル株式会社】		
意見72 ●　今次算定期間において、５年を算定期間とした将来原価方式により加入光ファイバ接続料の算定を行ったことは適切。 ●　乖離額調整の金銭規模が大きい場合には、必要に応じて再度複数年度に分けて調整をすることを要望。 ●　透明性確保の観点から発生した乖離額の原価内訳についても毎年度の接続料認可申請時に開示を要望。	考え方72	
○　予見可能性の確保に加え、乖離額調整の影響を緩和して接続料水準を安定的なものとする観点から、5年を算定期間とした将来原価方式により算定を行ったことについては適切であったと考えます。一方、適用された算定方法の評価・検証、接続料の更なる適正化の検討は引き続き行う必要があると考えます。 ○　2026年3月に認可された加入光ファイバの接続料については、2024年度の乖離額および2025年度の乖離額見込みを2026年度から2030年度までの5年間に分けて調整する方法が採用されています。 ○　今後、大幅な金利上昇等が生じると、引き続き大きな乖離額が発生し接続料の大幅な上昇が想定されることから、乖離額調整の金額規模が大きい場合には必要に応じて再度複数年度に分けて調整いただくことを要望いたします。 ○　また、透明性確保の観点から、発生した乖離額の原価内訳については毎年度の接続料認可申請時に開示いただくことを要望いたします。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　乖離額の複数年度での平準化については、接続料規則の規定や接続事業者への影響を踏まえ、ＮＴＴ東日本・西日本において、乖離額調整に係る３条許可申請を実施するにあたり、必要に応じて検討することが適当と考えます。 ○　乖離額調整に係る透明性確保については、ＮＴＴ東日本・西日本において、乖離額が生じた主な要因について、接続事業者に対して引き続き丁寧な説明を実施することが適当と考えます。	無
意見73 ●　予見性を確保するために、経済情勢の急激な変化が見込まれる場合、5年間の算定期間にとらわれず改めて認可申請を行うことを要望。また、経済情勢が安定するまでの間は、単年度の将来原価方式への切り替えの検討も要望。 ●　直近で改めて認可申請を行うことが困難な場合、2027年度の接続料に係る乖離額調整の認可申請までに、予測と実績の乖離を踏まえた2030年度までの接続料の概算の見通しの開示を要望。	考え方73	
○　2026年度から2030年度までの接続料の認可申請では、事業者の予見可能性を高めることを目的として、接続料原価のうち報酬の算定に用いる10年物国債利回りについて、2025年9月に実施された10年物国債入札（第379回）の利回りである1.612%を基に接続料が算定されています。 ○　しかし、2026年7月に実施された10年物国債入札（第383回）では、利回りが2.729%まで上昇しています。今後の政策金利の動向、我が国の財政状況、国際情勢等によっては、さらなる利回りの上昇も想定され、認可時の予測値	○　今次算定期間中に経済情勢の急激な変化等により当初の予測と実態が大きく乖離する状況が生じた場合には、将来原価方式で算定した期間の残余期間に関わらず、改めて接続料の算定を行うこ	無

と実績値との乖離が拡大するおそれがあります。このような乖離額調整による接続料の急騰、ひいては接続事業者の予見可能性の低下を回避するため、国債利回りの急騰を含め、経済情勢の急激な変化が見込まれる場合には、5年間の算定期間にとらわれず、残余期間における接続料の算定方法の適正化を検討した上で、必要に応じて改めて認可申請が行われることを要望いたします。その場合、昨今の不確実性の高い経済情勢を踏まえ、経済情勢が安定するまでの間は、単年度の将来原価方式への切替えについても検討することを要望いたします。 ○　また、直近での改めての認可申請が困難である場合には、接続事業者の予見可能性を確保するため、2027年度の接続料に係る乖離額調整の認可申請までに、最新の経済情勢及び設備管理運営費の予測と実績との乖離を踏まえた、NTT東日本殿・NTT西日本殿による2030年度までの接続料の概算見通しを開示していただくことを要望いたします。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	とも含め、ＮＴＴ東日本・西日本及び総務省において、対応を検討することが適当と考えます。 ○　接続料の概算見通しの開示については、算定等ＷＧにおいて整理された対処方針において、中間年度である３年目での接続料水準の見通し（概算額）の開示に加え、４年目においても、当該算定期間以降も含む接続料水準の見通しを開示することが適当と整理されておりますが、経済情勢の急激な変化等により当初の予測と実態が大きく乖離する状況が生じた場合には、前倒しで開示を行うことを含め、ＮＴＴ東日本・西日本及び総務省において、対応を検討することが適当と考えます。	
意見74 ●　今後も乖離額調整が行われる場合、発生の要因を分析し、特定の外部的要因により大きな変動が生じない算定方法を検討する必要。	考え方74	
○　第一次答申案には、昨年10月から行われた「接続料の算定等に関するワーキンググループ」の検討結果等が盛り込まれております。同WGは、加入光ファイバの認可済接続料が実績値と乖離し、制度上、特例措置である乖離額調整が常態化している現状を踏まえ、新たな算定方法を検討することを目的に設置されたものと認識しております。 ○　本年3月に認可された加入光ファイバ接続料は、同WGでの検討結果を踏まえ、算定期間を3年から5年に変更する等の措置がなされました。しかしながら、昨今の急激な金利上昇を考慮すると、認可された接続料はすでに実態と大きく乖離している可能性があり、今後も多額の乖離額調整が行われることを懸念しています（※接続料の構成要素である適正報酬額の算出において、今次算定では令和7年9月時点のリスクフリーレート1.61%が採用されていますが、その指標となる10年物国債利回りは令和8年7月現在で約2.68%にまで上昇しています）。事後的な乖離額調整に依存する状態から脱却が出来なければ、接続料算定方法の見直しを図った当初の目的が達成されていないものと考えます。 ○　接続料規則第12条の2第1項においては、将来原価方式による接続料算定に生じた調整額については「0」と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額を接続料原価に算入することは、原則として認められていないと認識しております。 ○　しかしながら、接続料に大幅な影響を与える乖離額調整が恒常的に行われてきたのが実態であり、接続事業者は適切な投資判断や中長期の見通しに基づく事業計画を策定することが困難になります。 ○　したがって、仮に今後も乖離額調整が行われる場合には、乖離額が発生した要因を分析し、特定の外部要因により大きく変動しないような算定方法を再度検討する必要があると考えます。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	○　乖離額調整に係る３条許可については、申請の都度、「特別な理由」があるかどうか慎重に判断されるべきものです。加入光ファイバ接続料における乖離額調整については、加入光ファイバ接続料の算定に関する検討に係る「第一次答申」（※）以降の議論を踏まえて、次の諸点等を考慮して、これが認められてきているものと承知しています。 ①一定程度の積極的な需要見積もりを行なっていること ②複数年度の将来原価方式により算定を行なっていること ③①②により、予測と実績の乖離が外的要因により生じる可能性があるところ、その場合の費用収入間差額を申請者のみに負担させることは適当ではないこと ④調整方法について、予見可能性に一定の配慮が加えられていること	無

	○　総務省においては、上記の諸点等を踏まえ、今後とも３条許可について慎重に判断することが適当と考えます。 ○　他方で、接続事業者の予見性確保の観点から、収入と原価の予測と実績の乖離の要因については、NTT東日本・西日本において今後とも検証するとともに、予測の精緻化に向けて検討を続けることが適当と考えます。 ○　また、考え方69のとおり、総務省においては、加入光ファイバ接続料の適正な算定方法等について、今後も必要に応じて検討を行うことが適当と考えます。 ※１「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）」に対する答申（平成23年３月29日情郵審32号）	
意見75 ●　今次算定期間の3年目・4年目における情報開示については、当該算定期間以降も含め、少なくとも5年分の開示を要望 ●　接続料の見通しについては、単金の概算額だけではなく、単金算出の根拠データである需要（回線数）や設備管理運営費等の原価、報酬などの情報についても、開示を要望。 ●　2027年度接続料の概算見通しを10月末に開示するのに加え、最新の経済情勢を踏まえた2028年度以降の接続料の予測情報についても開示を要望。	考え方75	
○　（対処方針の主なポイント）において、将来原価方式の算定期間を5年間とし、NTT東・西殿が、中間年度である3年目による開示に加え、4年目においても、算定期間以降も含む接続料の見通し（概算額）を開示することが整理されましたが、見通しの提示にあたっては3年目・4年目においても当該算定期間以降も含め、少なくとも算定期間と同じく5年分開示いただくことを要望いたします。 ○　また、接続料の見通しの開示にあたっては、単金の概算額だけではなく、単金算出の根拠データである需要（回線数）や設備管理運営費等の原価、報酬などの情報についても、開示いただくことを要望いたします。 ○　2026年3月に認可された加入光ファイバの接続料原価のうち、報酬算定で用いるリスクフリーレートについて、2025年9月時点の値（1.61%）を基に算定されておりますが、その後認可申請時から更に上昇（2026年7月23日時点の値：2.76%）していることから、今後大きな乖離額が発生することが想定され、2026年度に発生する乖離額が加算される2028年度の加入光ファイバ接続料においては、すでに単金上昇が見込まれております。そのため、接続事業者の予見性確保の観点から、NTT東・西殿においては、2027年度接続料の概算見通しを10月末に開示するのに加え、最新の経済情勢を踏まえた2028年度以降の接続料の予測情報についても開示いただくことを要望いたします。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　接続料の概算見通しの開示に関する御意見については、考え方73後段のとおりです。 ○　具体的な情報開示の対象については、接続事業者の予見可能性の確保の観点からは可能な限り広範囲の情報が確保されることが望ましいことから、ＮＴＴ東日本・西日本においては、接続事業者の意見も踏まえつつ、概算額だけでなく、その根拠となる一定の情報も含めて示すことが適当と考えます。	無
意見76	考え方76	

●　企業物価指数変動の反映について、実際に予測と実績の乖離が縮小されたかどうか、効果の検証が必要。		
○　2026年3月に認可された加入光ファイバ接続料においては、予測と実績の乖離を縮小させ、接続事業者における接続料の予見可能性を高めるため、設備管理運営費（施設保全費等）の費用予測に、直近の人件費・物件費の高騰影響を加味する観点から企業物価指数の変動が反映されました。 ○　この点、企業物価指数変動の反映は今回初めての取り組みであり、予測と実績の乖離を縮小させる目的で反映したものであるため、実際に予測と実績の乖離が縮小されたかどうか、今後検証の必要があると考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　設備管理運営費の費用予測に反映した企業物価指数の変動については、予測と実績の乖離の縮小、客観性及び事業者の予見可能性向上に資するものになっているかどうか、実績値が明らかになった時点で、総務省において議論の要否を含めて改めて検討を行うことが適当と考えます。	無
意見77 ●　光ファイバケーブルの耐用年数については、実態に即した耐用年数が適用されるよう、引き続き検討を行うことを要望。 ●　主配線盤（FTM等）についても、耐用年数の見直しの検討がこれまで行われておらず、実態に即した見直しを検討すべき。	考え方77	
○　2026年3月に認可された加入光ファイバ接続料において、電柱の耐用年数の見直しがなされましたが、光ファイバケーブルの耐用年数についても、対処方針にて、「光ファイバケーブルの耐用年数については、物理的な特性に加えて、経済的な耐用年数や規格の変遷等の技術の革新も含めて、総合的に判断して適切な見直しを求めることが適当。こうした観点を踏まえた検証結果について、NTT東西は、来年度以降の加入光ファイバ接続料の認可申請時に総務省に報告するとともに可能な限り情報を公開することが適当。」と整理されたとおり、実態に即した耐用年数が適用されるよう、引き続き検討していくことを要望いたします。 ○　また、その他の関連する設備においても、光信号の伝送に係る主配線盤（FTM等）における耐用年数については見直しの検討がこれまで行われていない状況であると認識しているため、実態に即した耐用年数が適用されるよう、検討していくことを要望いたします。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　光ファイバケーブルの耐用年数については、情報通信行政・郵政行政審議会の考え方（※１）を踏まえ、総務省からＮＴＴ東日本・西日本に所要の要請（※２）がなされていると承知しており、当該要請に基づく報告内容を踏まえて検討することが適当と考えます。 ○　光ファイバケーブル以外の設備の耐用年数についても、設備の利用実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、今後も適時適切に見直していく必要があると考えます。 ○　この点、ご意見のあった主配線盤(FTM等）等の設備に関して、利用実態等を適切に反映した耐用年数になっているかについて、ＮＴＴ東日本・西日本において、財務会計に際して会計基準に則した検証を行い、監査法人による監査を受けることで適正性を担保するとともに、総務省においてはその検証結果を適宜聴取の上、必要に応じて対応を検討することが適当と考えます。 ※１「ＮＴＴ東日本株式会社及びＮＴＴ西日本株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変	無

	更案（令和８年度の接続料の改定等）」に対する答申（情郵審第14号）考え方10 ※２ 「令和８年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について（要請）」（令和８年４月２日総基料第59号）	
意見78 ● 新設工事費などの上昇傾向を踏まえ、低廉な工事費が設定されている「光屋内配線の転用」を促進することが重要である。 ● また、再利用される可能性が低い残置回線が極力発生しないよう、合理的な判断を求めるとともに、不要な残置回線の撤去を要望。既存残置回線の網使用料化について、総務省会合での議論・検討を要望。	考え方78	
○ シェアドアクセス方式に係る新設工事費は、昨今の物価・人件費上昇の影響等を踏まえれば、今後も上昇することが想定されます。NTT東・西殿においては、継続的なコスト削減を実施いただくとともに、新設工事費よりも低廉な工事費が設定されている「光屋内配線の転用」を促進していくことが、設備効率化の観点から重要であると考えます。 ○ また、2025年2月より新規残置回線の網使用料化が開始されましたが、NTT東・西殿においては、再利用される可能性が低い残置回線が極力発生しないよう、合理的な工事判断や再利用の徹底、不要な残置回線の撤去促進によって引き続き設備の効率化に努めていただくことを要望いたします。なお、残置回線は全ての事業者が再利用可能であることを踏まえ、既存残置回線の網使用料化について、総務省会合での議論・検討を要望いたします。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○ 光回線再利用スキームについては、加入光ファイバの効率的な運用に資する取組であり、接続の円滑化の観点からも、より多くの事業者の参画が期待されます。総務省においても、関係事業者の参画に向けた取組の状況について注視していくことが適当であると考えます。 ○ また、既存残置回線の取扱いについては、「接続料の算定等に関する研究会第七次報告書」（令和５年９月６日公表）を踏まえ、まずは網使用料化を希望する事業者において現時点における再利用の進展状況及び今後の見込み等を明らかにした上で、必要に応じて見直しを検討することが適当であると考えます。	無
２．卸電気通信役務の適正性（光サービス卸の検証）		
意見79 ● 加入光ファイバ接続料と光サービス卸料金における接続料相当額との関係性や動向について注視することを要望。	考え方79	
○ 加入光ファイバ接続料は、今後上昇する傾向にあると考えられます。一方、光コラボレーションの卸料金との適切なバランスが確保されなければ、光コラボレーション事業者と、接続事業者及び自己設置事業者との間の公正な競争を阻害するおそれがあります。 ○ そのため、総務省殿におかれては、加入光ファイバ接続料と、光コラボレーションの販売奨励金を加味した卸料金における接続料相当額との関係性及びその動向について、十分に注視していただくことを要望いたします。 【中部テレコミュニケーション株式会社】 ○ 「接続」によるサービス提供形態は、市場におけるサービスの多様化を図る観点から、今後も広く活用されることが期待される提供形態であると考えますが、仮に接続料が光サービス卸の卸料金と同等の水準、あるいは上回る水準となった場合、「卸役務」において「接続」と同等または同等以上のリターンが得られることになり、「接続」・	○ 情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成 27 年９月 14 日）が指摘するとおり、FTTH アクセスサービス市場における競争を促進する観点からは、市場における競争の前提として、自己設置、接続、卸電気通信役務による提供形態の中から、電気通信事業者が自らの資金や事業戦略に応じた選択を合理的に行うことができる環境が整備されていることが必	無

「卸役務」の適切なバランス（通常はリスク・リターンともに「接続」＞「卸役務」の関係）が確保されず、接続事業者と光コラボレーション事業者との間の公正な競争を歪めるおそれがあるものと考えます。 ○　結果、設備投資インセンティブが失われ、リスクを冒してまで「接続」で参入する事業者がいなくなることでサービスの多様性が失われ、ユーザの利便性が損なわれると考えます。 ○　そのため、ユーザの利便性向上および公正な競争を促進する観点から、総務省においては、加入光ファイバ接続料と光コラボレーションの卸料金の関係性やその動向について注視いただくことを要望いたします。 【ＫＤＤＩ株式会社】 ○　情報の非対称性を解消し、「接続」と「卸」の公正な競争が確実に担保される制度となることを要望いたします。 ○　光サービス卸の卸料金については、「接続料の算定等に関する研究会　第九次報告書」でも取りまとめいただいたとおり、卸料金と加入光ファイバ接続料が連動していないことに関する追加的な説明を求める等の意見が寄せられているものと認識しております。 ○　接続と卸の公正な競争環境の維持の観点から、今後の光サービス卸の卸料金の動向や、接続料相当額との関係性について注視いただくとともに、事業者団体や各関係事業者の意見を踏まえつつ、引き続き積極的にご議論いただくことを要望いたします。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	要であり、これらのバランスが適切に保たれることにより市場全体の需要増につながることが重要と考えます。 ○　また、算定等 WG での議論においても、卸先事業者等から、卸料金水準の設定に係るＮＴＴ東日本・西日本の考え方の詳細な説明を求めたいという意見が示されていることや、構成員から、今回の検証結果を踏まえて、卸料金原価が上昇する中で卸料金水準がサステナブルなものかどうかについて疑問を呈する指摘があったところです。 ○　総務省においては、今後もこうした考え方や議論を踏まえた上で、本答申案のとおり、接続料及び卸料金を注視し、前回の代替性検証時からの状況変化も踏まえ、必要に応じて検証ステップの見直しも含めて検証の方法を検討することが適当と考えます。	
意見80 ●　光サービスの需要の見通しは非常に厳しい状況で、トレンドでのコスト低減は見込めない中、光サービス市場の活性化に向けて卸料金の自主的な値下げを複数回実施。 ●　卸料金検証についても、接続料相当額や営業コストといった現時点のコストに限らず、市場・競争環境の変化や、事業者要望や設備老朽化等への対応、今後のコストや需要の見通しといった事項も含めて、総合的に検証を行うことで、卸料金の妥当性が適切に評価されていると考える。	考え方80	
＜光サービス卸の概況＞ ○　当社は、パートナーであるコラボ事業者様との「共創」により、リモートワーク・遠隔医療/教育の推進等をはじめとしたICTによる社会課題の解決を通じて、サステナブルな社会の実現に貢献していく考えです。 ○　そのために、今後も新たなパートナーの開拓を進めていくとともに、パートナーの皆様からのご要望等にお応えし、継続的にサービスの運用フローの改善や様々な形でのビジネス支援、サービス・設備の高度化等を進め、光サービス卸をより使いやすいものにしていくことで、光コラボレーションモデルの普及・拡大を図っていく考えです。 ○　直近においては、当社光サービスの需要の見通しは非常に厳しい状況であり、加えて現に2023年度以降、加入光ファイバの接続料が上昇しており、今後もコストの上昇が見込まれる中ではありますが、当社は光サービス市場の活性化に向けて卸料金を複数回にわたり自主的に値下げしており、2025年度末までの累計値下げ額は3,300億円規模となっております。また、これまでの検証において、所謂ワニの口として課題視された卸料金と接続料相当額の差分についても、接続料の上昇と卸料金の値下げにより2023年度以降縮小しております。 ○　なお、光サービス卸は中長期の需要で設備投資を回収するビジネスモデルであり、卸料金については、コストだけでなく、市場環境や競争環境等を総合的に勘案し、コラボ事業者様に継続してご利用いただけるよう、中長期で安定的・サステナブルな設定とする考えです。	○　本答申案のとおり、今回の検証におけるＮＴＴ東日本・西日本からの説明については、ＮＴＴ東日本・西日本の「ＦＴＴＨサービス全体に係る人件費総額の増減率」を新たに開示したことや、全ての卸先事業者を対象に卸料金の情報開示に係るアンケート調査を実施して情報開示に努めたこと等の点において、卸料金の透明性に一定の寄与があったと思われ、その点は一定の評価をすべきと考えます。 ○　他方で、情報開示・説明について更なる改善を求める指摘もあったところ、仮に卸料金と接続料相当額の関係についてＮＴＴ東日本・西日本の説明が不十分	無

○　今回の「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証において、接続料相当額や営業コストといった現時点のコストだけではなく、市場・競争環境の変化や、事業者要望や設備老朽化等への対応、今後のコストや需要の見通しといった事項も含めて、総合的に検証を行うことで、卸料金の妥当性が適切に評価されているものと考えます。 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】	である場合には、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしうることになることから、ＮＴＴ東日本・西日本においては、卸先事業者にとって卸料金の透明性を高めることができるよう、今回の検証における指摘を十分に踏まえた情報開示をさらに進め、算定等 WG においてその内容を継続的に注視することが適当と考えます。	
意見81 ●　現在、NTT東西殿の光サービス卸料金の適正性を検証するスキームにおいては、費用の内訳が十分に開示されておらず、外部から適正性を客観的に判断するための情報が不足。 ●　検証の客観性を高めるため、営業費相当額や接続料相当額の根拠の透明化要望。具体的には、接続料相当額に関しては、算定の前提となる収容率やネットワーク構成がどのように設定されているのか、具体的な数値や情報の開示を要望。	考え方81	
○　現在、NTT東西殿の光サービス卸料金の適正性を検証するスキームにおいては、費用の内訳が十分に開示されておらず、外部から適正性を客観的に判断するための情報が不足していると考えます。 ○　光サービス卸の検証においては、これまでも開示を求めてきた「営業費相当額」のほか、重要なベンチマークとなるのが「接続料相当額」であり、現状ではそれらに関する開示は不十分です。検証の客観性を高めるため、営業費相当額や接続料相当額の根拠の透明化を強く要望いたします。接続料相当額に関しては、例えば、算定の前提となる収容率やネットワーク構成がどのように設定されているのか、具体的な数値や情報の開示を要望いたします。 ○　仮に、収容率を実態よりも著しく低く設定した場合、接続料相当額が高額に算出され、結果として「卸料金」と「接続料相当額」の差額が不当に小さく見えてしまうという構造的な懸念が排除できません。このような不透明性を解消し、検証の実効性を担保するためにも、収容率の開示は不可欠です。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	○　考え方80のとおりです。	無
意見82 ●　卸料金に関する情報開示については、卸料金の更なる透明性向上のため、法令で義務付けられた範囲を超えて、自主的に2023年度に自主的に2025年度までの接続料相当額指数等を行い、2025年度は新たに全コラボ事業者を対象とした情報開示に係るアンケート調査を実施。 ●　事業者団体との団体協議においても、開示可能な情報は開示し、開示が困難な事項についてその理由を丁寧に説明。 ●　今後も自社の正当な利益を害さない範囲で情報開示には可能な限り対応していく。	考え方82	
＜光サービス卸に係る情報開示の進展＞ ○　卸料金に関する情報開示については、法令で義務付けられた「当年度の接続料相当額指数」と「卸料金と接続料相当額との差額の用途」に加えて、卸料金の更なる透明性向上のため、2023年度に自主的に2025年度までの接続料相当額指数を開示しましたが、2025年度においては、更なる卸料金の透明性向上に向け、全コラボ事業者様約800社	○　特定卸電気通信役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであることを踏まえると、卸元事業者自身が卸先事業者等と積極的に協議を行うことが重要	無

を対象とした情報開示に係るアンケート調査を実施しました。本調査に対して70社(8%)から回答をいただき、情報開示要望があったのは15社(2%)、そのうち卸料金に係る要望は5社（1%）でした。 ○　また、JAIPA殿・FVNO委員会殿との団体協議において、調査結果を報告するとともに、従業員給与水準に係るデータを新たに開示するなど、開示可能な情報は開示し、開示が困難な事項についてもその理由を可能な限り丁寧に説明してきたところです。 ○　今後においても、接続料の算定等に関するワーキンググループにおいて事業者様からいただいた情報開示のご要望も含め、当社の正当な利益を害さない範囲で可能な限り対応していく考えです。 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】	と考えます。この点、自主的な接続料相当額指数の見通や様々な定量的情報の開示及び全卸先事業者へのアンケート等の取組は望ましい対応であると考えますが、ＮＴＴ東日本・西日本においては、引き続き、事業者間協議の活性化に向けて対応していくことが適当と考えます。 ○　卸料金に関する情報開示等については、算定等 WG における関係事業者・構成員の意見等も踏まえ、ＮＴＴ東日本・西日本において、透明性の確保に資する説明を継続的に行っていくことが適当と考えます。	
意見83 ●　接続料相当額の情報開示の対象については、法令改正（2023年6月施行）以降を対象とすることが原則であり、自主的に開示を行っている接続料相当額以外の情報についても同様であると考える。 ●　卸料金と接続料相当額が中長期的な連動性は「モデル収容数におけるアクセス回線接続料の推移」により確認可能。 ●　今後の事業者間協議において、2026年度から2030年度までの接続料相当額指数の開示を行う予定。	考え方83	
＜接続料相当額の開示に対する当社の考え＞ ○　接続料相当額の情報開示については、様々なご意見があった中で、第66回接続料等研究会（2022年12月）の論点整理及びその後の法令改正（2023年6月施行）において、2022年度を100とした2023年度以降の接続料相当額指数を開示していくという結論で制度整理がなされたものと承知しており、情報開示の対象については、法令改正以降を対象とすることが原則であるものと考えます。 ○　その上で、卸料金と接続料相当額の連動性については、「モデル収容数におけるアクセス回線接続料の推移」を開示しており、卸料金は接続料相当額に対して、中長期で一定程度連動していることがご確認いただけると考えております。 ○　また、接続料相当額以外の情報（従業員給与・平均ユーザ収容数等）については、法改正やその後の議論を踏まえて、当社として自主的に開示しているものですが、その開示期間については接続料相当額と同様に法令改正以降を対象とすることが原則であるものと考えます。 ○　なお、接続料相当額については、卸料金の予見性を高めるため、法令で義務付けられた当年度の指数に加えて、将来原価方式で接続料が設定されている将来年度の指数を自主的に開示してきたところですが、今後の事業者間協議において、2026年度から2030年度までの接続料相当額指数を開示していく考えです。 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】	○　接続料相当額の情報開示については、ＮＴＴ東日本・西日本の開示した「モデル収容数におけるアクセス回線接続料の推移」により、卸料金と接続料相当の中長期的な連動性は確認可能との説明があったと承知していますが、算定等WGにおける関係事業者や法令不遡及の原則に則り、法改正以前の情報開示はあくまでもＮＴＴ東日本・西日本の自主的な判断によるものといった構成員の意見等も踏まえ、ＮＴＴ東日本・西日本において、開示可能な代替的な情報を用いた説明を行う等して、卸先事業者の疑問に答えられるよう事業者間協議に取り組んでいくことが適当と考えます。	無
意見84 ●　営業コストに関する定量的な情報は、重要な経営情報であり、当該情報の開示は当社のみが一方的に競争上の不利益を被り、設備構築事業者とサービス提供事業者の間及びサービス提供事業者との間の健全な競争を歪めるため、開示することは不可能。 ●　費用項目の構成比についても、営業コストのおおよそ規模感が類推可能となることから機密性は同様。	考え方84	

● 引き続き、情報開示については、事業者の要望も踏まえ、正当な利益を害さない範囲で可能な限り対応していく考え。		
＜営業費相当額の開示に対する当社の考え＞ ○ 営業コスト（その他コスト）については、当社がどのような販売支援リソースやサービス運営体制で競争市場に向き合っていくか等を類推させる極めて重要な経営情報であることから、当社のみがその開示を強いられた場合、当社は一方的に競争上の不利益を被ることとなります。 ○ その結果、設備構築事業者とサービス提供事業者との間、およびサービス提供事業者間の健全な競争を歪めることになるため、開示することはご容赦いただきたいと考えます。 ○ 費用項目毎の構成比についても、すでに営業コスト（その他コスト）と設備コストの構成比（4：6）を開示していることを踏まえると、販売支援リソース、サービス運営リソース等のおおよそ規模感が類推可能であり、当社がどういった業務にどういった規模のリソースを投入しているかといった営業戦略上の機密情報が類推可能となることから、その機密性は実数と同様であり、開示することはできません。 ○ なお、今後も卸料金の透明性確保のため、これまで開示してきた情報のアップデートも含めて、当社の適正な利益を不当に害さない範囲で可能な限り情報開示を実施していきたいと考えております。 【ＮＴＴ東日本株式会社・ＮＴＴ西日本株式会社】	○ 本答申案のとおり、ＮＴＴ東日本・西日本においては、卸検証ガイドラインに基づく検証結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に算定等WGで議論を行うことが適当であり、その上で、開示すべき情報の範囲については、算定等WGで継続的に検討を行うことが適当と考えます。 ○ なお、営業費相当額に関連する情報については、ＮＴＴ東日本・西日本から、具体的な額、費用項目の構成比が明らかになることに対して競争上の懸念が示されていることを踏まえ、情報開示の範囲については、十分な留意が必要と考えます。	無
３．モバイル接続料の検証		
（１）予測値の算定方法		
意見85 ● 精算接続料が予測接続料を上回る場合は、ＭＶＮＯと支払方法等について協議に応じる考えであり、既に接続料の乖離理由についてＭＶＮＯに対して自主的な情報提供を実施済み。 ● 2027年２月の予測接続料の届出や2027年９月の需要の情報提供の機会等、2026年度精算接続料への影響が一定程度見通せた段階で、乖離の発生見込みをあらかじめＭＶＮＯに情報提供を行うよう努める。	考え方85	
○ 当社は、精算接続料が予測接続料を上回るような場合にはMVNOガイドラインの内容も踏まえてMVNOと支払方法等について、真摯に協議に応じる考えです。 ○ 当社は、これまでも総務省告示に定められている情報提供に加え、精算接続料については予測接続料との乖離理由、予測接続料については前年度予測接続料との乖離理由を項目ごとに示す等自主的な情報提供を実施しております。 ○ 当社は、２０２７年１２月に届出する２０２６年度精算接続料について、２０２７年２月の予測接続料の届出や２０２７年９月の需要の情報提供の機会等、２０２６年度精算接続料に与える影響が一定程度見通せた段階で、乖離の発生見込みについて予めMVNOに情報提供を行うよう努める考えです。 ○ 以上のように、乖離等が発生した場合には引き続きMVNOにご理解いただけるように努める考えです。 【株式会社ＮＴＴドコモ】	○ ＭＮＯにおいては、引き続きＭＶＮＯに対して積極的な情報開示に努めることが適当と考えます。	無
意見86 ● 接続会計の提出・公表の時点で、2026年度精算接続料の算定で用いる需要や原価情報は確定しておらず、2026年度精算接続料が予測接続料を上回るか否か、またその程度を把握することが困難。	考え方86	

○　接続会計の提出・公表の時点においては、2026年度精算接続料の算定で用いる需要や原価情報（会計値から原価がどれほど残るか等）は確定しておらず、2026年度精算接続料が予測接続料を上回るか否か、またその程度を把握することが困難です。 ○　このため、本第一次答申（案）の「2026年度接続会計の提出・公表の時点」での情報提供に関する記載については適切ではなく、下記のとおり修正を要望します。 ＜現行＞ 　このため、MNOにおいては、2027年２月の予測接続料の届出や2026年度接続会計の提出・公表の時点で、2026年度精算接続料が予測接続料を上回る見込みとなる場合には、予めMVNOに情報提供を行うことが望ましい。 ＜修正案＞ 　このため、MNOにおいては、例えば2027年２月の予測接続料の届出の時点等で、2026年度精算接続料が予測接続料を上回る見込みとなる場合には、遅滞なくMVNOに情報提供を行うことが望ましい。 【ソフトバンク株式会社】	○　本答申案のとおり、ＭＮＯにおいて、2027年２月の予測接続料の届出や2026年度接続会計の提出・公表の時点で、2026年度精算接続料が予測接続料を上回る見込みとなることが判明した場合には、ＭＶＮＯに対して情報提供を行うことを求めるものであり、ＭＮＯに対して、接続会計の提出・公表の時点で予測接続料の算定を行うことまでを求めるものではありません。	無
意見87 ●　データ接続料が前年度予測を大きく上回る場合、ＭＶＮＯの事業運営に影響を及ぼすことが懸念されるため、ＭＶＮＯへの負担軽減を図るための措置について引き続き検討を要望。	考え方87	
○　一部事業者において、前年度の予測を上回る予測接続料の届出がされており、今後も物価上昇や加入光ファイバ接続料の上昇など、MNOのコスト増に繋がる要因が見込まれることから、来年度以降も予測接続料が前年度予測を上回ることが想定されます。 ○　データ接続料が前年度予測を大きく上回る場合には、MVNOの事業運営に影響を及ぼすことが懸念されるため、MVNOへの負担軽減を図るための措置について引き続き検討をお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○　本答申案及びＭＶＮＯガイドラインのとおり、精算接続料が予測接続料を上回る場合で、ＭＶＮＯからの要望があった場合には、その要望に応じて、ＭＮＯが分割払いや支払期日延長等ＭＶＮＯへの負担軽減を図るための措置を自主的に行うことが望ましく、その後必要に応じて予測接続料に係る措置を検討することが適当と考えます。	無
意見88 ●　ＭＶＮＯにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性を確保する観点から、ＭＮＯ各社からできる限り具体的な数値及びその変動に至る背景情報が情報開示されることが重要。	考え方88	

○　MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性を確保する観点からは、MNO各社から定量的な情報が継続的に開示され、MVNOがMNOの接続料予測に係る前提や考え方を数値から検証できることが重要であると考えております。 ○　具体的には、「予測値と実績値の差異」、「前年度の予測値と今年度の予測値の差異」及び「3か年の予測値」について、原価・利潤・需要の項目ごとの推移を定量的に示した上で、 ・原価・利潤・需要の増減要因及び接続料の差異の主な要因 ・予測接続料における原価・利潤・需要の予測の前提・考え方 等について、可能な範囲で定量的に説明を行っていただくことが、MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保に資すると考えます。 【一般社団法人テレコムサービス協会】 ○　MNOからの情報開示に関しては、できる限り具体的な数値及びその変動に至る背景情報の提供をお願いいたします。他方で、各社事業運営上の機密情報も含まれることが想定されるため、情報開示が可能と考えられる範囲において、以下の情報をご提供頂くことが必要と考えます。 ・実績vs予測 ①　原価・利潤・需要に関して、暫定精算に使用された予測接続料から精算接続料への変化率 ②　原価に利潤を加えたものに対する原価の比率 ③　①の変化を生じさせた主な要因 ・予測vs予測 ①　原価・利潤・需要に関して、前年度届出の予測接続料から今年度届出の予測接続料への変化率 (N+1年度予測接続料の、N-1年度公表値とN年度公表値の各要素での変化率) ②　原価に利潤を加えたものに対する原価の比率 ③　①の変化を生じさせた主な要因 ・3か年の予測値 ①　第二種指定設備管理運営費・正味固定資産価額・需要に関して、精算接続料から以降３か年の各年度予測接続料への変化率 ②　①の予測値の算定に関する考え方 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○　本答申案のとおり、予測接続料が前年度予測を大きく上回るような場合、ＭＮＯは、ＭＶＮＯガイドラインの記載も踏まえ、ＭＶＮＯとの個別対応の中で、精算接続料における予測と実績の乖離の理由、予測接続料における予測と予測の乖離の理由を、可能な範囲で適時・適切に情報提供を行うことが適当と考えます。	無
意見89 ●　接続料の予見性を高めることは、ＭＶＮＯが利用者に対して安定的かつ継続的にサービス提供をおこなうために重要であり、『令和９（2027）年２月の予測接続料の届出や令和８（2026）年度接続会計の提出・公表の時点で、令和８（2026）年度精算接続料が予測接続料を上回る見込みとなる場合には、予めＭＶＮＯに情報提供を行うことが望ましい』とする本答申案の考え方に賛同。	考え方89	
○　接続料の予見性を高めることは、MVNOが利用者に対して安定的かつ継続的にサービス提供をおこなうために重要であると考えており、『令和９（2027）年２月の予測接続料の届出や令和８（2026）年度接続会計の提出・公表の時点で、令和８（2026）年度精算接続料が予測接続料を上回る見込みとなる場合には、予めＭＶＮＯに情報提供を行うことが望ましい』とする本答申案の考え方に賛同いたします。 ○　MVNOが安定的な事業運営に向けて接続料の上昇に対して必要な対応を講じるためには、接続料の変動幅に加え、その変動要因についても早期かつ精度の高い情報提供を受けることにより、将来の接続料水準の予見性を高めることが重要であると考えます。	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります	無

○　この点、総務省殿においては、MNOによる情報開示状況を確認いただくにあたって、情報提供が十分なものか注視いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		
意見90 ●　ＭＮＯによる予測接続料の公表時期を早期化し、ＭＶＮＯが接続料変動による影響を早期に把握した上で、事業計画、料金設計等の見直し期間を確保可能とすることを要望。 ●　予測接続料と精算接続料の差額によりＭＶＮＯに一定規模以上の追加支払が発生する場合には、当該差額部分について、分割払いや支払期日延長等の負担軽減措置の実施を要望。	考え方90	
○　モバイル接続料は、MVNOの費用構造の大部分を占める項目であり、その変動は事業計画、料金設計等に直接影響を及ぼすものです。経済環境はインフレ基調で加入光ファイバ接続料も上昇傾向であること等からコストが増加する可能性があり、今年度の予測接続料については、一部MNOにおいて前年度の予測を上回る予測接続料となったことから、来年度も同様に上昇することを危惧しております。 ○　現行では、予測接続料の公表から暫定支払までの期間が約2か月となっており、接続料の上昇が見込まれる場合、MVNOは短期間での資金繰りに加え、事業計画、料金設計等の見直しも求められるため、実務上の負担が大きい状況となっております。 ○　そのため、第一に、MNOによる予測接続料の公表時期を早期化し、MVNOが接続料変動による影響を早期に把握した上で、事業計画、料金設計等の見直し期間を確保できるようにして頂きたいと考えております。 ○　第二に、予測接続料と精算接続料の差額によりMVNOに一定規模以上の追加支払が発生する場合には、当該差額部分について、分割払いや支払期日延長等の負担軽減措置を実施して頂きたいと考えております。 ○　以上に関する考え方について、ガイドライン上でより明確化いただくとともに、予測接続料と精算接続料の差額が大きい場合の対応について事業者間で十分な協議が行われることが望ましい旨を引き続き整理・周知いただきたく、ご検討をお願いします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○　現行の予測接続料の算定・公表時期は、「接続料の算定等に関する研究会第三次報告書」（令和元年９月25日公表）のとおり、ＭＶＮＯの予見性確保のみならず予測接続料の精度やＭＮＯの作業負担も勘案した上で適当とされたものであり、これをＭＶＮＯの事情のみに依拠して早期化することは困難と考えますが、ＭＮＯにおいては、可能な範囲で早期化を検討することが期待されます。 ○　予測接続料と精算接続料の差額が生じた際の負担軽減措置に関する御意見については、考え方87のとおりです。	無
（２）原価		
意見91 ●　2025年度の接続会計における回線数比の算出方法について、2026年度届出接続料の検証において確認することに賛同。	考え方 91	
○　当社は、２０２５年度の接続会計における回線数比の算出方法については、２０２６年度届出接続料の検証において確認することに賛同いたします。 ○　当社は、ステップ１の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦については、２０２６年度届出接続料の検証結果を踏まえて検討することが適当であると考えます。 【株式会社ＮＴＴドコモ】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。 ○　ステップ１の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦に関する御意見については、参考として承ります。	無
意見92 ●　ＳＭＳ接続料について、衛星直接通信に係るコストの算入についての考え方をＭＮＯ３社間で統一すべく、2027年３月までに一定の結論を得ることを目指し、事業者間協議を進める。 ●　その後、音声サービス等に拡大する場合等においても、考え方を統一すべくＭＮＯ３社間で協議を実施したい。	考え方92	
○当社は、ＳＭＳ接続料について衛星直接通信に係るコストの算入についての考え方をMNO３社間で統一すべく、まずは２０２７年３月までに一定の結論を得ることを目指して、事業者間で協議を進める考えです。	○　本答申案のとおり、差し当たりＳＭＳ接続料について、コスト算入についての	無

○その後、音声サービス等に拡大する場合等においても同様に、コストの算入に関する考え方を統一すべくMNO３社間で協議を実施したいと考えます。 【株式会社ＮＴＴドコモ】	考え方をＭＮＯ３社間で統一することが適当と考えます。	
意見93 ●　ＳＭＳ接続料の設定にあたっては、衛星直接通信に係るコストの算入についての考え方を、ＭＮＯ３社間で統一することが適当であるとの考え方に賛同。 ●　ＳＭＳ接続料についても音声と同様に双務的であるため、ビル＆キープ方式の導入を検討すべき。	考え方93	
○　SMS接続料の設定にあたっては、事業者間で原価範囲の考え方に相違が生じることのないよう、衛星直接通信に係るコストの算入についての考え方を、MNO3社間で統一することが適当であるとの考え方に賛同いたします。 ○　なお、ビル&キープ方式原則化の方向性を踏まえると、SMS接続料についても音声と同様に双務的であるため、ビル＆キープ方式の導入を検討すべきと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。 ○　ＳＭＳ接続料に係るビル＆キープ方式の導入に関する御意見については、参考として承ります。	無
意見94 ●　衛星直接通信は、携帯電話との一体的な提供が不可避であり、この制約も踏まえ、衛星コストの接続料原価への算入の在り方を検討すべき。一定の結論に向けＭＮＯ３社間で引き続き協議を実施することに賛同。	考え方94	
○　衛星直接通信は、通常（携帯電話）のSMSや音声と相互接続している事業者ごとに、接続の有無を制御できないため、携帯電話との一体的な提供が不可避です。 ○　このような制約も踏まえ、衛星コストの接続料原価への算入の在り方を検討すべきと考えており、一定の結論に向けMNO３社間で引き続き協議を実施することに賛同します。 【ソフトバンク株式会社】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無
（３）利潤		
意見95 ●　「投資その他資産」及び「貯蔵品」について、「予測接続料への影響は軽微であることから予測の対象に追加せず、今後の動向を踏まえて判断することが適当」とする考え方に賛同。	考え方95	
○　「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合は小さく、予測接続料へ与える影響は軽微であることから、「予測接続料への影響は軽微であることから予測の対象に追加せず、今後の動向を踏まえて判断することが適当」とする考え方に賛同します。 【ソフトバンク株式会社】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無
（４）需要		
意見96 ●　『各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要』とする本答申案の考え方に賛同。 ●　合理的な理由なく設備容量が過大となり、接続料水準が上昇する場合、ＭＶＮＯの事業運営に影響を及ぼすおそれがある。著しく設備容量が過大であると認められた場合は、接続料の算定方法の見直しの検討を要望。	考え方96	
○　適正な接続料水準を維持する観点から、『各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要』とする本答申案の考え方に賛同いたします。	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。 ○　本答申案のとおり、総務省においては、各社の「原価と設備容量の関係」及	無

○　一方で、合理的な理由もなく設備容量が過大となり、接続料水準が上昇する場合、MVNOの事業運営に影響を及ぼすおそれがあると考えます。 ○　この点、総務省殿においては、「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」を引き続きご確認いただくとともに、著しく設備容量が過大であると認められた場合には、接続料の算定方法の見直しをご検討いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	び「冗長分も含めた設備容量と最繁時トラヒックの関係」について確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合は、設備容量の決定方法について確認していくことが適当と考えます。	
（５）その他		
意見97 ●　当社は既に音声卸料金の見直しを行っており、５Ｇの拡大にも努めている。	考え方97	
赤枠内は総務省・構成員限り ○　当社はすでに［　　］に MVNO が音声卸をより使いやすくなるように音声卸料金の見直しを行っております。 ○　見直した音声卸料金は音声卸を選択している多くの MVNO にご利用いただいており、当社は、5G の拡大にも努めております。 【株式会社ＮＴＴドコモ】	○　頂いた御意見については、参考として承ります。他のＭＮＯも含め、引き続き、音声卸料金の見直しが進むことを期待します。	無
意見98 ●　2025年度届出の音声接続料の低廉化が、ＭＮＯや中継事業者からＭＶＮＯへの音声卸料金にも反映が期待されるため、公正な競争環境の確保の観点から、引き続き定期的な確認や検証等を要望。	考え方 98	
○　モバイル接続料の費用配賦の見直しにより、2025年度届出の音声接続料が低廉化したところ、MNOや中継事業者からMVNOへの音声卸料金にも反映が期待されるため、公正な競争環境の確保の観点から、引き続き定期的な確認や検証等をお願いいたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○　本答申案のとおり、音声卸料金について、引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当と考えます。	無
意見99 ●　2025年12月からＩＭＳ接続機能の提供を開始しＭＶＮＯと協議中。当該ＭＶＮＯは、他の音声接続事業者とも2026年11月に相互接続開始予定。当該機能の音声卸と接続との代替性を改めて判断することが適当。	考え方99	
○　当社は、2025年12月に接続約款を改正し、「IMS接続機能」を提供開始しております。 ○　また、当該事業者による音声相互接続開始に向け、相互接続試験を継続実施しております。 ○　当該事業者による音声相互接続開始にあたり他の音声接続事業者との調整も必要となるため、当該事業者は他の音声相互接続事業者とも調整している模様です（26年11月相互接続開始予定）。 ○　なお、IMS接続機能を提供開始したため、音声卸と接続との代替性を改めて判断することが適当と考えます。 【株式会社ＮＴＴドコモ】	○　本答申案のとおり、引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に、ＩＭＳ接続機能の事業者間の協議状況を確認していくことが適当と考えます。	無
意見100 ●　接続料届出に係る各種報告物について、記載が不要となった項目又は記載の簡素化等が可能となった項目がある場合には、総務省において見直しを検討することに賛同。	考え方100	

○　当社は、接続料届出に係る各種報告物について、環境変化等を踏まえ、算定根拠において記載が不要となった項目又は記載の簡素化等が可能となった項目がある場合には、総務省において対応を検討することに賛同いたします。 ○　具体的には接続政策委員会（第８１回）における当社のヒアリング資料にて述べたとおり以下のような項目について削減を要望いたします。 ①回線容量単位接続料対象外費用の内訳 ②接続料への影響軽微な資産におけるレートベースの内訳 【株式会社ＮＴＴドコモ】 ○　接続料届出に係る各種報告物について、環境変化等を踏まえ、算定根拠において記載が不要となった項目や記載の簡素化が可能な項目の見直しを検討することが適当であるとの考え方について、行政・事業者双方の規制コストの最小化および制度運営の効率化に資するものと考えるため、賛同いたします。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　本答申案に対する賛同の御意見として承ります。 ○　見直しの対象とする具体的な項目については、引き続き総務省において検討することが適当と考えます。	無
４．モバイル接続料の費用配賦見直しに係る追加検証		
意見101 ●　ネットワーク資産額比にリース資産を含めることとなったが、役務別固定資産帰属明細表からはその内訳が把握できない。固定資産区分ごとに内容を確認し、モバイル接続料の適正性について検証すべき。 ●　今後の設備投資や係る費用の計上が実態と乖離して、必要以上に音声側に費用が配賦されることで、音声接続料水準が大きく上昇するばかりでなく、ＭＮＯ３社間の音声接続料水準の差が顕著に拡大していく状況になると想定されることから、まずは一律の基準（トラヒック比）へ見直すべき。	考え方101	
○　追加検証の結果、ネットワーク資産額比の算出にネットワーク資産であるリース資産を含めるよう整理されましたが、役務別固定資産帰属明細表からはリース資産の内訳が分からないため、ネットワーク資産額比の算出に用いたリース資産の内訳となる固定資産区分(機械設備、空中線設備、市内・市外線路設備、土木設備及び海底線設備)ごとに、総務省においてその内容を確認し、モバイル接続料の適正性について検証すべきと考えます。 ○　音声市場は需要の減少が続いており縮小傾向にあります。また、3Gサービスは終了し音声はデータの一部として処理される状況に変化しております。こうした状況を踏まえると、ネットワーク構築等に係る費用や投資は、音声・データ共通的なものが中心となっていることが想定されます。 他方、現行の考え方は、音声・データ共通設備の配賦基準が複数あることによって、特定の共通設備の多寡が音声接続料水準に大きく影響する状況にあり、特に需要が減少する中にあっては、そうした費用配賦の僅かな差がMNO3社間の音声接続料水準の顕著な差となって現れてきております。 ○　上記の状況を踏まえると、今後の設備投資や係る費用の計上が実態と乖離して、必要以上に音声側に費用が配賦されることで、音声接続料水準が大きく上昇するばかりでなく、MNO3社間の音声接続料水準の差が顕著に拡大していく状況になると想定されます。そのため、まずは一律の基準（トラヒック比）に見直すべきと考えます。 なお、ビル&キープの原則化を見据え、接続料のアンバランスを適正化し、円滑な移行を促進していく観点からも、接続料水準差の縮小に向けた検討が必要と考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○　リース資産の固定資産区分ごとの内訳については、総務省において、接続会計報告書等により確認していくことが適当と考えます。 ○　音声･データ共通設備の費用配賦方法に関する御意見については、本答申案のとおり、まずは空中線設備の配賦方法について、ビル＆キープ方式の原則化の議論も踏まえて、引き続き検討することが適当と考えます。	無
意見102 ●　各社の接続料水準の差分は縮小傾向であること及び既に一定の事業者共通の費用配賦方法が整理されていること等から、回線数比とトラヒック比の採用に関する更なる費用配賦方法の見直しは不要。	考え方102	

●　ビル＆キープ方式についての議論もなされている中、並行して更なる当該費用配賦方法の見直しを議論することは、事業者・行政双方における規制対応コストの増大を招くものであり適切でない。		
○　ここ数年の見直し議論の結果、各社の接続料水準は縮小傾向であること及び既に一定の事業者共通の費用配賦方法が整理されていること等から、回線数比とトラヒック比の採用に関する更なる費用配賦方法の見直しは不要と考えます。 ○　加えて、本第一次答申（案）p9にも記載されているとおり、音声通話市場における事業者・行政双方における規制対応コストの最小化を図ること等を目的としてビル＆キープ方式についての議論もなされている中、並行して更なる当該費用配賦方法の見直しを議論することは、かえって事業者・行政双方における規制対応コストの増大を招くものであり適切でないと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	○　本答申案のとおり、空中線設備の配賦方法については、回線数比からトラヒック比へ見直すことも含め、ビル＆キープ方式の原則化の議論も踏まえて、引き続き検討することが適当と考えます。	無
意見103 ●　空中線設備の配賦方法の見直しについては接続料水準への影響について十分に検証し、必要に応じて激変緩和措置等についての検討を要望。	考え方103	
○　空中線設備の配賦方法の見直しについては、適切かつ共通の考え方を用いることが適正性確保の観点から重要と考えますが、他方で、MVNOは、原価の大宗をデータ接続料が占めており、見直しによりデータ接続料が上昇するような場合には、MVNOの事業継続性に多大な影響を及ぼすことが考えられます。 ○　そのため見直しにあたっては、データ接続料水準への影響について十分に検証し、必要に応じて激変緩和措置等についても検討いただきますようお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】 ○　2026年度のデータ接続料が上昇する中、更にモバイル接続料水準が大きく上昇することになる場合、MNOと比べて事業規模の小さいMVNOにとって事業継続に大きな影響を及ぼすおそれがあるものと考えます。 ○　この点、総務省殿においては、空中線設備の配賦方法を回線数比からトラヒック比に見直すことの妥当性について十分にご検討いただくとともに、仮に見直しを行う場合には、モバイル接続料水準の変動を定量的にご確認いただき、MVNOの事業継続や市場競争に及ぼす影響が大きいと考えられる場合は、複数年に亘り段階的に移行するなど、必要に応じた激変緩和の措置をご検討いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	○　空中線設備の配賦方法の見直しについては、考え方 102 のとおりであり、検討に当たっては、データ接続料への影響や激変緩和措置の要否についても検討することが適当と考えます。	無
意見104 ●　空中線設備の配賦方法の見直しの検討にあたっては、データ接続料水準が上昇しないか、また、ＭＶＮＯの事業運営に大きな影響はないか等についての十分な確認を要望。	考え方104	
○　空中線設備の配賦方法の見直しについて、共通的な算定方法の導入には、透明性・適正性の向上に資するものと考えます。 ○　ただし、見直しに伴い現在公表されている予測接続料の水準から上昇するなどの場合には、MVNOの事業継続性に多大な影響を及ぼすことが考えられます。 ○　そのため、引き続きの検討にあたっては、データ接続料水準が上昇しないか、また、MVNOの事業運営に大きな影響はないか等についても十分に確認頂きますようお願いいたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○　頂いた御意見については、参考として承ります。	無
５．移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証（モバイルスタックテスト）		
意見105	考え方105	

● 本答申案の「今回の検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証は行わないことが適当」とする考え方に賛同。		
○ 本第一次答申（案）に記載の「今回の検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証は行わないことが適当」とする考え方に賛同します。 【ソフトバンク株式会社】	○ 本答申案に対する賛同の御意見として承ります。	無
意見106 ● 短期解約問題の評価・考え方として、継続利用条件の緩和案が示されているが、ＭＮＯによる通信料金割引がモバイル市場の競争状況に急激な影響を及ぼすことも想定される。モバイルスタックテストにおいては、通信料金割引を適切に考慮した上で、ＭＮＯの料金設定が価格圧搾による不当な競争を生じさせていないか検証を要望。	考え方106	
○ 利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会において、短期解約問題の評価・考え方として、継続利用条件の緩和案が示されており、具体的には通信料金割引も最長1年間に限り実施できることになることが示されております。 ○ この点、仮に、この見直し案が適用され、MNOが通信料金割引を実施した場合、モバイル市場の競争状況に急激に影響を及ぼすことも想定されるため、モバイルスタックテストにおいては通信料金割引を適切に考慮頂き、MNOの設定する料金が価格圧搾による不当な競争を引き起こすものでないか検証頂きますようお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○ モバイルスタックテストにおいては、移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針（モバイルスタックテストガイドライン）に基づき、通信料金の割引を考慮して検証することが適当と考えます。	無
意見107 ● これまでに検証対象となったサービスであっても、状況の変化が確認され、ＭＶＮＯからのスタックテストによる再検証の要望が寄せられた際には検討を要望。	考え方107	
○ 『利用者料金の低廉化や接続料の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証は行わないことが適当』と本答申案では示されております。 ○ この点、2026年度のモバイル接続料は前年度より上昇していることから、MVNOの要望に応じて再検証を実施いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】 ○ これまでに検証対象となったサービスにつきましては、状況の変化（データ接続料の上昇、料金プランにおけるデータ容量の増量、利用実態の変化による平均通信量の変動など）が確認され、MVNOからの価格圧搾に関する再検証の要望が寄せられた際には、その必要性について総合的にご検討いただけますようお願い申し上げます。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 利用者料金の低廉化や接続料の上昇等、前回の検証時から状況の変化が認められる場合には、ＭＶＮＯからの要望を踏まえ、モバイルスタックテストの再検証の必要性及びその対象について検討することが適当と考えます。	無
意見108 ● モバイルスタックテストにおいて、新規契約を条件とする通信料割引は利用者料金全体から平均して割引額を算定するため、多くの顧客を抱えるＭＮＯほど影響が過小に評価されている。当該プランの新規加入者数で平均して算出するなど、新規契約者を対象とした検証につながる制度等の検討を要望。	考え方 108	
○ 利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会においては『新規契約を条件とする通信料金割引も最長1年間に限り実施できることとなる』とされております。 ○ 新規契約を条件とする通信料金割引については、移動通信市場の競争状況に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えております。	○ 頂いた御意見については、今後の参考として承ります。	無

○　一方、モバイルスタックテストにおいては、利用者料金全体から平均して割引額が算定されることとなるため、新規契約を条件とする通信料金割引については、多くの顧客を抱えるMNOほどその影響が過小に評価され、至近の競争環境を反映した検証とならない懸念があると考えております。 ○　この点、総務省殿においては、規制の見直し後に検証を行うにあたり、割引額は当該プランの新規加入者数で平均して算出するなど、従来のスタックテストのみではなく、新規契約者を対象とした検証につながる制度等を検討いただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】		

・その他

意見	考え方	修正の有無
意見109 ● 「接続料の算定等に関する研究会」において、関係事業者や事業者団体から問題提起のあった種々の論点について引き続き積極的かつ迅速に議論いただくことを要望。 ● 収容率の実態等の継続的な検証を含めた光配線区画の在り方、接続料原価たるシステム関連経費に関する情報開示や開発手法の見直し、加入光ファイバの提供遅延等の諸課題についても引き続き議論されることを要望。	考え方109	
○ 「接続料の算定等に関する研究会」では、移動通信分野、固定通信分野を問わず、関係事業者や事業者団体から問題提起のあった種々の論点について議論・検証が行われてきたと認識しています。 ○ 今回の第一次答申（案）の「はじめに（検討の経緯）」にもあるとおり、接続政策等については、ネットワーク環境の変化に対応し、不断に見直しを行っていただいていることを踏まえ、今後も引き続き、これまで問題提起のあった論点等について、積極的かつ迅速にご議論いただくことを強く要望いたします。 ○ 特に、固定通信分野における課題として、収容率の実態等の継続的な検証を含めた光配線区画の在り方、接続料原価たるシステム関連経費に関する情報開示や開発手法の見直し、加入光ファイバの提供遅延等の諸課題について、今後も検証や注視を行っていただくとともに、引き続きご議論いただくことを重ねて要望いたします。 【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】	○ 「接続料の算定等に関する研究会」における議論等も踏まえ、今後とも、委員会及びWGにおいて接続制度等に係る課題について迅速・継続的な対応を図ることが適当と考えます。	無
意見110 ● 利用者料金の引き下げや通信最低速度の引き上げ、AIへの規制等の検討が必要。 ● 企業の利益追求ではなく利用者の利益を第一に方針案を再検討するべき。	考え方110	
○ IP化が済んだのであれば、やるべきは高料金プラン用の高コストネットワーク構築ではなく、誰もがネットワークを利用できる様料金を下げ、緊急ダイヤル・フリーダイヤルなどのサービスをIP電話にも解放し、ネットコンテンツの肥大化に合わせた最低通信速度の引き上げ（200？500kbps→1Mbps程度）だろう。 ○ また、AI推進ではなく、帯域が有れば有るだけネットワークを占有してしまうAIへの、規制が必要だ。 ○ 通信インフラ会社は「公共の福祉」の為に公共の電波帯域を使用する許可を得ている。 ○ 方針案も、企業の利益追求ではなく、利用者の利益を第一に、検討し直すべきだ。 【個人Ａ】	○ 頂いた御意見については、今後の参考として承ります。 ○ なお、IP電話においても、緊急通報時に必要な機能を実現することで緊急通報を扱うことは制度上可能であり、事業者において、技術面やコスト面から緊急通報の提供を判断しているものと承知しております。	無
意見111 ● 今後の通話料については、固定料金のみで通話料は無料という方向に切り替えるべきである。また、電話にのみ提供されているサービスについては、IP電話に統合し、電話通信をインターネット通信に移行すべきである。 ● IP網への移行を踏まえ、固定料金のみで通話無料となる料金体系へ移行すべきである。 ● 現在電話にのみ提供されているサービスをIP電話へ統合し、番号ポータビリティを活用することで、電話通信をインターネット通信に移行すべき。	考え方111	
○ 呼着信の料金清算方法であれこれと協議している様だが、ユーザーにとっては一切関係の無いものである。IP網に切り替わったのであれば、今後はインターネット通信業者と同様、固定料金のみで通話無料、という方向に、切り替えるべきだ。(現にIP化が完了した国では導入されている)	○ 頂いた御意見については、今後の参考として承ります。 ○ なお、IP電話においても、緊急通報時に必要な機能を実現することで緊急通	無

○　現在電話にのみ提供されているサービス(SMS、フリーダイヤル、緊急無料通話、短縮ダイヤル等)をIP電話に統合し、番号ポータビリティ等を利用して、電話通信をインターネット通信に移行すべきである。 【個人C】	報を扱うことは制度上可能であり、事業者において、技術面やコスト面から緊急通報の提供を判断しているものと承知しております。	
意見112 ●　昨今の情報技術の発展により環境問題をはじめとする様々な問題が発生している。	考え方112	
○　消費者としては、昨今の情報技術的発展は目的と意義のない自由競争に様々な負債を抱えているようにしか見えない。一つは環境問題。二つは情報通信技術の持続的な可用性、安全性、機密性を保てるのかという問題。三つ目は需要と供給の不均衡性の問題。あとは個人的にランサムウェア、スパイが最も高い技術を持ってる中で、日本の事業者がサイバー空間と現実空間の両方の情報システムの管理ができるとは思わない。一過性の需要にしても解決するべきレイヤーの問題の重要性と困難性が高い。 【個人D】	○　頂いた御意見については、今後の参考として承ります。	無
意見113 ●　今後の通信ネットワークでは、「つながること」「公平に接続できること」「競争環境を整えること」に加え、「万一情報が漏えいしても、漏えいしたデータだけでは悪用されにくいこと」が重要。ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策においても、この観点をより明確に反映することを要望。 ●　通信ネットワークの仮想化・クラウド化や5Gの進展に伴い、情報漏えいリスクが高まっているため、従来の暗号化やアクセス制御だけでなく、漏えいしてもデータ単体では悪用できない「秘密分散」「データ無意味化」「分散保管」などの技術を接続政策やネットワーク安全対策の検討対象に加えるべき。また、量子コンピューター時代も見据え、暗号方式のみに依存しない多層的なデータ保護と、情報漏えい時の影響最小化を重視することを求める。	考え方113	
○　本件は、IP化やメタル回線設備の縮退、仮想化・クラウド化の進展、5GSA方式のスライシング、コア機能の外部事業者によるSaaS提供、通信市場の構造変化等を踏まえ、今後の接続政策やネットワーク開放ルールの在り方を検討するものと理解しています。 ○　通信ネットワークは、国民生活、企業活動、行政、医療、金融、防災、教育、物流など、あらゆる社会活動の基盤です。ネットワーク環境が変化し、通信設備や機能が物理設備中心から、仮想化基盤、クラウド、SaaS、複数事業者間連携へと広がる中で、接続政策においても「つながること」「公平に接続できること」「競争環境を整えること」に加えて、「重要データが安全に流通・保管されること」も信頼性の一部として重視すべきだと考えます。 ○　特に、仮想化・クラウド化が進むと、ネットワークの制御情報、運用情報、認証情報、ログ、顧客管理情報、障害対応情報、設備管理情報、設定情報等が、通信事業者、クラウド事業者、委託先、再委託先、保守事業者、データセンター、バックアップ環境などをまたいで扱われる可能性があります。これらの情報が漏えい・改ざん・悪用された場合、通信障害、なりすまし、不正アクセス、重要インフラへの攻撃、災害時対応の混乱などにつながるおそれがあります。 ○　また、5G SA方式のスライシングや、コア機能の外部事業者によるSaaS提供のように、ネットワーク機能の分離・共有・外部化が進む場合、単一の設備や単一の事業者だけで安全性を確保するのではなく、複数主体をまたいだデータ保護、責任分界、委託先管理、障害時の影響限定、漏えい時の被害最小化をあわせて設計する必要があると考えます。 ○　近年は、ランサムウェア、内部不正、委託先・再委託先からの流出、クラウド設定不備、端末紛失、外部記憶媒体の紛失、生成AIを利用した流出情報の分析・悪用など、情報漏えいの経路と被害の広がり方が複雑化しています。	○　頂いた御意見については、今後の参考として承ります。	無

○　また、2026年6月には、九州電力送配電株式会社において、お客さま情報を保存した外部記憶媒体が所在不明となる事案が公表されています。同社の公表によれば、需要者名、供給場所住所、使用電力量データ、電話番号等の情報が最大1,090万口分保存されていたとされ、現時点で流出の事実は確認されていないものの、社外に漏えいのおそれがあるとされています。 ○　この事案は、重要情報が外部記憶媒体やバックアップ環境に保存されている場合、保管場所、施錠、持ち出し管理、棚卸し、委託先・関係者の取扱いなど、人が介在する運用のわずかな不備によって、大規模な漏えいリスクが生じ得ることを示す具体例だと考えます。通信ネットワークに関する運用情報や利用者情報も、社会インフラに関わるため、より慎重な保護が必要です。 ○　そのため、従来の「侵入を防ぐ」「アクセス権限を管理する」「ログを取得する」「暗号化する」といった対策に加えて、万一データが外部に流出した場合でも、流出したデータ単体では意味を持たず、復元・悪用されにくい状態にしておく「漏えい時の被害最小化」の観点が重要だと考えます。 ○　暗号化は重要な基礎対策ですが、どの情報を暗号化対象とするかの判断、鍵の管理、権限設定、運用ルールの徹底などに人が関与します。そのため、設定ミス、鍵管理の不備、誤送信、端末紛失、外部記憶媒体の紛失、委託先での取扱いミスなど、人が介在することによる漏えいリスクを完全に防ぐことは難しいと考えます。 ○　また、VDI/DaaSのように「端末にデータを残さない」ことを目的として導入される仕組みにおいても、実際の運用では端末ローカルにデータが保存される可能性が残る場合があります。調査でも、VDI/DaaSを利用していても端末ローカルへのデータ保管を完全に防げていない、または端末へのデータ保管が必要とされるケースが少なくないことが示されています。 ○　このことは、利用者や運用担当者が「どのデータを保存してよいか」「どのファイルを暗号化すべきか」「パスワードや鍵をどのように管理すべきか」を都度判断する運用には限界があることを示していると考えます。ネットワークの仮想化・クラウド化が進む環境では、利用者や担当者の注意、手作業、個別判断に依存するだけでは不十分です。 ○　そのため、所定の保存領域に通常どおり保存するだけで、利用者が個別に暗号化対象を判断しなくても、システム側で自動的にデータを保護し、流出したデータ単体では意味を持たず、復元・悪用されにくい状態にする仕組みを検討すべきです。秘密分散、データ無意味化、分散保管といった技術カテゴリは、こうした人為的ミスを前提とした次世代のデータ保護策として、ネットワーク環境の変化に対応した安全性・信頼性確保の選択肢になり得ると考えます。 ○　さらに、量子コンピューターの発展により、現在広く使われている暗号方式が将来的に危殆化する可能性について、NIST等の専門機関も警鐘を鳴らしています。耐量子暗号への移行は重要ですが、方式によっては公開鍵、署名、暗号文等のサイズが大きくなり、通信・記憶・処理・運用負荷が増える可能性があります。そのため、暗号方式の強化だけに依存するのではなく、データそのものを分散・無意味化し、一部が流出しても単体では復元・悪用されにくい状態にする多層的な対策が必要だと考えます。 ○　特に、仮想化・クラウド化されたネットワーク、5G SA方式のスライシング、コア機能の外部SaaS化、複数事業者間の接続・卸・相互運用が進む環境では、保存データだけでなく、データ流通経路そのものを保護することも重要です。秘密分散技術をネットワークレイヤーに実装し、データ流通経路上で情報を分散・無意味化する「秘密分散プロキシ」のような考え方も、次世代ネットワークの安全性・信頼性を高める安全管理措置の一つとして検討に値すると考えます。 ○　つきましては、第一次答申案及び今後の接続政策・ネットワーク開放ルールの検討において、以下の観点を含めることを要望します。		

1. 仮想化・クラウド化されたネットワーク、5G SA方式のスライシング、コア機能の外部SaaS化、複数事業者間接続において扱われる制御情報、運用情報、認証情報、ログ、顧客管理情報、障害対応情報等について、流出したデータ単体では意味を持たず、復元・悪用されにくい状態にする「データ無意味化」「秘密分散」「分散保管」等の技術的対策を検討対象に含めること。 2. 通信事業者、クラウド事業者、委託先、再委託先、保守事業者、データセンター、バックアップ環境等からの情報流出を想定し、漏えい時の被害を最小化する設計を、ネットワークの安全性・信頼性確保の観点に含めること。 3. 保存データだけでなく、関係事業者間、クラウド環境、仮想化基盤、ネットワークスライス、運用・監視システム間で流通するデータについても、秘密分散、データ無意味化、秘密分散プロキシ等の考え方を含め、流通経路上の保護を検討すること。 4. 暗号化、アクセス制御、認証、ログ監視等の従来対策に加えて、「データそのものを、外部に出ても単体では悪用されにくい状態にする」という観点を、次世代ネットワークの信頼性確保の一部として位置付けること。 5. ネットワークの仮想化・クラウド化・外部SaaS化が進むほど、障害や情報漏えいの影響が複数事業者に波及し得るため、障害時・災害時の継続性だけでなく、情報漏えい時の影響限定も重視すること。 6. 将来的な量子コンピューター時代の暗号危殆化や耐量子暗号への移行負荷も踏まえ、暗号方式だけに依存しない多層的なデータ保護を検討すること。 ○ 特定の企業や製品の採用を求めるものではありません。秘密分散、データ無意味化、分散保管、秘密分散プロキシといった技術カテゴリを、ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策、ネットワーク開放ルール、次世代通信基盤の安全性・信頼性確保の選択肢として、明確に検討していただきたいという趣旨です。 ○ 今後の通信ネットワークでは、「つながること」「公平に接続できること」「競争環境を整えること」に加え、「万一情報が漏えいしても、漏えいしたデータだけでは悪用されにくいこと」が重要になると考えます。ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策においても、この観点をより明確に反映していただくことを要望します。 【個人Ｇ】		
意見114 ● ネットワーク環境の変化を踏まえた制度改革は必要だが、設備の持続可能性や事業者や行政の運用効率化だけでなく、利用者の停電・災害時の通信継続性、光回線への移行可能性、予備電源の費用負担、デジタルリテラシー支援、セキュリティ対策などを評価対象に含め、利用者保護のための数値基準や支援策を整えた上で、社会全体が安全に移行できることを条件に段階的な移行を進めるべき。	考え方114	
○ 本答申案は、固定電話網のIP化、音声トラヒックの減少、メタル回線設備の老朽化及び保守人材の減少を踏まえ、接続料算定及び事業者間精算の仕組みを見直すものであり、設備の持続可能性と行政・事業者双方の運用効率を確保する必要性については理解できる。他方、接続政策を事業者間の費用、競争条件及び規制対応コストのみから評価した場合、移行に伴って利用者側へ新たに発生する機器費、電源確保費、保守負担、通信障害リスク、セキュリティ対策及びデジタル知識の習得費用が、政策評価から除外されるおそれがある。このため、事業者及び行政のコスト最小化だけでなく、利用者負担と社会的損失を含めた「社会的総費用」を評価軸に追加することを要望する。 ○ 答申案によれば、加入電話・ISDNの契約数は平成9年度の6,285万契約から令和6年度には1,253万契約へ減少し、NTT東日本・西日本の契約数も1,154万契約、前年度比約7%減となっている。また、メタル回線設備は令和17年頃に維持限界を迎えるとされている。もっとも、令和6年度の1,154万契約が毎年度7%ずつ減少すると仮定した単純試算でも、令和17年度には約519万契約が残る計算となる。実際には移行施策により減少が加速する可能性があるものの、現在の減少率だけを前提とすれば、令和17年時点でも数百万単位の利用者が存在し得る。したがって、メタル	○ 頂いた御意見については、今後の参考として承ります。	無

固定電話を単なる縮小市場として扱うのではなく、残存利用者の属性、利用目的及び代替困難性を把握した上で移行条件を設定する必要がある。 ○　特に、メタルIP電話、光IP電話及びワイヤレス固定電話は、接続料算定上は同一又は一体的に整理できても、利用者側から見た停電耐性、災害耐性、通信経路、宅内機器、電波状況及び障害時の復旧方法は同一ではない。宅内端末、ONU、ホームゲートウェイ又はワイヤレス固定電話端末が商用電源に依存する場合、予備電源がなければ停電時の利用継続は困難となる。モバイル網を用いる方式では、基地局の停止、災害時の輻輳、電波不感又は建物内部の受信状況にも左右される。「固定電話番号を利用できること」と「従来の固定電話と同等の継続性を有すること」は別の評価事項であるため、代替性を電話番号及び平常時の通話可否のみで判断すべきではない。 ○　移行計画の実施に当たっては、停電後8時間、24時間及び72時間の各時点における利用可能率、110番、118番及び119番への発信成功率、基地局輻輳時の接続率、年間停止時間、平均復旧時間、宅内機器の故障率、予備電源の保有率並びに代替連絡手段の確保率を、方式別及び地域別に測定し、公表することを要望する。平常時の平均値だけでなく、大規模停電、台風、豪雨、地震及び通信障害時の最悪条件を想定した検証が必要である。代替サービスが存在することではなく、必要な時点に利用できることを移行判定の基準とすべきである。 ○　また、全世帯が現に光回線を契約又は敷設できていることは、本答申案では示されていない。集合住宅の配管、所有者又は管理者の承諾、工事困難、地域的な提供条件、初期費用、月額料金、転居予定等により、利用者が希望しても光回線へ移行できない場合が考えられる。このため、郵便番号又は町丁目単位で、光回線提供可能率、申込み後の工事完了率、工事不能理由、平均開通日数及び利用者負担額を把握し、ワイヤレス固定電話を含む複数の代替手段を確保すべきである。光回線又はモバイル回線のいずれか一方が形式上提供されているだけで、移行可能と判定することは適当ではない。 ○　予備電源の費用についても、利用者の自己負担のみを前提とすべきではない。前記の単純試算による令和17年度の残存約519万契約のうち、独居高齢者、障害者、医療上の配慮を要する者等を仮に20%とすると約104万契約となる。予備電源、配送、設置説明及び交換管理を含む1契約当たりの支援費を仮に1万5,000円と置いた場合、初期費用は約156億円となる。全残存契約を対象とした場合でも約779億円である。実際の対象者、機器価格及び更新周期を精査する必要はあるが、少なくとも支援費用を試算せず、停電対策を各世帯の知識及び自己負担へ委ねることは適当ではない。通信事業者の移行費用、ユニバーサルサービス制度、公費負担及び利用者負担の配分を明確にすべきである。 ○　少子高齢化も移行政策の前提として明示する必要がある。国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計では、令和17年の総人口は約1億1,664万人、65歳以上人口は約3,773万人、高齢化率は32.3%、15歳から64歳の人口割合は57.6%と推計されている。設備の保守人材が減少するだけでなく、利用者を支援する家族、販売店、電話窓口、自治体職員及び地域支援者も減少する可能性がある。したがって、「家族が支援する」「利用者が自ら機器を管理する」「不明点は店舗へ相談する」という現在の補完方法を、令和17年にも当然に利用できる前提で制度設計すべきではない。 ○　ネットワーク環境の変化に対応するには、利用者のデジタルリテラシー向上も移行の前提条件とする必要がある。ただし、知識を有しない利用者へ不利益を課す条件とするのではなく、国、自治体及び事業者が教育及び支援を提供する義務として位置付けるべきである。停電時の対応、通信障害と端末故障の区別、予備電源の確認、宅内機器の再起動及び交換、詐欺メール、フィッシング、偽広告、パスワード管理、相談先等について、無料又は低廉な対面講習、電話相談、訪問支援及び紙媒体を提供する必要がある。講習開催数ではなく、対象世帯への支援到達率、緊急時対応方法を確認できた世帯の割合、未解決相談件数等を成果指標とし、例えば移行対象世帯の95%以上へ個別情報を到達させるなど、明確な数値目標を設定することが望ましい。		

○　パソコン、ネットワーク又は電気設備に強い関心を持つ者は、自ら10GbE、ルーター、NIC、ケーブル、UPS、発熱及び電源設備等を学ぶことができる。しかし、専門知識を自主的に追求する一部の利用者を、一般利用者の標準としてはならない。専門知識がなくても、通常の表示及び説明から合理的に想定される性能と安全性を得られることが、生活インフラとしての最低条件である。 ○　加入光ファイバ接続料及び設備投資の評価についても、回線側の速度だけでなく、宅内設備を含む実利用可能性を検証すべきである。例えば、最大10Gbpsの回線を契約しても、ルーターのLAN側又は端末側が1Gbpsであれば、その経路の理論上限は約1Gbpsとなる。10GbE対応の有線ルーター、NIC、ケーブル、ポート数、消費電力及び放熱条件が必要となり、家庭又は小規模事業者向け製品の価格及び選択肢が十分でなければ、回線設備への投資が利用者の実効的便益へ結び付かない。加入光ファイバの競争及び接続料を検証する際には、回線速度の理論値だけでなく、必要な宅内機器の平均価格、機器の普及率、有線及び無線別の実効速度、消費電力並びに故障時の交換可能性を併せて調査することを要望する。 ○　仮想化及びクラウド化については、物理的設備の効率化だけでなく、共通障害及びベンダーロックインのリスクを評価する必要がある。複数の通信事業者が存在していても、同一のクラウド事業者、同一リージョン、同一ソフトウェア又は同一認証基盤へ依存している場合、事業者数が三者であっても、実質的な障害領域は一つとなり得る。競争事業者数だけではネットワークの冗長性を評価できないため、重要機能ごとの共通依存率、障害波及範囲、代替事業者への切替時間、データ移行可能性、APIの相互運用性及び国内外の障害復旧拠点を把握し、一定以上の集中が認められる場合には分散又は代替経路の確保を求めるべきである。本答申案が指摘するクラウド及びベンダーロックインへの対応を、競争政策だけでなく経済安全保障、サイバーセキュリティ及び災害対応の観点から具体化する必要がある。 ○　ビル＆キープ方式の原則化については、事業者間精算及び行政コストを縮減できる可能性がある一方、その効果が利用者料金の低下、通信品質の向上又は設備投資へどの程度還元されるかは、制度導入後に検証しなければならない。導入前後の通話料金、基本料金、年間障害時間、設備投資額、苦情件数及び小規模事業者数を少なくとも3年間比較し、費用削減が利用者利益へ結び付かなかった場合には制度を再検討できる仕組みを設けるべきである。「事業者のコストが減少すること」と「利用者の利益が増加すること」を同一視せず、両者を別々に測定することが必要である。 ○　ネットワークのIP化、クラウド化及びAX化が進むほど、迷惑メール、フィッシング、偽サイト、詐欺広告、不正アクセス及び認証情報の窃取は、通信網の信頼性と一体の問題になる。これらを利用者個人の注意力だけで防止することは困難である。一般財団法人日本データ通信協会の迷惑メール相談センターは、総務省の委託を受けて違反が疑われる迷惑メール及びSMSの情報を受け付けており、フィッシング対策協議会もフィッシングメール及びサイトの情報収集、注意喚起並びに技術的・制度的検討を行っている。これら既存組織の知見を、接続政策及びネットワーク運用ルールへ直接反映する仕組みが必要である。 ○　総務省だけでなく、消費者庁、警察庁、デジタル庁、金融関係当局、個人情報保護委員会、政府のサイバーセキュリティ関係機関、自治体、日本データ通信協会、フィッシング対策協議会、通信事業者、メール事業者、金融機関、広告配信事業者、アプリストア及びドメイン・ホスティング事業者が参加する常設の共同対応体制を設けることを要望する。単なる会議、資料の参照又は注意喚起ではなく、共通案件番号による情報共有、送信元及びドメインの確認、メール遮断、偽サイトの停止、広告及びアカウントの停止、決済保全、捜査並びに被害者への進捗通知を連動させる必要がある。 ○　以上を踏まえ、メタル固定電話の縮退、ビル＆キープ方式の原則化、仮想化及びクラウド化を進める際には、事業者間接続の効率性だけでなく、利用者側の代替可能性、停電・災害時の継続性、安全性、セキュリティ、宅内機器の入手性、費用負担、デジタルリテラシー及び相談体制を、政策実施の前提条件として明記することを要望す		

る。各地域について数値基準を満たしたことを確認してから段階的に移行し、基準を満たさない地域又は世帯には、既存サービスの一定期間の継続、公的支援又は別の代替手段を確保すべきである。設備の維持限界のみを期限として移行するのではなく、社会全体が安全に移行できる状態を期限の判断基準とすることが、少子高齢化及びAX社会における持続可能な接続政策につながると考える。 【個人Ｉ】		
意見115 ● 接続制度等の見直しに当たっては、大手通信事業者による市場の寡占化を防ぎ、光回線やモバイル通信、放送関連サービスにおける利用者負担の増大や不透明な料金体系を是正し、マイナンバーカードや特定のデジタル環境の利用を事実上強制する施策は避け、利用者の選択の自由やプライバシーを確保すべき。	考え方115	
○ 本第一次答申案の公示にあたり、通信ネットワークの接続政策および市場競争のあり方について、以下の点から重大な懸念を抱き、強く意見を述べさせていただきます。 ○ 第一に、大手通信事業者による市場の寡占状態を温存・容認しかねない規制緩和の方向性に対する強い懸念です。現在議論されている接続政策や次世代ネットワークのあり方が、実態として一部の巨大通信事業者（メガキャリア）の既得権益や優位性を追認するものとなっていないかという点に大きな疑問を感じます。通信インフラは国民生活や地域経済にとって不可欠な公共財であるにもかかわらず、東京などの大都市圏に基盤を置く特権的企業の論理や利益誘導が優先され、地方の事業者や新規参入者が不当に排除されるような市場構造が固定化されることは、国民経済における不公平感をさらに拡大させるものと言わざるを得ません。 ○ 第二に、モバイル通信や光回線といった固定通信インフラ、さらには地上波放送に関連する負担など、国民生活に不可欠なあらゆる通信・メディア環境において、際限のないコスト負担や不透明な料金構造が放置されていることへの強い懸念です。物価高騰と生活コストの増大に直面する一般市民に対し、実態の伴わないインフラ維持の名目で過重な負担を強いることは、生活者の生活基盤を根底から脅かすものです。 ○ 第三に、マイナンバーカードの事実上の必須化や過度なデジタル管理の推進と連動した、国民の選択肢を狭める通信環境の強制に対する強い懸念です。行政や通信業界が一体となって、あらゆるサービスや行政手続きの前提として特定ネットワークの利用やデジタル環境への強制的な囲い込みを進める姿勢が見受けられますが、これは個人の選択の自由やプライバシーの権利を脅かすものです。 ○ 最後に、すべての通信政策、接続制度、および関連するインフラ・放送の運用において、大手通信事業者による寡占状態の容認、光回線や地上波放送等にまつわる過重な負担、マイナンバーカードの事実上の必須化・紐付け推進、および東京中心の偏重構造を速やかに改めるよう強く求めます。行政の役割は、国民をデジタルシステムで管理・監視することや特権的な経済強者の論理に迎合することではなく、一般市民や地方の生活者が公正な競争のもとで安心してインフラを利用できる生活基盤と社会経済基盤を堅持することであると強く訴えます。 【個人M】	○ 頂いた御意見については、今後の参考として承ります。	無

以上